令 和 ８ 年 度 版

熱海市の福祉・健康

目　　次

第１章　　総　　括

１．熱海市の人口の推移 1
２．年齢別男女別人口の推移 2
３．健康福祉部組織図 3
４．健康福祉部の事務分掌 4
５．福祉事務所関係当初予算 8

第２章　　高齢者福祉

１．在宅福祉サービス
(1) 家族介護用品支給事業 9
(2) 熱海市在宅生活安心システム推進事業 10
(3) 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業 11
(4) 福祉電話基本料金助成事業 12
(5) 老人日常生活用具給付等事業 12
２．その他サービス
(1) 認知症高齢者保護情報共有事業 13
(2) 熱海市終活支援事業あんしん 13
(3) 高齢者運転免許証返納支援事業 14
(4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業 14
(5)熱海市高齢者補聴器購入費助成金 15
３．一般介護予防事業
(1) 膝痛・腰痛を楽にする教室 16
(2) 出前講座 16
(3) 講演会 17
４．権利擁護
(1) 成年後見制度利用支援事業 17
(2) 成年後見センター運営事業 18
(3) 成年後見推進事業 19
５．老人福祉法による措置事務
(1) 養護老人ホームの入所措置 20
(2) やむを得ない事由による措置 21

６．その他の福祉施設
(1) 熱海市総合福祉センター 23
(2) 民間有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、
高齢者向けマンション 23
７．生きがい・交流・学習・就労
(1) 簡易老人憩いの家設置事業 25
(2) スポーツ・レクリエーション活動 27
(3) 敬老の日記念行事 27
(4) 老人クラブ 28
(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター 29
８．高齢者世帯の状況
(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況） 31

第３章　　生活保護
１．生活保護
(1) 生活保護とは 33
(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業 38
２．生活困窮者自立支援
(1) 生活困窮者自立支援 39
３．婦人保護
(1) 女性相談事業 40

第４章　　障がい福祉
１．身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉
(1) 身体障がい者福祉の基礎資料 41
(2) 知的障がい者福祉の基礎資料 41
(3) 精神障がい者福祉の基礎資料 42
(4) 障がい福祉制度の基礎資料 42
(5) 障がい者（児）施設の基礎資料 43
２．身体、知的障がい者福祉
(1) 福祉有償運送運営協議会事業 45
(2) 障がい者地区相談員事業 45
(3) 在宅給食サービス事業 46
(4) 特別障害者手当等支給事業 46
(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 47

(6) 重度身体障害者紙おむつ支給事業 48
(7) 心身障害者扶養共済制度 48
(8) 重度心身障害者介護手当支給事業 49
(9) 重症心身障害児童扶養手当支給事業 50
(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業 50
(11) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 51
(12) 特別児童扶養手当支給事業 51
３．介護給付（障害者総合支援法によるもの）
(1) 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等 52
４．訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）
(1) 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練等 54
５．地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）
(1) 障害支援区分認定審査会運営事業 56
(2) 手話奉仕員養成等事業 56
(3) 手話通訳者派遣事業 56
(4) 手話通訳者の設置 57
(5) 要約筆記者の派遣事業 57
(6) 移動支援事業 58
(7) 日中一時支援事業 58
(8) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業 59
(9) 障がい者スポーツ大会事業 59
(10) 地域活動支援センター等事業 60
(11) 熱海伊東地区地域自立支援協議会 61
(12) 日常生活用具給付等事業 62
(13) 成年後見制度利用支援事業 63
６．障害者総合支援のその他の事業
(1) 特定障害者特別給付費 64
(2) 身体障害者（児）補装具費支給事業 64
(3) 高額障害福祉サービス等給付事業 65
(4) 新高額障害福祉サービス等給付事業 65
(5) 地域相談支援事業 66
(6) 計画相談支援事業 66
７．自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）
(1) 自立支援医療（更生医療）給付事業 67
(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業 67

(3) 療養介護医療事業 68
8．障害者医療費等の助成
(1) 重度障がい者（児）医療費助成事業 68
(2) 精神障害者医療費助成事業 69
(3) 難病患者等見舞金支給事業 69
(4) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業 70
9．在宅心身障がい児への福祉
(1) 障がい児通所給付費 71

第5章　児童福祉
1．児童の養育への福祉
(1) 児童手当の支給 73
(2) 子ども医療費助成 74
(3) 多子世帯就学支援事業費助成金 75
(4) 多子世帯放課後児童クラブ利用料助成金 75
(5) 在宅育児応援金 76
(5) 保育所等への入所 76
2．心身障害児への福祉
(1) 相談指導 82
(2) 心身障害児一日保育 82
(3) 福祉団体育成 83
(4) その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照 83
3．児童の相談や養護を必要とする福祉
(1) こども家庭センター 84
(2) 児童養護施設等の措置 84
(3) 里親制度 85
(4) 情緒障害児 86
(5) 要保護児童 86
(6) 親子ふれあい教室 87
4．児童遊園 87
5．放課後児童健全育成事業 88
6．ひとり親家庭への福祉
(1) 母子父子福祉資金の貸付 89
(2) 寡婦福祉資金の貸付 89
(3) 児童扶養手当の支給 93

(4) ひとり親家庭等医療費の助成 95
(5) 母子生活支援施設入所措置 95
(6) 交通遺児見舞金等の支給 96
(7) 母子家庭等自立支援給付金 97
(8) ひとり親家庭等就学支援事業費助成金 98
(9) 放課後児童クラブ利用者負担軽減事業 98
7．子育て家庭への福祉
(1) 地域子育て支援センター 99
(2) 親子ふれあいサロン 100
(3) ファミリーサポートセンター 101

第6章　その他の福祉
1．災害救助
(1) 災害救助法 103
(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金 105
(3) 災害援護資金貸付金 106
(4) 被災者生活再建支援制度 107
(5) 被災者自立生活再建支援事業 108
(6) 熱海市災害見舞金の支給 109
2．令和3年7月伊豆山土石流災害に係る災害救助
(1) 災害救助法の適用 110
(2) 災害弔慰金・災害見舞金の実績 110
(3) 災害援護資金貸付金の実績 110
(4) 被災者生活再建支援制度の実績 110
(5) 被災者の生活再建支援に係る補助金の実績 111
3．日本赤十字社（熱海市地区）
(1) 日本赤十字社熱海市地区事業 111
(2) 講習会の開催 113
(3) 災害救護品の交付 113
(4) 義援金・救援金の募集 113
(5) 献血事業 113
(6) 赤十字奉仕団 114
4．戦没者遺族等の援護 114
5．民生委員児童委員活動 115
6．地域福祉基金の整備状況 117

７．重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等） 117
８．重層的支援体制整備事業として実施している事業一覧（再掲） 118

第７章　介護保険
１．介護保険制度
(1) 介護保険制度の概要 121
(2) 要介護認定・サービス利用 122
(3) 地域支援事業 123
(4) 保険料 123
(5) サービスの費用割合 124
２．介護保険事業の実施状況
(1) 被保険者数及び要介護認定者数等 125
(2) サービス利用状況 126
(3) 介護サービス費の支払状況 127
(4) 地域支援事業の実施状況 128
(5) 保健福祉事業の実施状況 130
(6) 介護サービス提供事業者の状況 131
(7) 介護保険料の賦課の状況 137
(8) 介護保険料の減免について 138
(9) 介護保険給付費準備基金の状況 139

第８章　健　康
１．母子保健事業
(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 141
(2) 母子健康診査 141
(3) 母子健康相談 145
(4) 母子健康教育 147
(5) 母子訪問指導 147
(6) 歯科保健推進事業（一部再掲） 148
(7) 母子健康包括支援事業 151
(8) あたみっ子出産応援金支給事業 152
(9) マタニティ・サポート事業 153
(10) 不妊治療費助成事業 153
(11) 未熟児養育医療 154
(12) 妊婦のための支援給付金支給事業 154

２．あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診
(1) あたみ国保特定健診・特定保健指導 156
(2) フレイル健診 156
(3) 保健・医療等の適正な利用促進事業 156
(4) 特定健康診査に代わる健康診査情報提供 158
(5) 重症化予防事業 158
３．健康増進事業
(1) 市民健診（がん検診等） 161
(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 164
(3) 若年がん患者等支援事業 164
(4) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」） 165
(5) 健康相談 167
(6) 健康教育 168
(7) 訪問指導 170
(8) 健康づくり事業 172
(9) 栄養改善事業 175
(10) 健康づくり地区組織活動 181
４．歯科保健事業
(1) 乳幼児期歯科保健事業 185
(2) 学童期・青年期歯科保健事業 185
(3) 成人期歯科保健事業 186
５．結核予防・予防接種事業
(1) 結核健康診断 187
(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部 188
(3) 予防接種法による事業（予防接種） 188
(4) 予防接種法以外による事業（予防接種） 190
６．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(1) 高齢者に対する個別アプローチ(ハイリスクアプローチ) 191
７．通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)
(1) 健康教育・健康相談 193
(2) フレイル状態の把握（リハビリ貯筋教室） 193
８．熱海市救急医療事業
(1) 熱海市救急医療事業 194
(2) 熱海市歯科救急医療事業 195

(3) 初島診療所 195
第９章　　社会福祉法人　熱海市社会福祉協議会
１．熱海市社会福祉協議会の概要 197
(1) 広報紙の発行 200
(2) サマーショートボランティア 200
(3) 住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」） 201
(4) 重層的支援体制整備事業 201
(5) 地域福祉活動 203
(6) 生活福祉資金貸付 206
(7) 日常生活自立支援事業 207
(8) 成年後見制度への対応 208
(9) 生活困窮者自立相談支援事業 208
(10) 小口資金貸付 208
(11) 伊豆山ささえ逢いセンター 208
(12) 社会福祉大会 209
(13) 赤い羽根共同募金 210
(14) 歳末たすけあい募金 211
(15) 民生委員・児童委員活動の協力 211
(16) 老人クラブ連合会 211
(17) 在宅介護者の会 212
(18) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成） 212
(19) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス） 212
(20) 通所介護事業（デイサービス） 212

第　1　章

総　括

第１章　　総　括

１．熱海市の人口の推移

年月日	総人口	男	女	世帯
S62.4.1	48,950	22,231	26,719	20,626
S63.4.1	48,729	22,122	26,607	20,771
H1.4.1	48,332	21,906	26,426	20,658
H2.4.1	47,869	21,631	26,238	20,692
H3.4.1	47,489	21,510	25,979	20,739
H4.4.1	47,095	21,281	25,814	20,861
H5.4.1	46,793	21,072	25,721	20,960
H6.4.1	46,375	20,918	25,457	20,916
H7.4.1	46,059	20,834	25,225	21,013
H8.4.1	45,629	20,693	24,936	21,119
H9.4.1	45,203	20,506	24,697	21,175
H10.4.1	44,747	20,310	24,437	21,139
H11.4.1	44,128	20,047	24,081	21,012
H12.4.1	43,624	19,835	23,789	20,999
H13.4.1	43,263	19,654	23,609	21,079
H14.4.1	42,740	19,441	23,299	20,931
H15.4.1	42,582	19,318	23,264	21,087
H16.4.1	42,289	19,202	23,087	21,121
H17.4.1	41,904	19,036	22,868	21,194
H18.4.1	41,720	18,950	22,770	21,319
H19.4.1	41,508	18,850	22,658	21,429
H20.4.1	41,101	18,647	22,454	21,482
H21.4.1	40,592	18,403	22,189	21,410
H22.4.1	40,281	18,280	22,001	21,420
H23.4.1	39,828	18,073	21,755	21,322
H24.4.1	39,498	17,943	21,555	21,357
H25.4.1	39,287	17,783	21,504	21,469
H26.4.1	38,808	17,532	21,276	21,358
H27.4.1	38,284	17,314	20,970	21,235
H28.4.1	37,927	17,148	20,779	21,300
H29.4.1	37,612	16,987	20,625	21,416
H30.4.1	37,225	16,825	20,400	21,446
H31.4.1	36,848	16,663	20,185	21,496
R2.4.1	36,437	16,509	19,928	21,535
R3.4.1	35,721	16,172	19,549	21,399
R4.4.1	34,973	15,843	19,130	21,106
R5.4.1	34,301	15,550	18,751	20,927
R6.4.1	33,603	15,276	18,327	20,776
R7.4.1	33,000	14,998	18,002	20,699
R8.4.1	32,625	14,805	17,820	20,844

平成25年度から外国人人口・世帯を含む。

２．年齢別男女別人口（国勢調査）の推移

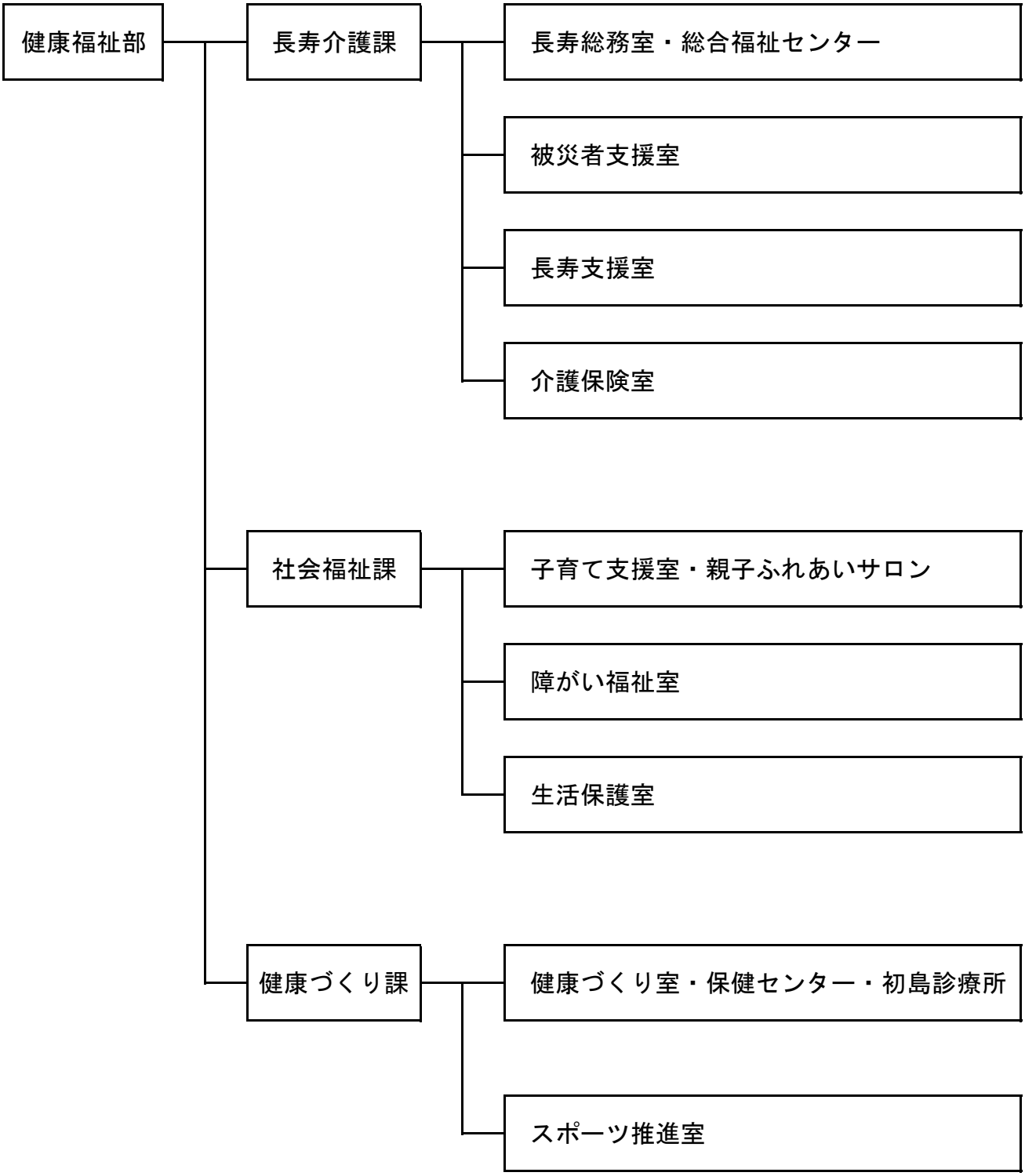
（令和8年4月1日現在）

区分	平成12年国勢調査			平成17年国勢調査			平成22年国勢調査			平成27年国勢調査			令和2年国勢調査			令和8年住民登録人口		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0～4	1,351	703	648	1,058	537	521	918	460	458	745	384	361	505	261	244	400	193	207
5～9	1,557	825	732	1,310	670	640	1,010	512	498	889	438	451	665	343	322	477	245	232
10～14	1,607	804	803	1,480	767	713	1,276	651	625	1,032	530	502	823	404	419	664	342	322
15～19	1,758	859	899	1,512	718	794	1,407	684	723	1,283	624	659	976	476	500	840	401	439
20～24	2,060	916	1,144	1,518	676	842	1,307	574	733	1,330	623	707	1,200	552	648	1,355	591	764
25～29	2,534	1,256	1,278	1,715	849	866	1,331	676	655	1,154	558	596	1,036	497	539	1,250	587	663
30～34	2,213	1,069	1,144	2,228	1,119	1,109	1,542	774	768	1,166	609	557	945	488	457	1,054	560	494
35～39	2,078	1,025	1,053	2,097	999	1,098	2,173	1,088	1,085	1,498	759	739	1,032	526	506	1,012	536	476
40～44	2,019	989	1,030	2,075	1,022	1,053	2,177	1,073	1,104	2,197	1,104	1,093	1,399	694	705	1,112	570	542
45～49	2,580	1,256	1,324	2,014	977	1,037	2,108	1,045	1,063	2,195	1,100	1,095	2,081	1,035	1,046	1,478	728	750
50～54	3,859	1,776	2,083	2,621	1,288	1,333	2,091	1,004	1,087	2,164	1,074	1,090	2,175	1,045	1,130	2,199	1,099	1,100
55～59	3,981	1,751	2,230	3,963	1,815	2,148	2,786	1,341	1,445	2,209	1,075	1,134	2,181	1,069	1,112	2,477	1,215	1,262
60～64	3,718	1,603	2,115	4,042	1,784	2,258	4,181	1,901	2,280	2,881	1,377	1,504	2,227	1,063	1,164	2,469	1,219	1,250
65～69	3,447	1,474	1,973	3,665	1,585	2,080	4,183	1,833	2,350	4,182	1,911	2,271	2,889	1,380	1,509	2,527	1,224	1,303
70～74	3,035	1,238	1,797	3,319	1,345	1,974	3,571	1,497	2,074	3,921	1,657	2,264	3,943	1,770	2,173	2,795	1,363	1,432
75～79	2,317	819	1,498	2,773	1,094	1,679	3,066	1,197	1,869	3,292	1,326	1,966	3,588	1,486	2,102	3,899	1,676	2,223
80～84	1,480	476	1,004	1,850	621	1,229	2,401	860	1,541	2,663	952	1,711	2,795	1,073	1,722	3,010	1,146	1,864
85～89	898	266	632	936	262	674	1,373	386	987	1,737	571	1,166	1,948	645	1,303	2,131	745	1,386
90以上	444	132	312	562	148	414	704	156	548	947	224	723	1,213	304	909	1,476	365	1,111
不　明	0	0	0	464	220	244	6	6	0	59	30	29	587	327	260			
合　計	42,936	19,237	23,699	41,202	18,496	22,706	39,611	17,718	21,893	37,544	16,926	20,618	34,208	15,438	18,770	32,625	14,805	17,820

令和8年住民登録人口には外国人人口を含む。

３．健康福祉部組織図

令和8年4月1日現在



４．健康福祉部の事務分掌

【 長　寿　介　護　課 】

長　寿　総　務　室

（１）社会福祉法に関すること。

（２）地域福祉計画その他福祉に関する計画の統括に関すること。

（３）地域共生社会に関すること。

（４）民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること。

（５）日本赤十字社熱海市地区に関すること。

（６）被災者の援護に関すること。

（７）旧軍人、軍属及び戦没者の叙位及び叙勲に関すること。

（８）旧軍人及び軍属の恩給に関すること。

（９）戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者、引揚者等に関すること。

（10）保護司会及び更生保護女性会に関すること。

（11）社会福祉協議会及び関係福祉団体の指導育成に関すること。

（12）シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。

（13）総合福祉センターに関すること。

（14）その他部内他の課及び課内他の室に属さないこと。

被　災　者　支　援　室

（１）伊豆山土石流災害により被災した者の生活再建支援に関すること。

長　寿　支　援　室

（１）老人福祉法に関すること（入所借置等を除く）。

（２）高齢者福祉計画に関すること。

（３）初島高齢者健康増進施設に関すること。

（４）高齢者施策の企画に関すること。

（５）高齢者の在宅福祉サービスに関すること。

（６）その他高齢者福祉に関すること。

（７）介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（当該事業所の指定、指導等に係るものを除く）。

（８）包括的支援事業に関すること。

（９）任意事業に関すること（介護保険の給付等の費用の適正化に関することを除く）。

（10）地域包括ケアシステムに関すること。

（11）その他地域支援事業に関すること。

介　護　保　険　室

（１）介護保険事業の企画、運営及び広報に関すること。

（２）介護保険第１号被保険者の資格の得喪及び調査に関すること。

（３）介護保険の給付に関すること。

（４）介護保険運営協議会に関すること。

（５）地域密着型サービス運営協議会に関すること。

（６）介護認定審査会に関すること。

（７）介護認定の申請及び調査に関すること。

（８）第１号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関すること。

（９）第１号被保険者の納付証明に関すること。

（10）徴収金の嘱託及び受託に関すること。

（11）介護保険事業所（介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所を含む）の指定、指導等に関すること。

（12）地域密着型サービス事業所その他介護保険施設の整備に関すること。

（13）介護保険の給付等の費用の適正化に関すること。

【　社　会　福　祉　課　】

子　育　て　支　援　室

（１）少子化対策の推進に係る調整及び総括に関すること。

（２）児童福祉法に関すること。

（３）母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。

（４）児童手当及び児童扶養手当に関すること。

（５）子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に関すること。

（６）関係福祉団体の指導育成に関すること。

（７）家庭児童相談に関すること。

（８）親子ふれあいサロンに関すること。

（９）その他児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。

（10）子育て支援に関すること。

（11）子ども及び子育て家庭に係る総合的支援に関すること。

（12）こども家庭センターに関すること(母子保健に関することを除く)。

障　が　い　福　祉　室

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。

（２）身体障害者福祉法に関すること（援護措置を除く）。

（３）知的障害者福祉法に関すること（援護措置を除く）。

（４）精神障害者の福祉に関すること。

（５）障害者虐待防止法に関すること。

（６）心身障害者扶養共済制度に関すること。

（７）重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成に関すること。

（８）障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。

（９）特定疾患療養者の援助に関すること。

（10）重症心身障害児童扶養手当に関すること。

（11）関係福祉団体の指導育成に関すること。

（12）その他心身障害者及び心身障害児に関すること。

（13）その他課内他の室に属さないこと。

生　活　保　護　室

（１）生活保護法に関すること（保護措置を除く）。

（２）生活困窮者自立支援法に関すること。

（３）行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

（４）住所不定者（施設管理者のいる者を除く）及び旅費欠乏者の援護に関すること。

（５）女性相談及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関すること。

（６）納骨堂の維持管理に関すること。

（７）その他生活保護に関すること。

【 健 康 づ く り 課 】

健 康 づ く り 室

（1）母子保健に関すること。

（2）予防接種に関すること。

（3）健康づくりの推進に関すること。

（4）健康増進法に基づく健康診査に関すること。

（5）食育の推進に関すること。

（6）歯科口腔保健に関すること。

（7）救急医療に関すること。

（8）結核その他感染症の予防に関すること。

（9）データヘルス計画の推進に関すること。

（10）後期高齢者の保健事業に関すること。

（11）健康づくり関係団体に関すること。

（12）総合病院に係る連絡調整に関すること。

（13）初島診療所に関すること。

（14）保健センターに関すること。

（15）こども家庭センターに関すること(児童福祉に関することを除く)。

（16）その他課内他の室に属さないこと。

ス ポ ー ツ 推 進 室

（1）スポーツの振興に関すること。

（2）スポーツ活動及びレクリエーションの指導普及に関すること。

（3）健康維持スポーツ活動に関すること。

（4）社会体育施設の管理及び運営に関すること。

（5）社会体育諸団体の育成及び指導に関すること。

（6）スポーツ推進委員に関すること。

（7）教育委員会との連絡調整に関すること。

５．福祉事務所関係当初予算

（単位：千円）

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社会福祉費	**1,269,991**	**1,235,707**	**1,237,048**	**1,498,459**	**1,497,245**	**1,670,595**
社会福祉総務費	374,617	376,732	367,423	516,487	486,275	459,200
身体障害者・知的障害者福祉費	783,284	743,574	746,012	743,126	767,511	963,906
障害者医療助成費	83,772	85,406	84,802	82,722	81,370	80,762
総合福祉センター費	28,318	29,995	27,370	31,247	33,007	25,872
重層的支援体制整備費	0	0	0	124,877	129,082	140,855
新型コロナウィルス感染症生活困窮者自立支援金給付費	0	0	11,441	※	※	※
老人福祉費	**168,491**	**161,080**	**251,899**	**206,442**	**160,037**	**162,418**
老人援護費	168,491	161,080	251,899	206,442	160,037	162,418
児童福祉費	**1,420,038**	**1,254,607**	**1,224,315**	**1,214,021**	**1,274,636**	**1,455,100**
児童福祉総務費	673,041	636,890	612,514	585,188	649,085	777,984
児童措置費	461,364	475,835	473,383	496,313	462,251	506,382
保育所費	285,633	141,882	138,418	132,520	163,300	170,734
生活保護費	**1,266,945**	**1,255,313**	**1,250,441**	**1,255,158**	**1,212,704**	**1,257,426**
生活保護総務費	6,945	5,313	5,035	9,849	7,793	7,565
扶助費	1,260,000	1,250,000	1,245,406	1,245,309	1,204,911	1,249,861
災害救助費	**2,500**	**2,500**	**2,587**	**1,087**	**1,087**	**2,326**
災害救助費	2,500	2,500	2,587	1,087	1,087	2,326
福祉関係予算計	**4,127,965**	**3,909,207**	**3,966,290**	**4,175,167**	**4,145,709**	**4,547,865**
民生費	**6,570,985**	**6,289,479**	**6,431,414**	**6,708,101**	**6,677,983**	**7,198,031**
一般会計	**18,631,000**	**18,003,000**	**19,654,000**	**20,241,000**	**20,884,000**	**23,531,000**

※制度終了

（注）社会福祉費のうち、国民年金費を除く。
　　老人福祉費のうち、老人医療費、介護保険事業特別会計繰出金を除く。
　　児童福祉費のうち、認定こども園費を除く。

第　　2　　章

高齢者福祉

第２章　高齢者福祉

１．在宅福祉サービス

（１）家族介護用品支給事業

【目　　的】　在宅のねたきり高齢者を介護する家族等に介護用品が購入できる家族介護用品券を支給することで家族の経済的負担の軽減を図るものである。

【対 象 者】　次のいずれにも該当する第１号被保険者を主として介護している家族等

① 市内に住所を有し、居住していること。

② 要介護認定において要介護３、４又は５の認定を受けていること。

③ ねたきり、認知症等により排せつに関する介護を受けており、かつ、失禁状態にあるため日常的におむつを使用していること。

④ 月の半分以上は自宅にて生活している状態であること。

⑤ 介護保険料の滞納がないこと(分納誓約を誠実に履行し、完納が見込まれるときを含む)。

⑥ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく一時扶助として被服費が支給されていないこと。

【現　　状】　対象者が熱海地区薬剤師会に加盟する店舗で利用できる家族介護用品券を支給している。対象者は、家族介護用品券と希望する紙おむつ、尿取りパット等の排泄に関する介護用品と引き換えることができる。また、一律月額８，０００円としていた支給額を令和３年度からは保険料段階により月額８，０００円及び５，０００円の２段階の支給額とした。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１２年度（平成１２年４月１日開始）

【令和８年度予算額】　１５，６００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	９，１４４	１１，５３２	１１，９０４	１４，８８０	１４，８８０
決算額	８，１０７	８，８６８	１０，０２６	９，５８４	８，６６７
利用人数	７１ １０１	８５ １４８	１１１ ２１９	１１５ １５６	６４ ６３

※利用人数は、上段が保険料段階１～３、下段が４以上（令和３年度から実施）

【医薬品券取扱店】

店名	場所	店名	場所	店名	場所
スギモト薬局	銀座町	秋本薬局	清水町	みらい薬局	田原本町
岡田薬局	中央町	メグミ薬局	昭和町	スミレ薬局	昭和町
高橋薬局	清水町	双葉薬店	上多賀	ユーアイ薬局	中央町
あすなろ薬局	田原本町	かもめ薬局	田原本町	今木薬局	清水町
薬局１２３	伊豆山	ハンディ	中央町		

（2）熱海市在宅生活安心システム推進事業

【目　　的】　ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより災害急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をはかり、その福祉の増進に資する。

【対 象 者】　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者等

【現　　状】　本事業は、昭和６３年度から６５歳以上のひとり暮らし高齢者等の事故や災害及び急病等の緊急事態に備えるため、各対象世帯に緊急通報装置及びペンダント型通報端末装置、火災報知機等を設置し、それらを業務委託先事業者のコールセンターと連携することで、対象者の緊急時の対応や孤独感の解消、安否確認などに役立っている。なお、平成２２年度からは、「人感センサー」を取り入れ更に見守りは強化されている。

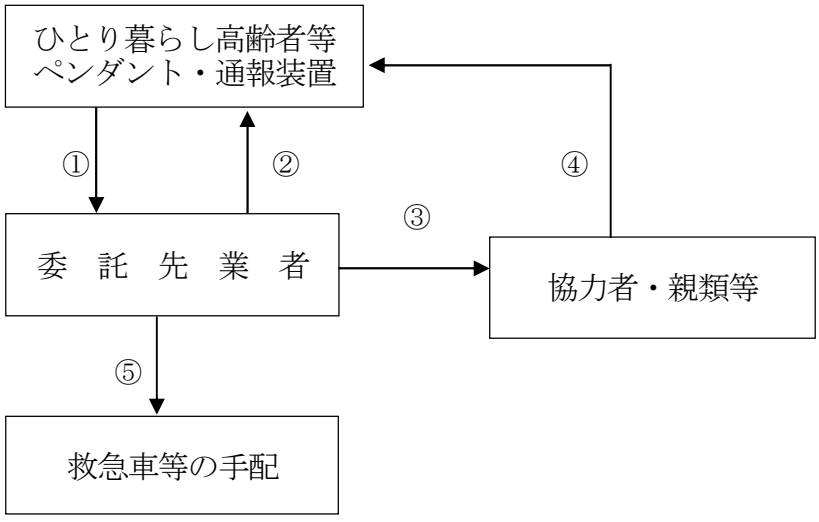
【実施主体】　熱海市

【業務委託先】　立山科学株式会社

【開始年度】　昭和６３年度

【事業概要】　委託先業者が設置した機器により安否の確認を行い、異常を検知した場合に消防への通報や、外部協力員への出動要請を行う。

【連絡網フロー図】



【令和８年度予算額】　７，１２８千円

【行政実績】　（単位：千円、台、人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	８，９１０	８，９１０	８，９１０	８，９１０	８，９１０
決算額	７，７６３	７，７０４	６，９５８	６，３９１	５，９９６
設置台数	２２０	２０９	１８３	１９５	１５６
利用人数	２５０	２５６	２３６	２２６	２０８

※設置台数は各年度末の設置台数、利用者数は年度内の実利用者人数

【根拠法令等】　熱海市在宅生活安心システム推進事業実施要綱（平成元年告示第３号）

（３）熱海市在宅高齢者等給食サービス事業

【目　　的】　在宅の要援護高齢者等に対し給食サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をはかるとともに家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【対 象 者】　概ね６５歳以上の在宅のひとり世帯、高齢者のみの世帯又は、これに準ずる世帯

【現　　状】　給食サービスは昭和５２年より開始され、梅園荘にて調理し、職員等により配送を行っていたが、平成８年度より、民間委託に変更し、月曜日～土曜日の内、週４回までの希望曜日に、配送によるサービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として１食当たり３５０円の負担を願うこととなっている。

【実施主体】　熱海市

【運営主体】　株式会社　キヨミ

【開始年度】　昭和５２年度（平成８年度から委託）

【令和８年度予算額】　１３，５４５千円

【行政実績】　（単位：千円、人、件）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１０，８８０	１２，３２５	１２，１６０	１１，４００	１３，３００
決算額	１０，８９６	１０，７３９	１１，９８３	９，０５８	８，８６５
実利用人員	３３７	３５７	３２４	２９７	２９９
支給件数	３２，９９９	３５，７８７	３２，６６２	３０，１３６	２５，２３３

【根拠法令等】　熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成６年告示第８号）

（4）福祉電話基本料金助成事業

【目　　的】　ひとり暮らし高齢者等の安否と緊急の連絡用として、電話機を貸与し、その基本料金を助成して負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　ひとり暮らし高齢者等

【現　　状】　市が所有している電話加入権を低所得世帯のひとり暮らし高齢者等に無料で貸与し、電話基本料金を当該高齢者に代わって市が負担している。

利用者は、通話料金のみを負担し、設置料金等については全額市負担で行っている。

平成２１年度からは、福祉電話を希望している待機者や、在宅生活安心システムを希望しながら、自宅に電話がないため利用できない方を無くすため、電話加入権を必要としない契約により利用できる制度を活用し、サービスをより充実させることとする。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５５年度

【令和８年度予算額】　１，０６６千円

【行政実績】　（単位：千円、台）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	６７２	７８０	８１１	８１１	８３８
決算額	６５６	６８７	５５３	４７６	５４４
利用台数	３８	３８	３０	２２	２６

【根拠法令等】　熱海市福祉電話貸与及び基本料金助成事業実施要綱（昭和６３年告示第３２号）

（5）老人日常生活用具給付等事業

【目　　的】　寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行う。

【対 象 者】　概ね６５歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者

【現　　状】　本事業は在宅介護を生活用具の面から支援するためのもので、電磁調理器の給付を行っている。火災報知器、自動消火器の給付並びに老人福祉電話の貸与は、在宅生活安心システム推進事業及び福祉電話基本料金助成事業で対応するものとして実施していない。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５１年度

【事業概要】

区分	種目	対　象　者	性　　能
給付	電磁調理器	概ね６５歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。

【令和８年度予算額】　３６千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	３８	３８	３５	３５	３５
決算額	5	0	１３	0	8
件数	1	0	2	0	1

【根拠法令等】　老人日常生活用具給付等事業の実施について
老人日常生活用具給付等事業実施要綱
（平成１２年９月２７日老発第６５６号老人保健福祉局長通知）

２．その他サービス

（１）認知症高齢者保護情報共有事業

【目　　的】　認知症等により徘徊が見られる高齢者等に対して、QR コードが印字されたシールを交付し、衣服等にシールを貼り早期保護の仕組みを整えることを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　令和元年度

【令和８年度予算額】　２４千円　（QR コードラベルシール代：隔年）

【登録実績】　（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規登録者数	3	7	5	6	7

【根拠法令等】　熱海市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要領（令和元年７月１日制定）

（２）熱海市終活支援事業あんしん

【目　　的】　ひとり暮らしで頼れる身寄りがいない市民が生前に葬儀社と火葬・納骨に関する死後事務委任契約を結べるように支援する。意思表示が困難になった際の医療・介護に関する希望も登録し、老後の不安の解消を目指す。

【対 象 者】　下記のすべてを満たす市民
・６５歳以上の高齢者。ただし、６５歳未満であっても重篤な疾病などにより余命が短いなどの事由がある場合は対象とする。
・ひとり暮らしであること。
・頼れる身寄りがいないこと。
・自らの意思を明瞭に示すことができること。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　令和元年度

【登録実績】　（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者数	1	9	１０	１０	5

（3）高齢者運転免許証返納支援事業

【目　　的】　高齢者による交通事故の減少を図り、あわせて公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援することを目的とする。

【現　　状】　運転経歴証明書の取得にかかる手数料を助成する。

【対 象 者】　６５歳以上の熱海市民

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２７年度

【令和８年度予算額】　３４４千円

【登録実績】　（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者数	２９２	２４３	２０４	２１２	２４５

（4）社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

【目　　的】　低所得者で極めて厳しい経済状況にある者について、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の一部を減免することで、福祉サービスを利用しやすくし、介護保険法の円滑な実施を図る。本事業は平成１７年１０月より、対象要件・軽減割合などが改正されより幅広く利用できるようになった。

【対 象 者】
- 年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること
- 預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- 介護保険料を滞納していないこと

【現　　状】　本市における社会福祉法人等による利用者負担軽減事業は、平成１２年４月１日から実施している。令和７年度においては、社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を被保険者３４人に発行した。

【実施主体】　熱海市（補助率　国２／４　県１／４　熱海市１／４）

【開始年度】　平成１２年度（平成１２年４月１日開始）

【軽減割合】　利用者負担の１/４（老齢福祉年金受給者については１/２）の軽減を行う

【対象サービス】　社会福祉法人が行う介護保険サービスで、特別養護老人ホーム、訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）、通所介護サービス（デイサービス）、短期入所生活介護サービス（ショートステイ）など計１６サービス

【令和８年度予算額】　１，３９４千円

特別養護老人ホーム　１，１８９，０００円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護（在宅介護サービス）　２０５，０００円

【令和７年度の実績】（令和７年４月～令和８年３月）　（単位：人、円）

社会福祉法人名等（　）内は特別養護老人ホーム名等	発行人数	補助金交付額
社会福祉法人　湖成会　（熱海伊豆海の郷）	１４	８５４，８３３
社会福祉法人　熱海いでゆの園　（姫の沢荘）	１１	４４６，５５１
社会福祉法人　海光会　（海光園）	6	0
社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を発行したが利用しなかった人（社福以外の法人の利用、死亡等）	3	0
合計	３４	１，３０１，３８４

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	９００	８１０	１，１７８	１，２２４	１，２９５
決算額	９６０	１，０１３	１，２４３	１，１２９	１，３０１
利用件数	２６	２１	２４	２２	２２

【根拠法令等】　熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱

（平成１２年告示第４８号）

熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

（平成１３年告示第２１号）

静岡県介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱

（５）熱海市高齢者補聴器購入費助成金

【目　　的】聴力機能の低下がある高齢者に対し、生活支援及び社会参加の促進を図る。

【対 象 者】下記の全てを満たす６５歳以上の熱海市民

- 両耳の聴力レベルが４０デシベル以上であり、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けていること。
- 市税等を滞納していないこと。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）その他の法令により、補聴器の購入について助成の対象とならないこと又は過去において助成を受けたことがないこと。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　令和７年度

【令和８年度予算額】　３００千円

【支給実績】

区分	令和７年度
支給者数	７７
支給金額	２，２９１

３．一般介護予防事業

（１）膝痛・腰痛を楽にする教室

【目　　的】　人工関節や脊柱管狭窄症などを持つ高齢者に対して、正しい身体の動かし方やセルフケアの方法を伝え、柔軟性や筋力の維持・向上を図ることを目的とする。

【対 象 者】　脊柱管狭窄症や変形性関節症などの関節疾患がある、又は人工関節を挿入している６５歳以上の市民

【現　　状】　介護一次予防として健康づくり課事業であったが、平成２９年度より長寿支援室の事業となった。現在、講師は理学療法士、管理栄養士が行っている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２６年度

【令和８年度予算額】　４８０千円

【令和７年度参加人数（延べ）】　１３３人

（２）出前講座

【目　　的】　フレイルを未然に防ぐため、原因となる「筋力の低下」・「口腔の機能低下」「低栄養」の対応に必要な知識を提供し、健康の保持・増進を図る。また、認知症予防や介護、医療、終活などに関しての情報提供、支援等を行うことを目的とする。

【対 象 者】　地域サロン、老人クラブ等の団体

【現　　状】　体力測定、認知症予防、運動指導等、依頼された内容で講座を開催する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２９年度

【令和７年度実績】　（単位：人）

実施月	実施団体	参加人数
５月	東伊豆山町内会	１７
５月	和田木サロン	１５

６月	社会福祉協議会　在宅介護者の会	６
６月	包括支援センター　民生委員研修	２４
７月	シニアクラブ熱海　女性部	１３
７月	上多賀サロン	１６
７月	和田浜朗和会	１７
７月	熱海消費問題研究会	１１
９月	友楽町　町内会	２０
９月	シニアクラブ熱海、社会福祉協議会	２１
１１月	シニアクラブ熱海、社会福祉協議会	１２
１１月	桜木町　いきいきサロン	１５
１２月	ライオンズマンション湯河原万葉公園管理組合	１６
令和８年１月	シニアクラブ熱海、社会福祉協議会	１３

（３）講演会

【目　　的】　介護が必要な状態にならずに住み慣れた地域で健康に暮らし続けるために、広く住民に対して健康づくりや介護予防について学ぶ機会を設けることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市民

【現　　状】　令和７年度は認知症のご本人が見ている風景や生きている世界を旅のスケッチ形式で紹介している「認知症世界の歩き方」の著者による講演会を実施した。また、チームオレンジメンバー及び認知症サポーターにも参加してもらい、それらのレベルアップを図った。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２９年度

【令和８年度予算額】　３３０千円

【令和７年度実績】　参加人数　５０人

４．権利擁護

（１）成年後見制度利用支援事業

【目　　的】　認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

【対 象 者】　認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であり、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がない者、または四親等内の親族があっても音信不通の状況等にある者で、市長が本

人の保護のために申立ての支援を行うことが必要と認めた者

① 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。ただし、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者、生活保護法第１９条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者を除く。

② 介護保険法第１３条に規定する本市の住所地特例対象被保険者

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第１項の規定により、本市から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

④ 生活保護法第１９条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成１７年度

【令和８年度予算額】 ３，３６０千円

後見人への報酬補助（１４人分） ３，３６０，０００円

【行政実績】 （単位：千円、件）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	３，５６０	３，６１５	３，６１５	３，３６０	３，３６０
決算額	２，５８９	２，５３９	１，７７０	１，６３３	１，５４８
申立件数（高齢者）	１０	１２	１０	４	７
助成件数（高齢者）	１８	１５	１３	１０	９

【根拠法令等】 熱海市成年後見制度利用支援事業実施要領（平成１７年告示第３６号）

（２）成年後見センター運営事業

【目 的】 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行い、制度の利用促進や地域住民の権利擁護を推進することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 （福）熱海市社会福祉協議会

【事業概要】 ・熱海市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談業務及び利用支援を行う。

・市民後見人候補者の登録及び受任調整等活動支援を行う。

・成年後見制度に係る関係機関等とのネットワーク構築を行う。

・その他熱海市成年後見センターの運営に関し必要な業務を行う。

【開始年度】 平成３０年度

【令和８年度予算額】　６，５５０千円

（３）成年後見推進事業

【目　　的】　認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の第三者による後見人）を養成し、市民後見人による被後見人、被保佐人または被補助人の財産管理や身上監護といった成年後見業務の実施を促進することで、「成年後見制度」の利用が必要な高齢者等が適切に制度を利用できる環境の整備を図ることを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【業務委託先】　（福）熱海市社会福祉協議会

【事業概要】　・市民後見人等の資質向上及び適正な活動のために市民後見人等や市民後見人養成研修修了者に対して定期的に研修を実施する。

・専門職との連絡会議の開催等による連携体制を構築し、市民後見人等の困難事例等への事案解決能力の向上を図るとともに市民後見人等の適正な活動を支援する。

・地域住民向けに市民後見人等の必要性や役割に関する成年後見制度講演会を実施し、成年後見制度の普及啓発に努める。

【開始年度】　平成２７年度

【令和８年度予算額】　５７５千円

５．老人福祉法による措置事務

（１）養護老人ホームの入所措置

【目　　的】　環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る)により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させ、又は入所の委託をして、その高齢者の福祉の向上を図る。(平成１８年４月１日法改正)

【対 象 者】　原則として６５歳以上の人を対象とし、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方

【現　　状】　平成１８年３月２８日より、委託先の養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」等に入所し、ホーム内で充実した生活を送っている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和３８年度

【事業概要】　「熱海伊豆海の郷」に委託する以前は、市立養護老人ホーム「梅園荘」に入所措置を行っていた。

【業務委託先】　社会福祉法人湖成会　養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」
社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団　横須賀養護老人ホーム
入所措置に際しては、熱海市老人ホーム入所判定委員会の判定を受け、入所の可否を決定してから、内規の取り決めによりその順位を決める。
措置（委託）費　１人１ヵ月当たり　約２００，０００円
費用徴収　　本人の収入金額、扶養義務者からは所得税額に応じ費用徴収がある。
・入所者本人　　０円～　措置費額の全額
・扶養義務者　　０円～　措置費額の全額

○熱海市より措置している養護老人ホームの状況

施設名	経営主体	定員	備考
養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」	(福) 湖聖会	５０人	平成１８年３月２８日開設
横須賀養護老人ホーム	(福) 神奈川県 社会福祉事業団	５０人	昭和４６年４月１日開設

【令和８年度予算額】　１３９，８０５千円

(熱海伊豆海の郷) 事務費（障害者加算以外　４５人分）８４，５９５，３２０円
事務費（障害者加算　　５人分）１１，８４１，０６０円
生活費（５０人分）　　３３，８５２，０００円
介護保険料加算（無年金者　８人分）　　１５２，８００円

介護保険サービス利用者負担加算（３０人分）

４，６８０，０００円

被服費（５０人分）　５０，０００円

冬季加算（５０人分）　５１７，５００円

期末加算（５０人分）　２５７，０００円

（養護老人ホーム・熱海市外）

事務費（１人分）　２，７８５，７７６円

介護人材確保・職場環境改善加算（１人分）　７，８００円

生活費（１人分）　７１０，４４８円

被服費（１人分）　１，０００円

冬季加算（１人分）　１０，３５０円

期末加算（１人分）　５，１４０円

介護保険サービス利用者負担加算（１人分）

１８０，０００円

病弱者加算（１人分）　１５７，９２０円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１３８，１５７	１３８，０８５	１３７，７０９	１３４，８８２	１３５，１１３
決算額	１２３，５２９	１１６，８８２	１２５，８５５	１３２，７０１	１２５，８５３
養護措置人数	５５	５６	５０	４９	４７

※予算額及び決算額は「やむを得ない事由による措置」との合算

（２）やむを得ない事由による措置

【目　　的】　本人の身体状況等のやむを得ない事由により、介護福祉施設への入所が困難な者等に対し、老人福祉法第１０条の４及び第１１条第１項によりサービスの提供に結びつけるもの。

【現　　状】　当市では単身高齢者の割合が高く、また親族が関わりを拒否しているケースも見られ、対象者が病院に入院し、その後に在宅での生活が困難になるケースが増えてきている。

介護老人福祉施設への入所措置では、施設のベッドの確保が困難であるため、対象者を直ぐに入所させることは難しい状況である。そのため、短期入所生活介護や認知症対応型共同生活介護への措置を先に行い、施設の状況を考慮し成年後見制度を活用しなが

ら、入所措置への措置変えを行っている。また、在宅者への措置として通所介護や訪問介護も行っている。

【令和８年度当初予算額】　６００千円　※「養護老人ホームの入所措置」予算から支出

【行政実績】　（単位：人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
やむを得ない措置人数	0	0	1	1	1

【根拠法令等】　熱海市老人福祉法施行細則（平成２０年規則第６号）

熱海市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和６０年告示第２０号）

熱海市老人ホーム入所措置事務等取扱要綱（平成２１年告示第１５号）

６．その他の福祉施設

（１）熱海市総合福祉センター

【目　　的】　本施設は昭和５５年２月２３日に設置され、市民及び地域社会の福祉の増進を図るため、レクリエーションや会議室として利用されている他、福祉関係団体などの奉仕活動や集会の場として利用されている。

【利用者及び利用方法】

一 般 利 用 者‥‥利用制限なし

会 議 室 利 用 者‥‥地域福祉に関する活動を行う団体

（事前に団体名にて使用許可を受ける。）

【利用時間】

一 般 利 用 者‥‥午前　９時　から　午後　４時

会 議 室 利 用 者‥‥午前　９時　から　午後　９時

［来館者利用状況］　（単位：人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
会 議 利 用	６，０３８	１２，０５５	１２，４１６	１３，０３０	１２，０５５

（注）　令和２年　３月～　９月　　臨時休館（コロナ感染対策）

令和２年１０月～令和５年　３月　貸出施設のみ開館（人数制限あり）

令和３年　７月～１０月　　臨時休館（災害対策・支援等のため）

令和５年　４月～　　貸出施設のみ開館（人数制限解除）

令和６年　３月　　浴場廃止

（２）民間有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けマンション

本市には、民間の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けマンションが、数多く存在している。

①　有料老人ホームの状況　（令和８年４月１日現在）

施　設　名	経　営　主　体	総戸数(定員)	入居者数	食事	入所要件等
中銀ケアホテル	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	７０戸（７６人）	５９人	委託	概ね６０歳以上で自立が不可能で介護を要する人。（他条件あり）
熱海ゆとりあの郷	（福）黎明会	２３５戸（２８２人）	１９３人	委託	６０歳以上で入居時に自立している方
ネオ・サミット湯河原	ALSOK介護ライフサポート（株）	２１５戸（２４５人）	２３０人	直営	原則満６５歳以上 (一般居室)健康な方 (介護居室)要支援・要介護状態の方

ベストライフ熱海	㈱ベストライフ中部	５６戸（９７人）	４５人	委託	６０歳以上、健康な方～要介護状態の方
ﾊｰﾄﾋﾟｱ熱海(西館)	㈱ｱﾔﾊﾚｰｸｻｲﾄﾞﾎﾃﾙ	４２戸（５２人）	３８人	直営	65 歳以上、89 歳未満（配偶者は 60 歳未満可）で、健康状態で共同生活ができること等
ぽっかぽか熱海館１号館	㈱ぽっかぽか・ジャパン	６０戸（６２人）	５４人	直営	６０歳以上、要介護状態の方
フレンズ南熱海	㈱フレンズ南熱海	２８戸（３３人）	２７人	直営	自立～要介護５までの高齢者
ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ住宅ｸﾗｼｵﾝ熱海	㈲伊豆介護センター	9戸（9人）	9人	直営	要支援・要介護状態の方
あたみ翔裕館	㈱サンガジャパン	２１戸（２１人）	１９人	委託	６０歳以上、原則要支援・要介護状態の方
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊｳｽだいだい	（株）こ福	１４戸（１４人）	１２人	直営	要支援・要介護状態の方
合　　計	－	７５０戸（８９１人）	６８６人	－	－

② サービス付き高齢者向け住宅の状況　（令和８年４月１日現在）

施　設　名	経　営　主　体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
ぽっかぽか熱海館２号館	㈱ぽっかぽか・ジャパン	３０戸	３０人	直営	６０歳以上、要支援・要介護状態の方
熱海温泉すみれ	(医)南愛会	１３３戸	８２人	委託	６０歳以上、要支援・要介護状態の方
ミモザ熱海湯庵	ミモザ㈱	６０戸	６０人	直営	概ね６０歳以上 保証人必要 認知症の受け入れ相談可 訪問診療、訪問看護で対応できる医療行為
中銀ライフケア南熱海	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	１２戸	５人	直営	入居時の年齢が、原則 60 歳以上の人 健康状態が通常で、共同生活が可能な人等
合　　計	－	２３５戸	１７７人	－	－

③ 高齢者向けマンション・住宅の状況　（令和８年４月１日現在）

施　設　名	経　営　主　体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
中銀ライフケア梅園	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	86 戸	53 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア白石	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	146 戸	118 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア来の宮	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	258 戸	139 人	直営	４５歳以上の健康な方
中銀ライフケア梅園台	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	294 戸	319 人	委託	５０歳以上の健康な方
中銀ライフケア咲見	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	114 戸	124 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア水口	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	253 戸	311 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア伊豆山	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	327 戸	155 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア第２伊豆山	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	223 戸	267 人	直営	５５歳以上の健康な方
中銀ライフケア第３伊豆山	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	155 戸	198 人	直営	５５歳以上の健康な方

中銀ライフケア南熱海	中銀ｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ㈱	124 戸	66 人	直営	４５歳以上の健康な方
合　　計	－	1,980 戸	1,750 人	－	－

④　生きがいと交流活動

高齢者向けマンション居住者は、地域の高齢者との交流がほとんど行われておらず、マンション間において芸術や美術、スポーツ等、多様な交流事業が実施されている。

⑤　生活相談事業

高齢者向けマンションは建設後３０余年を経過したものも少なくなく、それに比例して入居者全体の高齢化も進み、介護や福祉、医療を必要とする入居者が多く見受けられるようになった。

このようなニーズに対応するために各施設において「生活相談室」を設置し、入居者の介護、福祉の各種サービスや医療の受診、その他日常生活全般における総合相談窓口として役割を果たしている。

７．生きがい・交流・学習・就労

（１）簡易老人憩いの家設置事業

【目　　的】　地域高齢者の心身の健康を増進する目的で、町内会等の単位で設置される簡易老人憩いの家設置者に対し、補助金の交付を行う。

【現　　状】　誰もが仲良く協力し合い生き生きと、豊かに暮らすことができるコミュニティを形成するための施設として、町内会との連携のもとに活用されている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５２年度

【事業概要】　新設もしくは既存の公民館の一部を簡易老人憩いの家に改造する経費について助成（補助率 1／2　限度額 1,000 千円）、憩いの家運営に必要な備品の購入に要する経費について助成（補助率 1／2　限度額 500 千円）

【令和８年度予算額】　５００千円

【行政実績】　○簡易老人憩いの家設置状況　　（令和７年４月１日現在）

施設の名称	設置 年度	所在地	建物構造	面積（㎡）	運営主体	県･市補助金（千円）
網代栄町会館	S51年度	網代 255	鉄筋２階建	57.88	網代町場･栄町町内会	県250　市250
初島簡易老人憩いの家	S52年度	初島字宮の前217-2	木造平家建	18.74	初島区	県250　市250
桃山町簡易老人憩いの家	S52年度	桃山町 17-12	木造平家建	40.00	桃山町町内会	県250　市250
泉中沢簡易老人憩いの家	S52年度	泉 415	木造平家建	29.70	泉中沢町内会	県250　市250
小山町簡易老人憩いの家	S52年度	下多賀 473	木造平家建	14.85	小山町内会	県250　市250
網代旭町簡易老人憩いの家	S52年度	網代旭町 471-5	木造平家建	18.12	網代旭町町内会	県250　市250
網代宮町簡易老人憩いの家	S54年度	網代宮町 156-2	鉄筋ｺﾝｸﾘ	18.00	網代宮町町内会	県500　市500
東伊豆山簡易老人憩いの家	S54年度	伊豆山大黒崎268-7	鉄骨造平家建	33.00	東伊豆山町内会	県500　市500
上多賀簡易老人憩いの家	S54年度	上多賀 221	RC２階建	24.00	上多賀町内会	県500　市500
桜ｹ丘町簡易老人憩いの家	S55年度	桜木町 1967	RC２階建	11.55	桜ｹ丘町内会	県500　市500
水口町簡易老人憩いの家	S56年度	水口町 840-6	木造２階建	37.02	水口町町内会	県500　市500
紅葉ｹ丘町簡易老人憩いの家	S56年度	紅葉ｹ丘町1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ｹ丘町内会	県500　市500
桜町簡易老人憩いの家	S57年度	桜町 1597-1	木造平家建	33.00	桜町町内会	県110　市110
日向町簡易老人憩いの家	S57年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	県500　市500
七尾団地簡易老人憩いの家	S57年度	伊豆山七尾1173-13	木造平家建	20.70	七尾団地町内会	県140　市140
上天神町簡易老人憩いの家	S59年度	昭和町 22-18	RC２階建	60.33	上天神町町内会	県250　市250
土沢町簡易老人憩いの家	S59年度	伊豆山土沢962-8	RC２階建	34.73	土沢町町内会	備品 県48 市48
咲見町簡易老人憩いの家	S59年度	咲見町 245-18	RC４階建	15.53	咲見町町内会	県500　市500
梅花町簡易老人憩いの家	S60年度	梅花町 1954-13	木造２階建	18.20	梅花町町内会	県500　市500
栄町簡易老人憩いの家	S60年度	桜木町 7-19	RC２階建	19.90	栄町町内会	県500　市500
東銀座町簡易老人憩いの家	S61年度	咲見町 256-10	RC２階建	20.40	東銀座町内会	県250　市250
上紅葉ｶﾞ丘町簡易老人憩いの家	S61年度	紅葉ｶﾞ丘町1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ｶﾞ 丘町内会	県　0　市500
梅園簡易老人憩いの家	H元年度	梅園町 1829-1	RC２階建	15.84	梅園町町内会	県500　市500
桜木町簡易老人憩いの家	H3年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	市 1,000
清水町簡易老人憩いの家	H4年度	清水町 386-1	RC２階建	60.28	清水町町内会	市 1,000
桜木町簡易老人憩いの家	H5年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	備品 市 412
梅園簡易老人憩いの家	H6年度	梅園町 1829-1	RC２階建	15.84	梅園町町内会	備品 市 421
和田山簡易老人憩いの家	H8年度	熱海字寺山1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	市 1,000
網代連合町内会簡易老人憩い家	H9年度	網代宮町 172	RC２階建	38.75	網代連合町内会	市 1,000
紅葉ｶﾞ丘町簡易老人憩いの家	H11年度	紅葉ｶﾞ丘町1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ｶﾞ丘町内会	備品 市 324
日向町簡易老人憩いの家	H11年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 176
西部地区連合町内会簡易老人憩いの家	H16年度	桜町３－２９	木造２階建	67.32	西部地区連合町内会	市 1,000
日向町簡易老人憩いの家	H17年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 164
日向町簡易老人憩いの家	H19年度	字前の沢1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 142
西山町簡易老人憩いの家	H21年度	西山町３２－１９	木造２階建	11.68	西山町町内会	市 建設976、備品 283
東銀座町簡易老人憩の家	H23年度	咲見町３－１２	RC１階地下有	63.44	東銀座町内会	備品 市 420
西熱海本町簡易老人憩の家	H25年度	西熱海町二丁目１６－３	鉄骨造2階建	77.40	西熱海本町町内会	市 525
和田山町簡易老人憩の家	H26年度	熱海字寺山1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	備品 市 82
上紅葉ｶﾞ丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ｶﾞ丘町1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ｶﾞ 丘町内会	備品 市 106
紅葉ｶﾞ丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ｶﾞ丘町1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ｶﾞ丘町内会	備品 市 123
つつじヶ丘町簡易老人憩いの家	H27年度	相の原町 44-23	鉄骨造2階建	42.35	つつじヶ丘町内会	備品 市 109
泉本区簡易老人憩いの家	H29年度	泉 181-2	鉄骨造2階建	37.16	泉本区町内会	備品 市 238
伊豆山仲道簡易老人憩いの家	R2年度	伊豆山 707	鉄骨造2階建	66.6	伊豆山仲道町内会	市 580 備品 市 106
西部地区町内会長連合会簡易老人憩の家	R6年度	桜町３－２９	木造２階建	67.32	西部地区町内会長連合会	備品 市 86

○簡易老人憩いの家設置補助の状況　（単位：千円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算	５００	１，５００	５００	５００	５００
決算	０	０	０	８６	５００

【根拠法令等】　熱海市簡易老人憩の家設置補助金交付要綱（昭和５２年告示第４１号）

（2）スポーツ・レクリエーション活動

【目　　的】　地域体育祭高齢者競技奨励事業は、スポーツを通じ高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図り健康で明るく活力ある生活をめざすことを目的としている。

【現　　状】　本市では、昭和４８年度から、スポーツを通じて高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図るとともに、健康で明るく活力ある生活を維持するために老人スポーツ大会を開催していたが、参加者が減少したため平成２６年度をもって廃止し、平成２８年度からは、町内会単位で開催する各地区の体育祭に高齢者が参加しやすいプログラムを入れてもらうことで、高齢者が参加しやすい体制づくりを推進し、各地区の体育祭実行委員会に対して、既存の補助金に上乗せを行うこととしている。

【実施主体】　熱海市（平成２６年度までは熱海市・熱海市老人クラブ連合会）

【開始年度】　昭和４８年度

【令和８年度予算額】　２４０千円

【行政実績】

○奨励金配分の状況　（単位：　地区、千円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
地区数	２	４	１１	１０	８
決算額	４８	１０１	２２３	２１２	１８５

【根拠法令等】　老人福祉法　第４条・第１３条

（3）敬老の日記念行事

【目　　的】　高齢の市民に対し、敬愛の意を表するとともに、その長寿を祝って敬老記念行事の実施及び開催補助を行い、高齢者福祉の増進に努めることを目的とする。

【現　　状】　本市では、高齢者に対して敬愛の意を表し、最高齢の男女各１名、年度中に百歳を迎える方に記念品を贈り、その長寿を祝う。また、平成２７年度までは実行委員会形式により開催された敬老大会の運営補助を行っていたが、会場の確保が困難なこと、市内１か所に高齢者が集まることが困難となっていること等から、平成２９年度からは熱海市町内会長連合会、熱海市老人クラブ連合会に加盟している団体が主催する敬老会へ参加する７０歳以上高齢者に対して開催補助を行うこととした。なお、令和２年度及び令和３年度は全国的な新型コロナウィルス蔓延の状況を鑑み補助を見送った。

【事業概要】　毎年、敬老の日前後に最高齢者、百歳長寿者の居所に市長が直接訪問し、記念品等を贈り長寿を祝う。また、熱海市町内会長連合会、熱海市老人クラブ連合会に加盟してい

る団体が主催する敬老会へ参加する７０歳以上高齢者に対して開催補助を行う。

【実施主体】　熱海市、単位町内会または単位老人クラブ

【開始年度】　不詳（熱海市敬老大会実行委員会への補助金支出は平成２４年度）　市単独事業

【令和８年度予算額】　敬老記念品代　　２９２千円

敬老会等開催奨励金　２，１００千円

【行政実績】

敬老記念品贈呈　（単位：千円、人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算	３４０	３４０	４２０	３４４	３４７
決算	２１９	２４３	２５４	２３２	２１６
対象者数	２７	２９	３０	２７	２７

敬老大会実行委員会補助金　（単位：千円、人）

区分	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
予算	５，０００	５，０００	５，０００	５，０００
決算	４，１８２	３，８９７	４，５２４	４，３９２
参加人数	１，０１０	９９２	１，１６４	８９４

敬老会等開催奨励金　（単位：千円、件）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算	２，６７４	２，６７４	３，１７４	３，１７４	２，１００
決算	０	４８２	１，６７６	１，４４６	１，５４６
件数	未実施	８	２９	２８	２５

（４）老人クラブ

【目　　的】　老人クラブ連合会に活動に要する経費を助成し、健全で豊かな老後生活になるよう支援する。

【現　　状】　高齢者相互の親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動及び地域との連携を図ることを目的として活動をしている。

本市では、これらクラブの育成のため助成金を交付している。

【事業概要】　組織、会員の年齢は、概ね６０歳以上で１クラブの会員数は、概ね３０人以上とする。小規模老人クラブは概ね１５人以上である。

【活動内容】　社会奉仕活動、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション、町ぐるみ友愛訪問活動、その他

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和３８年度

【令和８年度予算額】　１，８９０千円

【補 助 率】　県2/3　市1/3

【行政実績】　（単位：千円、クラブ、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	２，３３５	２，４１０	２，２７２	２，００２	２，０３０
決算額	２，４９０	１，７６５	１，６０４	１，６１０	１，５００
老人クラブ数	３０	２９	２７	２７	２７
会員数	１，１４６	１，０７３	１，０３１	９４９	８１７

※老人クラブ数は、各年度４月１日現在

【根拠法令等】　老人福祉法　第４条・第１３条

在宅福祉事業費補助金交付要綱（昭和５１年厚生省第４９１号）

（５）公益社団法人熱海市シルバー人材センター

【目　　的】　シルバー人材センター事業は、高齢者の社会参加、健康の増進、生きがいの確保を目指し設置運営され、もって在宅高齢者の福祉の向上をはかることを目的とする。

【現　　状】　令和７年度の会員数は２７８人、平均年齢は７８．１歳、入会率は６０歳以上人口の約１．６パーセントとなっている。

（単位：　人）

会員年齢別内訳	６０歳未満	６０～６４歳	６５～６９歳	７０～７４歳	７５歳以上	計	平均年齢
男	0	2	8	28	115	153	78.3
女	0	1	12	26	86	125	77.8
計	0	3	20	54	201	278	78.1

【事業概要】　（公社）熱海市シルバー人材センターは、概ね６０歳以上の者が年間会費２，５００円をもって会員となり、人材センターで引き受けた仕事（請負委託、派遣）に会員のそれぞれが従事し、その対価を受けるもの。

〔センターの会員の仕事〕

○　清掃、除草、植木の手入れ
○　簡単な大工仕事、修理、修繕
○　一般家庭内の清掃、調理
○　販売
○　墓地清掃
○　施設管理、交通量調査
○　一般事務、筆記、筆耕

【実施主体】　（公社）熱海市シルバー人材センター

【所 在 地】　熱海市中央町１－２６　熱海市総合福祉センター内　TEL０５５７－８１－９３０１

【開始年度】　昭和６０年　３月２９日　　設立

平成　２年　７月　５日　　社団法人認可

平成２４年　４月　１日　　公益社団法人へ移行

【令和８年度予算額】　８，６００千円（シルバー人材センター運営費補助金）

【行政実績】（熱海市と連合会の補助金合計）　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
運営費補助金	１７，２００	１７，２００	１７，２００	１７，２００	１７，２００

【センター実績】

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
会 員 数	273人	283人	283人	273人	278人
就業者数	205人	204人	213人	205人	212人
就 業 率	75.1%	72.1%	75.3%	75.1%	76.3%
就業件数	1,333件	1,311件	1,276件	1,211件	1,231件
就業延べ人員	20,487人	20,937人	20,697人	18,751人	18,506人
配 分 金	98,489千円	102,226千円	102,935千円	94,852千円	97,017千円

８．高齢者世帯の状況

（１）高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）

【調査の目的】　静岡県独自の調査で、毎年県下一斉に実施されるもので、高齢者数と高齢者の世帯状況を把握することにより、今後の高齢者福祉行政の推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査基準日】　令和７年４月１日

※令和８年度からは令和８年１月１日

【調査区分項目】　①　子等との同居世帯の高齢者

②　ひとり暮らし高齢者提供

③　夫婦のみ世帯の高齢者（夫婦とも６５歳以上）

④　その他の高齢者のみの世帯の高齢者（６５歳以上の親子・兄弟等）

※令和８年度からは①～④の調査は廃止。年齢階層別・男女別人口（総人口、40～59 歳及び 60 歳以上の５歳階級ごと）の調査のみとなった。

（単位：人、世帯）

区　分	６５～６９歳	７０～７４歳	７５～７９歳	８０～８４歳	８５～８９歳	９０～９４歳	９５～９９歳	１００歳以上	合計	世帯数
子等との同居	730	616	617	554	324	135	23	4	3,003	2,308
ひとり暮らし	963	1,277	1,619	1,531	1,205	715	234	37	7,581	7,581
夫婦のみ	674	1,076	1,468	1,117	513	160	30	2	5,040	2,520
その他高齢者世帯	92	106	69	39	34	57	31	9	437	195
合計	2,459	3,075	3,773	3,241	2,076	1,067	318	52	16,061	12,604

（※平成 25 年度から外国人人口を含む）

令和８年度　年齢階層別・男女別人口（総人口、40～59 歳及び 60 歳以上の５歳階級ごと）

（単位：人、％）

性別	総人口	40～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100 歳以上	65 歳以上人口	高齢化率
男	14,941	3,658	1,226	1,224	1,413	1,669	1,196	714	267	87	9	6,579	44.0%
女	17,816	3,677	1,278	1,304	1,490	2,193	1,899	1,380	803	240	40	9,349	52.5%
計	32,757	7,335	2,504	2,528	2,903	3,862	3,095	2,094	1,070	327	49	15,928	48.6%

第　　３　　章

生活保護

第３章　生　活　保　護

１．生　活　保　護

(1)　生活保護とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を利用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第２５条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした制度です。

【手続きの流れ】

①　相　談

生活に困窮し誰かに相談したい、生活保護制度について知りたいなどお悩みやお困りのことがあれば、福祉事務所内「社会福祉課生活保護室」にご相談ください。

生活保護制度の他、他の利用できる制度について、ご案内します。

（年金や各種手当、社会保障制度など、生活保護以外で活用できる制度がある場合には、それらを優先的に活用してください。）

⇓

②　申　請

生活保護を利用するには、基本的にご本人による申請が必要ですが、ご事情によりご本人による申請ができない場合は、ご親族による申請も可能です。

⇓

③　調査・審査

申請を受けて、地区担当員（ケースワーカー）が生活状況や収入・資産状況の他、お住まいの状況等を調査します。

また、ご家族、ご親族に対しては、援助意思を確認する扶養照会を行い、生活保護を受けるための要件が満たされているか調査・審査します。

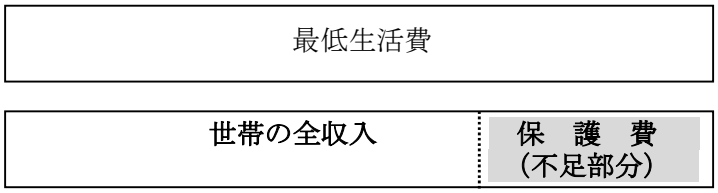
⇓

④　決　定

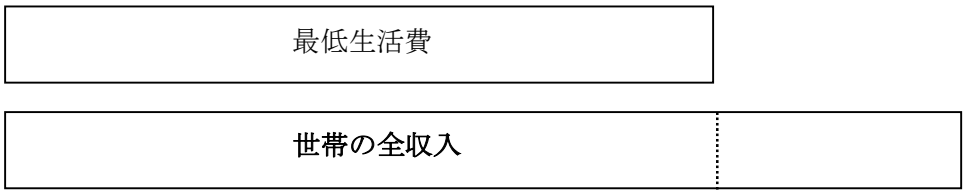
審査の結果、生活保護の利用の可否を通知します。

生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まり、地区担当員（ケースワーカー）が定期的又は必要に応じたご自宅訪問や、福祉事務所内で面談による状況確認を行います。

【生活保護を受けられる場合】



【生活保護を受けられない場合】



【保護の種類】

ア．生活扶助

日常生活を営む上で必要な食費や光熱水費の他、被服等身の回りの物品に係る費用　等

イ．住宅扶助

家賃や、住宅補修費用　等

ウ．教育扶助

義務教育就学中の児童、生徒の学用品、通学用品、学校給食、その他義務教育修学費用　等

エ．介護扶助

介護サービスを利用するための費用　等

オ．医療扶助

病院等の医療費、メガネ・コルセット等の費用　等

カ．出産扶助

出産時の入院、衛生材料等の費用　等

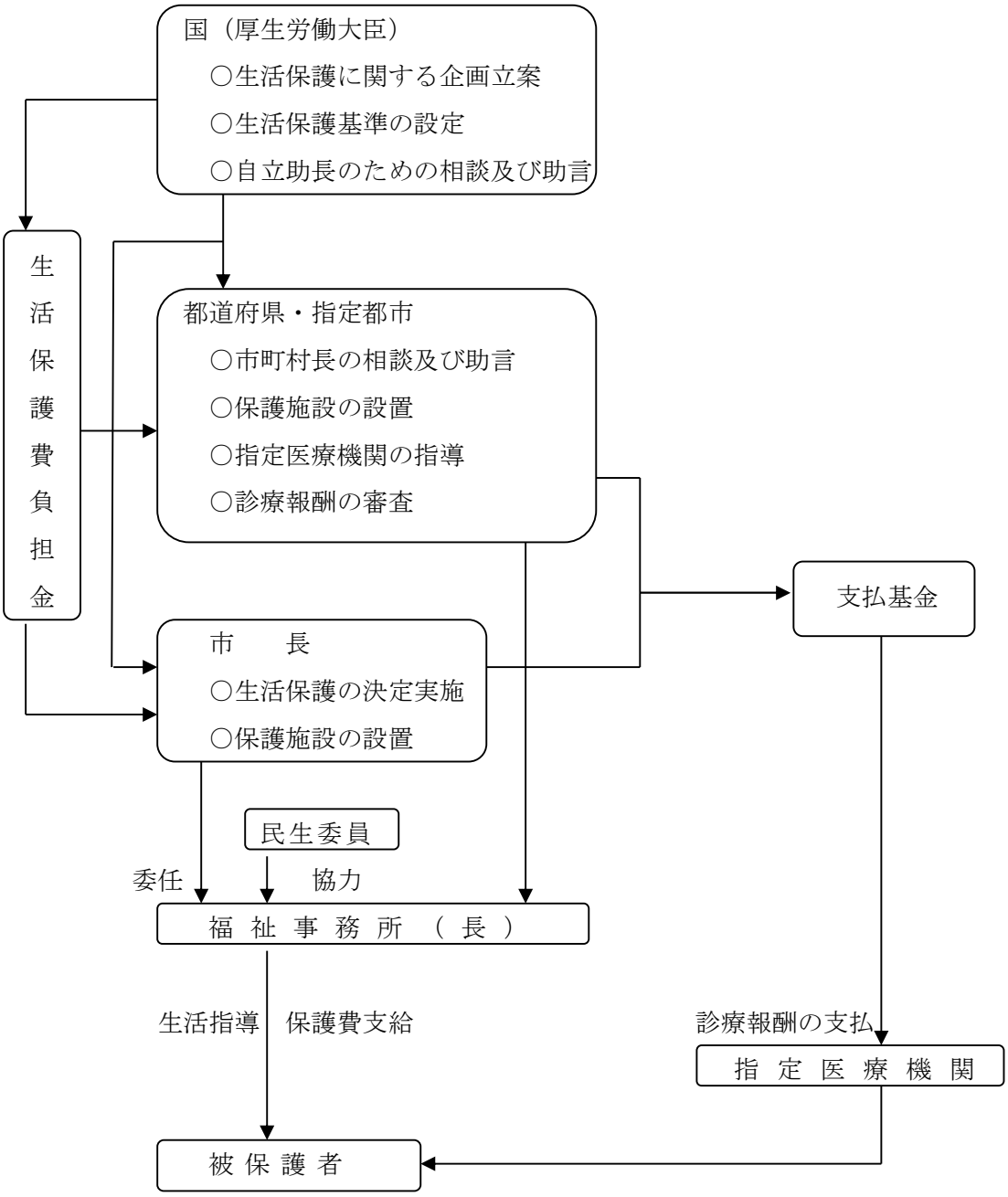
キ．生業扶助

小規模な事業開始時や技能習得のための費用　等

ク．葬祭扶助

火葬その他葬祭に必要な費用　等

【生活保護制度の仕組み】


国（厚生労働大臣）
○生活保護に関する企画立案
○生活保護基準の設定
○自立助長のための相談及び助言
生活保護費負担金
都道府県・指定都市
○市町村長の相談及び助言
○保護施設の設置
○指定医療機関の指導
○診療報酬の審査
支払基金
市　　長
○生活保護の決定実施
○保護施設の設置
民生委員
委任
協力
福 祉 事 務 所 （ 長 ）
生活指導
保護費支給
診療報酬の支払
指 定 医 療 機 関
被 保 護 者

【保護事業の状況】

① 保護の実施状況　　（単位：人、世帯、千円）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
生活扶助	延人員	6,026	5,704	5,678	5,668	5,656
	延世帯	5,551	5,340	5,274	5,218	5,266
	金　額	299,076	285,856	287,312	283,258	287,695
住宅扶助	延人員	6,036	5,717	5,762	5,711	5,819
	延世帯	5,589	5,371	5,345	5,263	5,398
	金　額	168,008	161,945	161,357	160,494	169,821
教育扶助	延人員	24	13	43	26	13
	延世帯	12	13	35	25	13
	金　額	230	134	477	221	102
介護扶助	延人員	2,591	2,525	2,509	2,502	2,694
	延世帯	2,533	2,492	2,465	2,457	2,657
	金　額	49,152	53,227	54,034	49,143	60,156
医療扶助	延人員	6,326	6,106	6,160	6,212	6,259
	延世帯	5,924	5,776	5,848	5,845	5,929
	金　額	688,925	559,305	625,358	647,581	676,987
出産扶助	延人員	0	0	1	0	0
	延世帯	0	0	1	0	0
	金　額	0	0	607	0	0
生業扶助	延人員	14	12	16	35	37
	延世帯	13	12	15	23	24
	金　額	160	64	115	253	664
葬祭扶助	延人員	50	22	28	39	52
	延世帯	50	22	28	39	52
	金　額	2,828	3,168	2,906	9,066	9,201
就労自立給付金	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金　額	0	0	0	0	0
進学・就職準備給付金	延人員	1	0	1	0	1
	延世帯	1	0	1	0	1
	金　額	100	0	100	0	300
施設事務費	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金　額	0	0	0	0	0
合　計	延人員	21,068	20,099	20,198	20,193	20,531
	延世帯	19,673	19,026	19,012	18,870	19,340
	金　額	1,208,479	1,063,699	1,132,266	1,150,016	1,204,926

※補助率：国 3／4

② 被保護世帯、人員の推移　　（単位：世帯、人、％）

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
被保護延世帯数		6,549	6,300	6,269	6,266	6,389
指数		100.0	96.2	95.7	95.7	97.6
被保護延人員		7,137	6,758	6,773	6,825	6,917
指数		100.0	94.7	94.9	95.6	96.9
保護率 人口百人比	熱海市平均	1.65	1.72	1.72	1.74	1.84
	県内市部平均（除政令市）	0.73	0.74	0.75	0.75	0.77
	県平均	0.89	0.91	0.92	0.91	0.92

※世帯数、人員は、停止中を含む。（指数は令和３年度を１００とする。）

③ 世帯類型別の状況（延世帯数）　　（単位：世帯）

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
単身者世帯	高齢者	5,038	4,901	4,919	4,820	4,876
	傷病障害	599	620	626	602	654
	その他	305	274	240	283	314
	小　計	5,942	5,795	5,785	5,705	5,844
２人以上の世　帯	高齢者	290	214	205	227	207
	傷病障害	97	106	100	79	53
	母　子	24	24	24	48	48
	その他	115	86	116	165	194
	小　計	526	430	445	519	502
合　　計		6,468	6,225	6,230	6,224	6,346
世帯割合	高齢者	82%	82%	82%	81%	80%
	傷病障害	11%	12%	12%	11%	11%
	母　子	0%	0%	0%	1%	1%
	その他	6%	6%	6%	7%	8%

※保護停止中を含まない。

④ 医療扶助の実施状況（延人員）　　（単位：人）

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入　院	精　神	92	95	112	103	143
	その他	347	312	351	304	331
	小　計	439	407	463	407	474
入院外	その他	5,887	5,699	5,697	5,653	5,785
合　　計		6,326	6,106	6,160	6,060	6,259

⑤ 介護扶助の実施状況（延人員）　（単位：人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施　　設	117	113	129	191	190
居　　宅	2,471	2,198	2,380	2,311	2,504
合　　計	2,588	2,311	2,509	2,502	2,694

⑥ 保護の開始、廃止の状況　（単位：件）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申　請　件　数	81	85	82	106	90
却　下　件　数	9	5	3	5	7
取　下　件　数	0	1	1	1	1
開　始　件　数	76	72	85	89	89
廃　止　件　数	104	84	90	83	89

（２）行旅病人、行旅死亡人取扱い事業

【行旅病人、行旅死亡人取扱い状況】

行旅者、居所のない（不明）者であって引取者、救護者のない者（行旅病人）に対する救護費用及び、旅行の途中死亡した扶養義務者のない者（行旅死亡人）に対する葬祭等に必要な費用。

１　行旅病人取扱い状況　（単位：人、円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　員	2	1	0	0	1
金　額	204,160	41,020	0	0	12,670

※補助率:県10／10

２　行旅死亡人取扱い状況　（単位：人、円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　員	2	4	1	1	3
金　額	269,207	464,197	147,700	169,300	399,488

※補助率：県 10／10

２.生活困窮者自立支援

（１）生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう包括的、継続的に各種事業を実施しています。

① 自立相談支援事業（重層的支援体制整備事業として実施）

専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作成し、他の機関と連携して自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金

離職、休廃業等で経済的に困窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

その他、家賃が安い住宅に転居する必要がある場合には、転居に要する費用（上限あり）を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

③ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などの理由で早期の就労に不安がある方に６カ月から１年の間、支援プログラムにそって、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

④ 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える方からの相談に応じ、支援員が改善のアドバイス、貸付制度や関係機関の紹介などを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援を行います。

⑤ 居住支援事業

仕事と住まいを失った方のうち、就労意欲がある方に対して、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しながら、就労を中心とした自立を支援します。

⑥生活困窮者支援等のための地域づくり事業（重層的支援体制整備事業として実施）

身近なところで相談ができ、適切な情報提供や自立支援につなげることができるよう地域と行政がつながる場や交流の場の運営を支援します。

３．婦　人　保　護

（１）女性相談事業

女性のいろいろな悩み事（夫やパートナー等からの暴力、離婚や経済問題等）について、女性の相談員が相談をお伺いし、問題解決に必要なアドバイス及び一時保護や収容保護事業を実施しています。

活動実績　（単位：人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
保護施設収容	0	0	1	0	0
家庭への送還	0	0	0	0	0
関係機関へ移送	0	0	0	0	0
助言・指導	34	37	39	24	28
そ　の　他	14	11	9	13	9
合　　計	48	48	49	37	37

※補助率：国 1／2

第　４　章

障がい福祉

第４章　障がい福祉

１．身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉

（１）身体障がい者福祉の基礎資料

○　身体障害者手帳について

身体障害者福祉法による援助を受けるには、身体障害者手帳を所有することが必要であり、この手帳は、一定以上の永続する障がいのある者に限り、法の定める身体障がい者の証票として交付されます。

○　身体障害者手帳所持者数　（）は、１８歳未満の者　　（単位：人）

障がい種別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
視覚障がい	(0)　113	(0)　112	(0)　111	(0)　119	(0)　120
聴覚・平衡感覚機能障がい	(0)　155	(0)　162	(0)　161	(0)　153	(0)　147
音声・言語機能障がい	(0)　14	(0)　17	(0)　18	(0)　15	(0)　17
肢体不自由	(5)　759	(4)　722	(3)　691	(4)　642	(3)　630
内部障がい	(2)　580	(2)　561	(2)　551	(2)　539	(2)　538
合計	(7)　1,621	(6)　1,574	(5)　1,532	(6)　1,468	(5)　1,452

○　施設入所している身体障がい者の数（令和８年４月１日現在）

障がい者支援施設　９施設　２１人

○　身体障がい者の団体　熱海市身体障害者福祉会

会員数　９０名

（２）知的障がい者福祉の基礎資料

○　療育手帳について

知的障がい者の方々に、一貫した相談及び支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、療育手帳の交付制度があります。

○　療育手帳所持者数　（単位：人）

障がい種別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
A（重度）	７５	７６	７８	７７	８３
B（中軽度）	１８０	１８４	１９１	１８５	１９２
合計	２５５	２６０	２６９	２６２	２７５

○　施設入所している知的障がい者の数（令和８年４月１日現在）
　障がい者支援施設　１８施設　２９人

○　知的障がい者（児）の団体（令和７年度休会）
　熱海市手をつなぐ育成会　会員数２４人

（３）精神障がい者福祉の基礎資料

○　精神障害者保健福祉手帳について
　精神障がいのある方々が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の交付制度があります。

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数　（単位：人）

障がい種別	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	２０	１３	１２	１４	１５
２級	１５２	１６６	１８３	１７９	１７２
３級	７８	７１	６９	８４	７８
合計	２５０	２５０	２６４	２７７	２６５

○　施設入所している精神障がい者の数（令和８年４月１日現在）
　障がい者支援施設　０施設　０人

（４）障がい福祉制度の基礎資料

期　間	制　度	制度の概要
平成１４年度まで	措置制度	行政が職権でサービスの必要性を判断し、サービスの種類・提供場所などを決定
平成１５～１７年度	支援費制度	利用者がサービスを選択、提供者と契約、その利用料金に行政が支援する制度

平成１８～２４年度	障害者自立支援法	・３障がいの一元化 ・３３種類の施設体系を６事業に再編 ・地域生活支援事業等を創設 ・支給決定の明確・透明化（障害程度区分導入）
平成２５年度～	障害者総合支援法	・障がい者の範囲に新たに難病等を追加 ・「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称変更（平成２６年４月１日施行） ・共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（平成２６年４月１日施行）

（５）障がい者（児）施設の基礎資料

○　市内の障がい者施設

① 生活介護施設（通所）「陽光の園」

旧知的障害者授産施設

【施設概要】　所　在　地　　熱海市緑ガ丘町１３－１２

設置・経営主体　（福）緑葉会

開所年月日　平成２年４月１日

定　　員　３０名（令和８年４月１日　熱海市通所者２６名）

② 就労継続支援（Ｂ型）施設（通所）「心象めぐみ会共同作業所」

旧精神障害者共同作業所

【施設概要】　所　在　地　　熱海市伊豆山３４０－１

開所年月日　平成６年１０月１日

設置・経営主体　（特非）めぐみ会

平成２０年４月１日設立登記

定　　員　２０名（令和８年４月１日　熱海市通所者１４名）

③ 就労継続支援（Ｂ型）施設（通所）「熱海ふれあい作業所」

旧心身障害者小規模授産所

【施設概要】　所　在　地　　熱海市網代５２９－８４

設置年月日　昭和６２年１０月１日

設置・経営主体　（特非）熱海ふれあい作業所

平成２０年２月１日設立登記

定　　員　２０名（令和８年４月１日　熱海市通所者２３名）

④ 共同生活援助施設「ハーバー泉」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市泉３５－４　凡土山荘２階
事業開始日　　平成２４年８月１日
設置・経営主体　　（一社）神奈川県生活サポート
定　　員　　１４名（令和８年４月１日　熱海市利用者３名）

【バックアップ施設】　（特非）湯河原町地域作業所たんぽぽ

⑤ 共同生活援助施設「にじいろ　あお」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市下多賀８３８　リバーサイド８３８
事業開始日　　平成２８年４月１日
設置・経営主体　　（特非）　熱海ふれあい作業所
定　　員　　５名（令和８年４月１日　熱海市利用者５名）

⑥共同生活援助施設「ソーシャルインクルーホーム熱海」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市緑ガ丘町１４－１０
事業開始日　　令和５年５月１日
設置・経営主体　　ソーシャルインクルー株式会社
定　　員　　２０名（令和８年４月１日　熱海市利用者５名）

○　市内の障がい児施設

① 放課後等デイサービス（通所）「熱海ひかり」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市清水町１８－３　２F
事業開始日　　平成２８年６月１日
設置・経営主体　　（特非）　障害福祉支援もえぎ
定　　員　　１０名（令和８年４月１日　熱海市利用者２５名）

② 児童発達支援・保育所等訪問支援・障がい児相談支援
（通所）「熱海市児童発達支援センター」

【施設概要】　所　在　地　　熱海市上多賀７３０－２
事業開始日　　平成３１年４月１日
設　　置　　熱海市
指定管理者　　株式会社エルチェ
定　　員　　１０名（児童発達支援）
（令和８年４月１日　熱海市利用者１８名）

２．身体、知的障がい者福祉

（１）福祉有償運送運営協議会事業

【目　　的】　介護を必要とする高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス事業者等が実費の範囲内で、事業所の車両を運転して行う個別輸送サービス事業について運営協議会で必要性や運送対価等を協議するもの。

【行政実績】　令和７年度　開催回数　１回

【令和８年度予算額】　５２千円

【根拠法令等】　熱海市福祉有償運送運営協議会設置要綱
（平成１８年６月２９日告示第８８号）

（２）障がい者地区相談員事業

【目　　的】　障がいのある方の相談に応じ必要な指導を行うと共に、障がい者に係る地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力及び障がい者への援護の普及を図る。

【業務内容】　① 障がい者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図る。
② 障がいのある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。
③ 障がいのある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。
④ 障がいのある者に対する住民の認識と理解を図るため､関係団体等との連携を図って、援護の普及に努める。
⑤ その他前各号に付帯する業務を行う。

【相談員資格】　熱海市身体障害者福祉会長及び熱海市手をつなぐ育成会長の意見を参考にして、人格識見が高く、社会的信望があり、障がいのある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者又は、知的障がい者の家族等のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

【相談員任期】　２年（身障６名、知的１名）

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５２年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和８年度予算額】　１７３千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１７３	１７３	１７３	１７３	１７３
決算額	１７３	１７３	１７３	１７３	１７３
相談件数	１０８	９３	８１	８１	８８

【根拠法令等】　熱海市身体障害者地区相談員及び知的障害者地区相談員設置要綱（平成１７年告示第３８号）

（３）在宅給食サービス事業

【目　　的】　在宅で調理が困難な身体障がい者に対し、給食サービスを提供することにより、食生活の改善と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　身体障がい者

【事業内容】　委託業者により月曜日から土曜日のうち、週４回まで希望する日に給食の配送を実施。この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として実費相当額３５０円の負担をいただいている。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成７年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和８年度予算額】　３７５千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	２７７	２９６	２３１	２６１	３０５
決算額	１１１	１２８	２１４	１９５	２４７
件　数	２８９	４２５	５８５	６５０	７０３

【根拠法令等】　熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成６年告示第８号）

（４）特別障害者手当等支給事業

【目　　的】　在宅の重度障がい者（児）に対し、その重度の障がいゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障がい者の福祉向上を図る。

【対 象 者】　㋐ 20 歳以上の重度障がい者・・・特別障害者手当
㋑ 20 歳未満の重度障がい児・・・障害児福祉手当
㋒ 旧福祉手当の受給者・・・経過措置福祉手当（当分の間）

【事業内容】　支給金額　・特別障害者手当・・・月額　２９，５９０円
障害児、経過措置福祉手当・・・・月額　１６，１００円
支給制限　・本人及び扶養義務者の所得が限度額を超えたとき。
・福祉施設へ入所又は３カ月以上病院に入院したとき。

【実施主体】　国・市

【開始年度】　昭和６１年度

【補助率】　国　3/4　市　1/4

【令和８年度予算額】　１２，１９９千円

【行政実績】　（単位：千円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
特別障害者手当	346 件 34 人 9,463	380 件 38 人 10,377	407 件 38 人 11,339	329 件 30 人 9,438	279 件 31 人 8,218
障害児福祉手当	76 件 9 人 1,131	77 件 7 人 1,144	76 件 7 人 1,153	74 件 7 人 1,155	60 件 5 人 962
経過的福祉手当	12 件 1 人 179	12 件 1 人 179	12 件 1 人 182	12 件 1 人 188	12 件 1 人 193
合計	434 件 44 人 10,773	469 件 46 人 11,700	495 件 46 人 12,674	415 件 38 人 10,781	351 件 37 人 9,373

【根拠法令等】　熱海市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱
（昭和６１年告示第３０号）

（５）重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

【目　　的】　重度心身障がい者（児）に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより日常生活の利便及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

【事業内容】　身体障害者手帳１、２級の者及び精神保健福祉手帳１、２級の者、療育手帳Ａの者に対し小型・中型タクシー基本料金相当額を助成する（１冊 基本料金相当分２８枚綴・１回４枚まで使用できる）。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者又は施設入所者は、助成対象者から除く。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成３年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和８年度予算額】　９，１８０千円

【行政実績】　（単位：千円、枚、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	８，３２３	９，０００	８，５００	９，１８０	９，５２０
決算額	８，１７５	７，８６３	７，８８７	８，１７７	７，９３４
利用件数	１３，２７３	１２，９５６	１２，４６９	１２，１７４	１１，７０８
対象者	７９４	８１７	８０１	７６６	７８２

【根拠法令等】　熱海市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱
（平成３年告示第１１号）

（６）重度身体障害者紙おむつ支給事業

【目　　的】　重度身体障がい者に対し、紙おむつを支給することによって当該重度身体障がい者の快適な日常生活の維持、衛生管理及び介護に当たる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　身体障害者手帳１、２級の者で、かつ失禁状態にある者

【事業内容】　１カ月につき４，０００円分の紙おむつ券を配布している。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和８年度予算額】　７２０千円

【行政実績】　（単位：人、枚）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者数	１９	１５	１６	１４	１４
利用枚数	１，４８６	１，３９１	１，３２８	１，２８５	１，２４９

【根拠法令等】　熱海市重度身体障害者紙おむつ支給事業実施要綱
（平成１２年告示第２２号）

（７）心身障害者扶養共済制度

【目　　的】　心身障がい者の保護者の相互扶助に基づき、保護者が死亡又は重度障がいとなった場合、残された心身障がい者に年金を支給し、その将来に対し保護者のいだく不安の軽減を図る。

【事業内容】　・掛金の徴収（月毎）
・掛金の助成（一口目の掛金の １/３を助成）
・年金の給付（一口月額　２万円）
・弔慰金支給（障がい者が先に死亡した場合）
・掛金の減免制度もあります

【実施主体】　県・市

【開始年度】　昭和４４年度

【補 助 率】　県　１０/１０（事務費を補助）

【令和８年度予算額】　負担金　２，６４３千円　　交付金　９，１２０千円

（掛金収入２，６４３千円　　年金　９，１２０千円）

【行政実績】　（単位：千円、件）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
負担金	予算額	３，１８１	３，１８１	３，５９６	２，６４３	２，６４３
	決算額	２，３６５	１，９２２	２，４７７	１，９２１	１，９２１
交付金	予算額	８，１６０	８，１６０	８，４００	８，８８０	８，８８０
	決算額	７，４６０	７，７９５	７，２２０	７，９２０	８，６３０
	件　数	２５	２８	２６	２８	２９

【根拠法令等】　静岡県心身障害者扶養共済制度条例

（昭和４４年１２月１０日条例第４８号）

熱海市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱（平成６年告示第１４号）

（８）重度心身障害者介護手当支給事業

【目　　的】　在宅の重度心身障がい者の介護者に介護手当を支給し、その労をねぎらい併せて重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業内容】　身体障害者手帳１級のうち肢体不自由者及び知的障がい者の療育手帳Ａの（６５歳未満交付者）者が、市内に３カ月以上在住し、その者と生計を共にする常時介護者に対して月額１０，０００円の介護手当を支給する。この手当の支給は、申請により支給の決定を行っているが、当該障がい者が施設に入所又は病院等へ入院している場合は支給しない。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５７年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和８年度予算額】　６，４８０千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	７，４４０	６，７２０	６，６００	６，６００	６，４８０
決算額	６，３４０	５，８７０	６，０３０	５，８６０	５，９４０
支給人数	５８	５５	５４	５２	５１

【根拠法令等】　熱海市重度心身障害者介護手当支給要綱（平成１３年告示第７号）

（９）重症心身障害児童扶養手当支給事業

【目　　的】　精神又は身体に重度の障がいを有する児童の福祉の増進を図る。

【開　　始】　昭和４２年４月１日から実施（市単独事業）

【支給対象者】特別児童扶養手当等の支給に関する法律第２条第１項に該当する者（２０歳未満）の養育者

【事業内容】　月額５，０００円、毎年６月及び１２月にそれぞれ前月までの分を支給する。

【令和８年度予算】　２，７６０千円

【支給の状況】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実児童数	３０	３１	３６	４２	３７
金　　額	１，７３５	１，７９０	１，９８０	２，２９５	２，２８０

【根拠法令等】　熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例（昭和４２年４月１日条例第４号）

（１０）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

【目　　的】　身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得や教育などにおける健全な発達を支援し、福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】　熱海市に住所を有する１８歳未満の難聴児で、以下のいずれにも該当する者

ア　両耳の聴力レベルが３０デシベル以上の者であって、身体障害者手帳の交付対象とならない者

イ　指定の医療機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された者

※　世帯の課税状況等により、給付制限あり

【事業内容】　補聴器の購入費等の３分の２（１円未満切り上げ）

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２５年

【補 助 率】　県１／２　市１／２

【令和８年度予算額】　８２千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	0	0	0	1	0
金　　額	0	0	0	１７８	0

【根拠法令等】　熱海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱
（平成２５年６月２７日告示第８０号）

（１１）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【目　　的】　小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活への便宜を図る。

【事業内容】　対象とする日常生活用具（便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす（電動以外の場合)、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具、人工鼻）の給付を行う。

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　県　１/２

【令和８年度予算額】　６１千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

【根拠法令等】熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱
（平成１８年３月３１日告示第３０号）

（１２）特別児童扶養手当支給事業

【目　　的】　精神又は身体に障がいをもった児童を監護又は養育する方に、特別児童扶養手当を支給し、その児童の生活の向上に役立てることを目的とする。

【実施機関】　手当の認定・支給等の事務は、県知事が行うが、申請、届出の書類等は市長を経由して提出する。

【対象児童】　この手当の支給対象になる障がい児とは、満２０歳未満で法の別表に定める程度の障がいの状態にある者をいう。

【支給要件】　手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母に代って児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している者に支給する。

【支給制限】　次のいずれかに該当する場合は支給が制限される。

ア．児童がいずれかに該当するときは支給しない。

・日本国内に住所を有しないとき。

・障がいを支給事由とする年金給付を受けることができるとき。

イ．受給者（父母又は養育者）が日本国内に住所を有しないときは支給し

ない。

ウ．受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第１項の者）の前年度の所得が基準額より上であるときは、その年の８月から翌年７月まで支給しない。

【費　　用】　国１０／１０

【支 給 額】　[令和７年度]

１級　５６，８００円　　２級　３７，８３０円

【事業内容】　　原則として、１２月～３月分を４月に、４月から７月分を８月に、８月から１１月分を１１月に支給する。

【支給の状況】　　令和６年１２月３１日現在（単位：件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１　級	１２	１１	１１	１０	１２
２　級	１６	１５	１８	２５	２４
計	２８	２６	２９	３５	３６

【根拠法令等】　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）

３．介護給付（障害者総合支援法によるもの）

（１）居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、重度訪問介護、療養介護

【事業内容】　　障がいにより、日常生活を営むのに支障がある方に、生活上または療養上必要な介護を行う事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4

【令和８年度予算額】　　居宅介護　　４，１７１千円
行動援護　　５，３２４千円
同行援護　　２，６１４千円
短期入所　　５，９００千円
生活介護　　２４３，４４６千円
施設入所支援　１０４，０５２千円
重度訪問介護　　４，７８２千円
療養介護　　２２，０７９千円

【行政実績】

○居宅介護　（単位：千円、回、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	３，８４０	３，４５６	３，１２４	５，３３６	３，３０２
決 算 額	３，５０５	３，１４２	３，５６２	３，７１０	４，０４０
派遣回数	８０８	７２６	８２５	９４１	９６８
利用実人員	１６	１８	１９	１８	１８

○行動援護　（単位：千円、回、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	４，７５０	４，５３３	４，１７２	６，１８７	６，２９１
決 算 額	４，７０１	４，２３８	５，２０２	５，１０２	５，３０５
派遣回数	１８０	１７８	１９２	１８２	１８５
利用実人員	5	5	6	5	6

○同行援護　（単位：千円、回、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	２，５００	２，８２３	２，６２１	２，１６７	２，３６３
決 算 額	２，６９３	２，６４６	２，５２７	２，４３３	２，４７４
派遣回数	３１７	３０２	２５６	２４９	２３９
利用実人員	6	5	5	4	4

○短期入所　（単位：千円、日）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	４，０００	４，０１１	３，８２２	７，７７４	６，８５５
決 算 額	２，９２３	２,６１９	４，２３５	４，９９４	５，６４６
利用日数	２０７	２６９	５８６	８２１	７６３

○生活介護　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	２４２,６３３	２３５,１７１	２３４,７４３	２１９,９６２	２４４,８６０
決 算 額	２２０,８６８	２２７,６９６	２２２,７６０	２４４,６００	２３８,７９９
利用実人員	９０	８９	８９	９３	９１

○施設入所支援　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	９４，１７７	１００，３２６	９７，４５０	９０，５４６	１１２，９４０
決 算 額	８９，２０３	９３，９０５	９０，７３９	１００，０８０	９５，４４２
用実人員	５９	５８	５７	５６	５４

○重度訪問介護　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	0	0	0	３，２５５	３，９８２
決 算 額	0	0	２，９７０	３，７８１	４，１２９
利用実人員	0	0	2	2	2

○療養介護　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	２０，６７５	２２，４１２	２３，１４１	２７，１１１	１８，０６０
決 算 額	２２，２６６	２２，３９６	２２，４９７	１９，２７６	１９，５８２
利用実人員	7	7	8	6	6

４．訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）

（１）就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練、自立生活援助、就労定着支援

【事業内容】　障がい者が地域で生活を行うために必要な、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 2/4　県 1/4　市 1/4

【令和８年度予算額】
- 就労移行支援　１０，７９７千円
- 就労継続支援　１３７，８７３千円
 （Ａ型とＢ型を合わせた予算）
- 共同生活援助　１０７，０００千円
- 自立訓練（機能訓練）　１，０００千円
- 自立訓練（生活訓練）　２，５７９千円
- 自立生活援助　１，２００千円
- 就労定着支援　１，２００千円

【行政実績】

○就労移行支援　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	７，０８８	７，２７５	７，５９５	１０，２７２	５，４６０
決 算 額	５，７３８	７，４４９	７，９２７	７，６８６	１０，５８７
利用実人数	5	4	4	4	6

○就労継続支援Ａ型（雇用型）　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	９７，４５９	９４，１２９	１０３，５２７	１２３，６７５	１２３，６７５
決 算 額	１２，８７２	１３，２５２	１３，１９４	１５，０９６	１６，０９８
利用実人数	9	１０	１３	9	１０

※予算額はＢ型と合わせた額。決算額は単独。

○就労継続支援Ｂ型（非雇用型）　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	９７，４５９	９４，１２９	１０３，５２７	１２３，６７５	１２３，６７５
決 算 額	８２，４７３	８８，８１９	９８，８８０	１１１，１３５	１１８，００９
利用実人数	７０	６９	７３	７６	８０

※予算額はＡ型と合わせた額。決算額は単独。

○共同生活援助（グループホーム）　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	６４，０００	６８，６３０	７９，９６３	８６，３９０	１０９，４２７
決 算 額	６６，９９９	７４，０２３	８６，６００	９１，０３０	１０４，２９０
利用実人数	４２	４４	５０	５４	６２

○自立訓練（機能訓練）　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	１，８００	１，２００	３，６９１	３，６９１	１，９９８
決 算 額	６２０	３，９９１	２，１９６	９０６	１，４７７
利用人数	1	2	2	1	1

○自立訓練（生活訓練）　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	５，０００	８，５２６	９，３２３	９，３２３	４，６３７
決 算 額	４，４５３	８，６０９	４，６０１	１，３７２	２，７４２
利用人数	3	4	4	3	3

○自立生活援助　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００
決 算 額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

○就労定着支援　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００	１，２００
決 算 額	0	0	0	１０７	３６
利用人数	0	0	0	1	1

５．地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）

（１）障害支援区分認定審査会運営事業

【目　　的】　障がい福祉サービスが必要な方のために、専門の知識をもった委員が、総合的に支援区分を判定するもの。

【事業内容】　原則として５、７、９、１１、１、２、３月に認定審査会を開催

【令和８年度予算額】　７０４千円

【行政実績】　令和７年度　開催回数　６回　　審査判定件数７０件

【根拠法令等】　熱海市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成１８年３月２３日条例第６号）

（２）手話奉仕員養成等事業

【目　　的】　手話奉仕員養成講座を開催し､手話奉仕員を養成することを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【事業内容】　４月～２月の原則毎週水曜日に開催

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　６１２千円

【行政実績】　令和７年度　開催回数　４６回（受講者数　１１人）

（３）手話通訳者派遣事業

【目　　的】　聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】　熱海市

【事業内容】　申請のあった対象者に、手話通訳者の派遣を行う。

【開始年度】　昭和５４年度（平成１８年度から地域生活支援事業に移行）

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　７７７千円

【行政実績】　手話通訳登録者　５人　　（単位：千円、件、時間）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	３５７	５７１	７７７	７７７	７７７
決 算 額	７５３	７２０	６２２	６５６	６６８
市 役 所	5	6	5	4	１２
福　　祉	0	0	2	2	1
施　　設	0	0	8	0	0
病 院 等	１０２	１１１	７３	８９	７７
事 業 所	1	0	1	6	１０
そ の 他	5	9	5	2	1
派遣回数	１１３	１２６	９４	１０３	１０１
時 間 数	１６０	２５５	２００	２０１	２０６

【根拠法令等】　熱海市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成１６年告示第９号）

（４）手話通訳者の設置

【目　　的】　障がい福祉室窓口に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び聴覚障がい者とコミュニケーションを図る方の意志疎通支援を行うことを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【事業内容】　聴覚障がい者の相談、行政手続きの支援を行う。

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　※令和２年度から秘書広報課予算

【行政実績】　令和７年度　支援件数　２０６回

（５）要約筆記者の派遣事業

【目　　的】　聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に、意志伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】　熱海市

【事業内容】　申請のあった対象者に、要約筆記者の派遣を行う。

【補 助 率】　国　１/２　　県　１/４　　市　１/４（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　５０千円

【行政実績】　令和７年度　支援件数　１回

（６）移動支援事業

【目　　的】　障がいのある方が、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　（福）熱海市社会福祉協議会（熱海市)、
（株）スルガケアサービス（熱海市)、(有）伊豆介護センター（熱海市)、
（福）城ヶ崎いこいの里（伊東市）、
（特非）湯河原地域作業所たんぽぽ（湯河原町）
（特非）シー・ディー・シー（清水町）
（株）エイチ・エス・エー（小田原市）

【開始年度】　平成１８年度

【事業内容】　地域生活支援事業の申請があった障がい者に対し、月の支給量の範囲内で支給するもの。

【補 助 率】　国 １/２　県 １/４　市 １/４（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　６８２千円

【根拠法令等】　熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成 20 年告示第 3 号）

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	８００	８００	６３３	６９２	６８２
決算額	５０６	４８４	７１０	６３２	５７９
利用実人数	8	7	8	8	7

（７）日中一時支援事業

【目　　的】　障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　（福）城ヶ崎いこいの里（伊東市)、（福）ミルトス会（御殿場市）
済生会（静岡市)、(福）素心会（大磯町)、(株）エルチェ（市川市）
（福）緑葉会（熱海市)、(特非）いきがい（三島市）
（特非）地域生活・就労サポートセンターすう（伊東市）

【開始年度】　平成１８年度

【事業内容】　地域生活支援事業の申請があった障がい者に対し、月の支給量の範囲内で支給するもの。

【補 助 率】　国 １/２　県 １/４　市 １/４（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　４２３千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１，４１５	１，２４１	９９８	６１５	２８４
決算額	５７５	５６５	２５５	２３６	９２
利用実人数	１３	１２	7	9	8

【根拠法令等】　熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成２０年告示第３号）

（８）重度身体障害者訪問入浴サービス事業

【目　　的】　在宅の重度身体障がい者を入浴させるのが困難な家庭に対し、入浴サービスを行うことで、重度身体障がい者の福祉の増進を図る。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　㈱ティー・シー・エス（平塚市）、㈱湯らっくす（熱海市）、
㈱ＡＳＣａｒｅ（静岡市）

【開始年度】　平成７年度

【事業内容】　地域生活支援事業の申請があった障がい者に対し、月の支給量の範囲内で支給するもの。

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　４，８００千円

【行政実績】　（単位：千円、件、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	５，４００	４，８００	３，６００	３，６００	４，２００
決算額	２，７３０	２，９２５	３，３００	３，１００	３，５６３
件　数	２１９	２３４	２６４	２４８	２８５
利用実人員	4	4	5	3	4

【根拠法令等】　熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成２０年告示第３号）

（９）障がい者スポーツ大会事業

【目　　的】　障がい者スポーツの振興を図るとともに、あらゆる障がいを乗り越えた障がい者相互の親睦と地域の障がい者福祉への理解と協力を深め、熱海市の福祉の向上と障がい者の社会参加を促進する。

【実施主体】　熱海市

【委 託 先】　熱海市身体障害者福祉会

【開始年度】　平成１８年度から地域生活支援事業に移行

【事業内容】　障がい者関係団体が参加し、１０月にマリンホールで開催する。

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　２９０千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	２８５	２８５	２８５	２８５	２８５
決算額	0	0	２８５	２８５	２８５
参加者数	0	0	６０	６６	９７

※令和２年度から令和４年度については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

（１０）地域活動支援センター等事業

【目　　的】　障がい者の創作的活動、生産活動等及び相談支援により社会との交流等を促進する。

○身体障がい者関係

【事業実施機関】　障害者生活支援センター「中伊豆リハビリテーションセンター」
（平成１９年度より伊東市、伊豆市、東伊豆町と共同運営。２１年度より伊東市と共同運営）
伊豆市冷川 1523－108

【開 始 年 度】　平成１８年度

【事 業 内 容】　専門相談員による出張相談
福祉サービスの利用についての支援
社会参加や自立の支援
生活情報の提供
ピアカウンセリング（障がいを持つ者がカウンセラーとなり悩みや問題を一緒に考え解決のための支援）

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　１，９２３千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１，６６５	１，６６５	１，６０９	１，６０９	１，９２３
決算額	１，６６５	１，６６５	１，６０９	１，６０９	１，９２３

○知的障がい者関係

【事業実施機関】　地域生活支援センター「いぶき」（平成１９年度より伊東市と共同運営）
伊東市富戸 1223-1

【開 始 年 度】　平成１９年度

【事 業 内 容】　生活支援（各種福祉情報サービスの案内）

訪問、外来相談
福祉サービスの利用についての支援
短期入所等の受け入れ調整
※　障がい児の場合は身体障がいでも利用可能。

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　５，３６８千円（重層的支援体制整備事業として実施）

【行政実績】　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	４，８４９	４，８４９	４，６８５	４，６８５	５，３０６
決算額	４，８４９	４，８４９	４，６８５	４，６８５	５，３０６

○精神障がい者関係

【事業実施機関】　地域活動支援センター「サポートセンターりりぶ」
（平成１８年１０月より伊東市と共同運営）
熱海市田原本町 9-1 熱海第一ビル 2 階

【開 始 年 度】　平成１８年度

【事 業 内 容】　憩いの場の提供
相談、訪問支援
福祉サービス利用についての支援
地域交流活動

【実施主体】　熱海市

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　１０，２３８千円（重層的支援体制整備事業として実施）

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	８，８７７	８，８７７	８，５７７	８，５７７	９，９９６
決算額	８，８７７	８，８７７	８，５７７	８，５７７	９，９９６

（１１）熱海伊東地区地域自立支援協議会

【目　　的】　障がいのある方が、安心して生活できる地域づくりのため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場。

【事業内容】　・相談支援業務の運営評価
・困難事例への対応に関する協議、調整

・関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
・地域の社会資源の開発、改善

【実施主体】　熱海市・伊東市

【委 託 先】　（福）城ヶ崎いこいの里

【開始年度】　平成２０年度

（１２）日常生活用具給付等事業

【目　　的】　在宅の身体障がい者（児）に対し、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉増進に資することを目的とする。

【事業内容】

援護の種類	内容	経費
日常生活用具の給付及び貸与	身体障がい者（児）の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 （下肢・体幹障がい） 便器、特殊マット、入浴補助用具、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、Ｔ字状・棒状の杖等 （上肢障がい） 特殊便器 （視覚障がい） 視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、点字図書、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、拡大読書器等 （聴覚障がい及び音声、言語障がい） 屋内信号装置、情報受信装置、 ファックス等 （腎臓機能障がい） 透析液加温器 （呼吸器機能障がい） ネブライザー、電気式痰吸引器、酸素ボンベ運搬車等 （排泄、直腸機能障がい） ストーマ用装具等 （共通）	被保護世帯及び住民税非課税世帯は無料、その他は原則１割負担。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

	火災警報器、自動消火器等	

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和４４年度（平成１８年度から地域生活支援事業へ移行）

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4（国県負担上限有り）

【令和８年度予算額】　１１，８００千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１０，４８４	１０，３８０	９，８０４	１０，３８０	１０，８００
決算額	８，６９２	８，４５１	９，４１５	１０，３１２	９，８９２
特殊寝台	0	0	0	1	1
視覚障害者用音声時計	2	0	1	0	2
透析液加温器	9	4	3	2	1
その他	２８８	２８１	３０６	３０２	３１６
件　　数	２９９	２８５	３１０	３０５	３２０

【根拠法令等】　熱海市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成２０年告示第５号）

（１３）成年後見制度利用支援事業

【目　　的】　認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１７年度

【令和８年度予算額】　１，２４１千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	７１３	１，２１７	１，０４９	７６１	１，２４１
決算額	１６	４２５	２４９	４１４	９２４
申立件数	2	1	1	1	0
助成件数	0	2	1	2	4

【根拠法令等】　熱海市成年後見制度利用支援事業実施要領（平成１７年告示第３６号）

６．障害者総合支援のその他の事業

（１）特定障害者特別給付費

【事業内容】　施設入所支援又は、共同生活援助を利用する障がい者に対し、当該施設における食事の提供及び居住に要した費用の一部を支給する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4

【令和８年度予算額】　１６，１１３千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	１４，０００	１４，０００	１４，０００	１４，１０９	１６，１１３
決 算 額	１２，７５１	１４，５６１	１４，０８９	１４，８９３	１５，２８８
支給件数	１，０１６	１，２５３	１，０９９	１，１１７	１，２９１

（２）身体障害者（児）補装具費支給事業

【目　　的】　身体障がい者（児）の身体の部分的欠損又は機能の障がいを補い、日常生活の向上を図ることを目的とする。

【対 象 者】　身体障害者手帳の交付を受けた者

１８歳以上の難病患者等

【事業内容】　㋐補装具製作及び修理業者

市と代理受領について、登録・契約等に基づき合意している業者

㋑補装具の種類

義肢、装具、盲人安全つえ、補聴器、車いす、眼鏡、その他

㋒ その他

交付、修理の費用の認定については、原則的として１割負担による。

ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定される。

【実施主体】　熱海市

【事業開始】　昭和２５年度

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4

【令和８年度予算額】　６，５００千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	８，９７１	７，３４２	６，６６７	８，７１４	７，３４３
決 算 額	６，３３７	４，９２２	６，５３３	３，９６３	７，５７１

盲人安全つえ	(1) 3	(0) 2	(0) 3	(0) 1	(0) 6
補聴器	(6) 25	(5) 18	(3) 37	(4) 19	(3) 18
車いす	(13) 16	(11) 13	(13) 18	(11) 17	(4) 5
義肢	(2) 5	(1) 4	(3) 4	(1) 2	(1) 3
装具	(1) 6	(4) 11	(1) 10	(0) 9	(0) 7
歩行補助つえ	(0) 1	(2) 2	(4) 4	(2) 3	(1) 1
その他	(0) 5	(0) 3	(0) 4	(0) 2	(4) 18
件数	(23) 61	(23) 53	(24) 80	(18) 53	(13) 58

（ ）は内、修理件数

【根拠法令等】　熱海市補装具費受領委任払事務取扱要綱（平成２０年告示第２号）

（３）高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】　障がい福祉サービス等の利用者負担額が月額負担上限額を越える障がい者等に利用者負担額と月額負担上限額の差額部分を高額障がい福祉サービス等給付費として支給する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国 1/2　県 1/4　市 1/4

【令和８年度予算額】　１００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	１００	１００	１００	１００	１００
決算額	3	２５	0	３３	３８
利用実人員	2	1	0	2	1

（４）新高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】　障がい福祉サービス等の利用者が介護保険制度へ移行した際に、負担を増大させないために、利用者負担額を償還する事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成３０年度

【補 助 率】　国 1/2　県 1/4　市 1/4

【令和８年度予算額】　４６８千円

【行政実績】

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	５４０	５４０	４６８	４６８	４６８
決 算 額	３３３	４０２	３５２	３００	２８５
利用実人員	5	5	5	3	3

（５）地域相談支援事業

【事業内容】　障がい者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者などが地域生活に移行できるように必要な支援や、単身等で生活する障がい者に地域生活を継続していくために必要な支援を行う事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２４年度

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4

【令和８年度予算額】　１０，９００千円

【行政実績】

○地域移行支援　　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	５，７８３	５，７８３	６，０９３	８，４１８	８，４１８
決 算 額	２５４	0	0	１９５	３８
利用実人員	1	0	0	1	1

※予算額は、地域定着支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

○地域定着支援　　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	５，７８３	５，７８３	６，０９３	８，４１８	８，４１８
決 算 額	0	0	0	0	0
利用実人員	0	0	0	0	0

※予算額は、地域移行支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

（６）計画相談支援事業

【事業内容】　サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２４年度

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4

【令和８年度予算額】　１０，９００ 千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	５，７８３	５，７８３	６，０９３	８，４１８	８，４１８
決 算 額	６，６３２	６，３１７	６，９８８	８，０７７	９，１７８
利用実人員	１９３	１９１	１９９	２０８	２１３

※予算額は、地域相談支援事業と合算。決算額は単独。

７．自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）

（１）自立支援医療（更生医療）給付事業

【目　　的】　身体障がい者の更生に必要な医療を給付し、その障がいを除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】　給付の内容

・角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法等

・本人が直接負担する部分について、更生医療を給付する

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和２５年

【補 助 率】　国 1/2　　県 1/4　　市 1/4

【令和８年度予算額】　５０，０００千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	７５，０００	７３，０００	６５，０００	６５，０００	５５，３００
決 算 額	５９，５３２	４８，７７２	４４，３２９	３８，５７３	３１，６７０
利用実人数	３５	４３	５３	６５	６０

【根拠法令等】　障害者総合支援法（平成１７年１１月７日法律１２３号）

（２）自立支援医療（育成医療）給付事業

【目　　的】　１８歳未満の児童であって身体に障がいのあるもの、又は放置すれば身体に障がいを残す恐れのあるものに、指定医療機関で医療を行うことで、その障がいを除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】　給付の内容

・手術及び補装具の購入費の一部を給付

【利用対象】　・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓障害、その他の内臓障害

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成２５年度（県より権限委譲）

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4

【令和８年度予算額】　３５０千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	３５０	３５０	３５０	３５０	３５０
決 算 額	７７	５９	１６２	３２５	0
利用実人数	1	1	1	1	0

（３）療養介護医療事業

【事業内容】　療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する事業。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１８年度

【補 助 率】　国　1/2　　県　1/4　　市　1/4

【令和８年度予算額】　５，８９６千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予 算 額	６，５００	６，５００	６，５００	６，５００	５，８８０
決 算 額	５，５３０	５，１１５	５，２２９	４，５２１	４，６６２
利用実人員	6	6	7	6	6

８．障害者医療費等の助成

（１）重度障がい者(児)医療費助成事業

【目　　的】　重度障がい者(児)の医療費を助成することにより、当該障がい者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して、福祉の増進に寄与する

【対 象 者】　㋐ 身体障害者手帳交付者の１・２級

㋑ 療育手帳交付者でＡの知的障がい者

㋒ 特別児童扶養手当１級の障がいに該当する２０歳未満の者

㋓ 身体障害者手帳交付者の内部障害３級

㋔ 精神障害者保健福祉手帳交付者の１級（平成 24 年 10 月１日制度改正）

【助成対象額】　健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和４８年度（平成１６年１２月１日、制度改正）

【補 助 率】　県　1/2　　市　1/2

【令和８年度予算額】　６６，０００千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	７２，２９９	７２，２４０	７０，５６０	６９，０９２	６７，６７１
決算額	６７，１１８	６５，４８６	６４，４９５	６３，３８８	６３，２０９

【根拠法令等】　熱海市重度障害者(児)医療費助成要綱（昭和４８年告示第３１号）

（２）精神障害者医療費助成事業

【目　　的】　精神障がい者に対し医療費を助成することにより、経済的負担の軽減と療養の推進を図るとともに福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】　精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の第 20 条・21 条・33 条の規定により入院している者で､1回の入院期間が 90 日を超える場合｡かつ、申請日から１年以上熱海市の住民基本台帳に記載されている者。

【助 成 額】　健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額１ヶ月 12,000 円を上限として助成する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５２年

【補 助 率】　熱海市単独事業

【令和８年度予算額】　２，４４８千円

【行政実績】　（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	３，３１２	３，０２４	２，５９２	２，１６０	２，０１６
決算額	２，０２２	１，８４２	１，５６４	１，５２４	１，４１５

【根拠法令等】　熱海市精神障害者医療費助成条例(昭和５２年条例第２７号)

（３）難病患者等見舞金支給事業

【目　　的】　難病患者及び原爆被災者に対し、見舞金を支給することにより、療養の推進を図り、もって療養者の福祉の増進に寄与するもの。

【事業内容】　難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則により、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、静岡県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者である医療受給者証の交付を受けている方及び被爆者健康手帳の交付を受けている方に、年額 20,000 円の見舞金を支給する。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　昭和５８年度

【補 助 率】　市単独事業

【令和８年度予算額】　７，８００千円

【行政実績】　（単位：千円、件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	６，０４０	５，８００	６，４８０	６，３００	６，８８０
決算額	５，４６０	５，７６０	６，４８０	６，８８０	６，５４０
件　数	２７３	２８８	３２４	３４５	３２７

【根拠法令等】　熱海市難病患者等見舞金支給要綱（昭和５８年告示第１５号）

（４）難病患者等介護家族リフレッシュ事業

【目　　的】　在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引している特定疾患患者等に対し、滞在型の訪問看護を実施するための費用の一部を助成する在宅支援事業及び、就学する学校（義務教育段階）への登下校時や在校時に、訪問看護による医療的ケアを提供するための費用の一部を助成する就学支援事業を実施することにより、介護する家族の負担の軽減を図る。

【対 象 者】　本市の住民基本台帳に記録されている者であって、特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、重度障がい者（児）で訪問看護が必要であると医師が認める者。就学支援事業については、就学する学校（義務教育段階）における活動に際し医療的ケアが必要であると医師が認める者。

【実施主体】　熱海市

【開始年度】　平成１４年度

【令和８年度予算額】　２９０千円

【行政実績】　（単位：千円、人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額	２７４	２７４	２７４	２９０	２９０
決算額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　熱海市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱
（平成１４年告示第６２号）

９．在宅心身障がい児への福祉

（１）障がい児通所給付費

①　障がい児相談支援

障がい児通所給付を申請した障がい児等に、サービス等利用計画の作成や支給決定後の利用計画の見直しを行う。

【令和８年度予算】　１，９４０千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	５７	４３	４１	４６	４８
金　　額	２，２１１	２，０６８	２，０１５	２，１４３	１，９３０

②　児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

【令和８年度予算】　３６，２２０千円

（医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額）

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	２８	１９	１５	２１	２３
金　　額	３１，５８２	２６，５２４	２１，３６３	２９，６７１	３６，８４０

③　医療型児童発達支援

機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に、児童発達支援及び治療を行う。

【令和８年度予算】　３６，２２０千円

（児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額）

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	0	0	0	0	0
金　　額	0	0	0	0	0

④　居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導、知識技能付与等の支援を行う。

【令和８年度予算】　３６，２２０千円

（児童発達支援・医療型児童発達支援と合わせた予算額）

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	0	0	0	0	0
金　　額	0	0	0	0	0

⑤　放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

【令和８年度予算】　４２，８４８千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	３１	２５	２７	２９	２５
金　　額	３３，０２５	３６，６２７	４１，５８１	４２，２３０	４１，７７５

⑥　保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行う。

【令和８年度予算】　２，０２５千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	１０	4	2	１０	１５
金　　額	２９９	２０９	１７６	１，１４９	２，５２７

⑦　高額障がい児通所給付費

世帯における１ヶ月の利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に、支払った利用者負担額の一部を支給する。

【令和８年度予算】　０千円

【行政実績】　（単位：人、千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	2	0	0	0	0
金　　額	4	0	0	0	0

第　　5　　章

児童福祉

第５章　児童福祉

１．　児童の養育への福祉

（１）児童手当の支給

【目　　的】　「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的に支給する。

【実施主体】　市（市長が認定及び支給の事務を取り扱う。）

【支給要件】　高校生年代（１８歳に達した日以後の最初の３月３１日）までの原則として国内に居住する児童を養育している者等。

【手 当 額】

支給対象年齢区分	支給手当月額（１人当たり）
０歳～３歳未満	15,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）
３歳～高校生年代	10,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）

【支払期日】　４月、６月、８月、１０月、１２月、２月にそれぞれの前月までの分を支払う。

【費用負担】　国、県、市が次の割合により負担する。(国の負担の中に、一部支援納付金、事業主負担含む。)

区分		国	県	市
被用者	０歳～３歳未満	10／10	0	0
	３歳～高校生年代	7／9	1／9	1／9
非被用者	０歳～３歳未満	13／15	1／15	1／15
	３歳～高校生年代	7／9	1／9	1／9

【令和８年度予算額】　３５４，０１１千円

【支給実績】 児童手当法に係る分（令和７年４月～令和８年３月）　　（単位：人、千円）

区分		児童延べ人数	支給額
被用者	０歳～３歳未満	1,868	32,850
	３歳～高校生年代	16,047	198,350
非被用者	０歳～３歳未満	509	9,210
	３歳～高校生年代	5,225	65,970
合　計		23,649	306,380

【根拠法令等】　児童手当法　　昭和４６年法律第７３号

（２）子ども医療費助成

【目　　的】　子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費を助成する制度の充実を図る。（昭和４８年７月１日から県の補助事業として実施、ただし４歳未満の通院は平成１３年１０月１日より、6歳以下の未就学児の通院は平成１４年４月１日より、自己負担なしは平成１７年４月１日より、小学校１・２年生の入院、通院は平成２２年４月より、中学校３年生までの入院は、平成２２年１１月より、中学校３年生までの通院は平成２３年４月１日より、高校３年生までの入院・通院は平成３０年１０月より実施）

【概　　要】

区分		県奨
入院	対象年齢	高校３年生まで
	自己負担金	500円／１日 ※食事負担金についても自己負担
通院	対象年齢	高校３年生まで
	自己負担金	500円／１日（月４回まで）
市町村への補助率		通院　１歳未満の乳児　1／2 通院　１歳から６歳の幼児　1／3 通院　小学生以上　1／4 入院　乳幼児　1／2 入院　乳幼児を除く　1／3

市単	
入院	高校３年生までの自己負担金、食事負担金
通院	高校３年生までの自己負担金

【令和８年度予算額】　７９，３６７千円

【支給実績】　（単位：件、千円）

区　分	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
延件数	30,986	23,483	25,858	24,528	27,279	25,409	24,568
決算額	79,553	62,425	71,275	65,234	73,936	69,587	66,422

（令和７年度内訳）

区分	件数（件）	決算額（円）
入　　院	171	11,201,684
通　　院	24,397	55,219,588

【根拠法令等】　熱海市子ども医療費助成条例　平成５年条例第３号

（３）多子世帯就学支援事業費助成金

【目　　的】　多子世帯の児童が小学校に入学する際、入学準備のために要する費用を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減及び生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

【概　　要】　22 歳以下の児童を 2 人以上養育している多子世帯のうち、2 人目以降の児童が小学校に入学する際のランドセル等の購入費用の一部を助成（上限 5 万円）するもの。

年　度	交付件数（件）	交付金額（円）
令和 7 年度	33	1,493,000
令和 6 年度	34	418,000

【令和８年度予算額】　１，５００千円

（４）多子世帯放課後児童クラブ利用料助成金

【目　　的】　多子世帯に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減及び生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

【概　　要】　22 歳以下の児童を 2 人以上養育している多子世帯のうち、2 人目以降の児童が利用する放課後児童クラブの利用料を助成（5,000 円×通所月数を上限）。

年　度	交付件数（件）	交付金額（円）
令和 7 年度	79	3,771,950
令和 6 年度	35	1,688,500

【令和８年度予算額】　６，０６０千円

（５）在宅育児応援金

【目　　的】　子育ての負担が大きい在宅育児世帯の経済的負担の軽減及び生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

【概　　要】　０歳児から２歳児までの児童を自宅などで育児する子育て世帯に対して、支給要件児童１人につき月額１万円を支給するもの。

年　度	支給件数（件）	支給金額（円）
令和７年度	222	9,470,000

【令和８年度予算額】　１９，２００千円

（６）保育所等への入所

【目　　的】　児童福祉法第 24 条及び子ども・子育て支援法第 19 条の規定により、保護者の労働又は疾病等の事由により保育を必要とする児童を入所させ保育を行う。

【費用負担】　国　2／4・県　1／4・市　1／4（但し民間分。公立分は全額市負担）

【根拠法令等】　児童福祉法　　昭和 22 年法律第 164 号
子ども・子育て支援法　平成 24 年法律第 65 号
熱海市保育の必要性の認定に関する条例　平成 26 年条例第 25 号
熱海市子ども・子育て支援法施行細則　　平成 27 年規則第 7 号

【保育を必要とする基準】

保育所へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合とする。

(1)一月において、64 時間以上労働することを常態とすること。
(2)妊娠中又は出産後間がないこと。
(3)疾病、負傷等により精神若しくは身体に障がいを有していること。
(4)同居親族を常時介護又は看護していること。
(5)震災、風水害等の災害復旧に当たっていること。
(6)求職活動を継続的に行っていること。
(7)学校教育法に規定する学校等に在学していること。
(8)職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
(9)児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行い、又は再び行われるおそれがあると認められること。
(10)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶

者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)。

(11)育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12)前各号の事由に類すると市長が認める状態にあること。

【保育所等一覧】　令和８年４月１日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認可	経営主体
公立	和田木保育園	下多賀 173-1	68-0579	22	90	S44.1.1	熱海市
公立	初島保育園	初島 217-3	67-1408	2	20	S40.4.1	熱海市
民間	富士保育園	東海岸町 7-13	81-2018	22	40	S41.11.1	(福)富士会
民間	栄光熱海中央保育園	上宿町 4-19	48-7360	31	70	H26.4.1	(福)栄光会

【認定こども園一覧】　令和８年４月１日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認定	経営主体
公立	あたみこども園	桜町 3-20 (幼児部)	82-1471	23	１号:30 ２・３号:153	R2.7.1	熱海市
公立	あたみこども園	桜町 13-4 (乳児部)	82-0083	17	１号:30 ２・３号:153	R2.7.1	熱海市
民間	多賀こども園	上多賀 934-16	68-3437	22	１号:8 ２・３号:30	S26.7.31 ※1	(福)景徳会
民間	ＭＯＡあたみ幼児学園	海光町 9-23	84-2385	21	１号:36 ２・３号:24	H29.4.1	(宗)東方之光

※１保育所から保育所型認定こども園へ移行（R7.4.1 認定）

【小規模保育事業所一覧】　令和８年４月１日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認可	経営主体
民間	あたみ・パンダの森ほいくえん	西山町 19-６	86-5155	17	12	R4.12.1	㈱51Dreams' Company

【年齢別保育の実施児童数】　令和８年４月１日現在（単位：人）

園名		定員	入所児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	あたみこども園	153	2	16	18	14	20	23	93
	和田木保育園	90	2	5	12	12	8	12	51
	初島保育園	20	0	0	0	1	1	0	2
民間	富士保育園	40	2	12	15	8	6	7	50
	栄光熱海中央保育園	70	6	12	12	12	13	10	65
	多賀こども園	30	3	6	6	4	5	2	26
	ＭＯＡあたみ幼児学園	24	0	4	7	4	8	7	30
	あたみ・パンダの森ほいくえん	12	3	6	1				10
委託	湯河原町１園 伊東市２園		0	1	2	0	2	0	5
計	11園	439	18	62	73	55	63	61	332

※あたみこども園・多賀こども園・ＭＯＡあたみ幼児学園について２・３号認定（保育認定者）数を計上

※上記入所児童数は市外からの受託児童を含む

【保育料階層別児童数】　令和８年４月１日現在（単位：人）

階層	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	合計
公立	0	17	8	59	37	9	2	11	143
民間	1	16	19	46	35	26	6	22	171
計	1	33	27	105	72	35	8	33	314

※あたみこども園・多賀こども園・ＭＯＡあたみ幼児学園について２・３号認定（保育認定者）数を計上

※上記保育料階層別児童数は市外からの受託児童を除く

※令和７年度より０歳から２歳児の保育料無償化を実施

【年度別児童数等の状況】　　各年度４月１日現在（単位：人）

年度区分	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	比率％
就学前児童数	614	555	605	495	472	100.0
１号認定こども 保育所（特別利用保育）、幼稚園 及び認定こども園児童数	89	67	51	59	51	10.8
２・３号認定こども 保育所、認定こども園 及び小規模保育事業所	372	341	312	312	314	66.5
認可外保育施設児童数						
在宅児童数	153	147	142	124	107	22.7

※上記年度別児童数は市外からの受託児童を除く

【年度別保育所等関係経費の推移】

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
公立３園	物件費（千円）	27,459	35,071	31,687	33,931	32,196
	人件費（千円）	307,641	321,635	329,008	358,014	377,047
	計（千円）	335,100	356,706	360,695	391,945	409,243
	園児延人数（人）	2,058	2,154	1,945	1,932	1,946
	１人当経費月額（円）	162,828	165,602	185,447	202,870	210,300
民間５園	委託費（千円）	359,905	353,566	331,815	350,628	418,636
	物件費（千円）	54,691	74,131	44,881	47,187	43,600
	計（千円）	414,596	427,697	376,696	397,815	462,236
	園児延人数（人）	3,150	2,966	2,660	2,430	2,568
	１人当経費月額（円）	131,618	144,200	141,615	163,710	179,998
委託分	委託費（千円）	7,423	4,682	8,676	7,745	12,516
	園児延人数（人）	115	117	110	106	132
	１人当経費月額（円）	64,548	40,017	78,873	73,066	94,818
計	経費総額（千円）	757,119	789,085	746,067	797,505	883,995
	園児延人数（人）	5,323	5,237	4,715	4,468	4,646
	１人当経費月額（円）	142,235	150,675	158,233	178,493	190,270

※令和２年６月まで公立保育所３園、民間保育所等５園

※令和２年７月から公立は認定こども園を含む３園、民間保育所等５園

【民間保育所等運営費収入】　（単位：千円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支弁総額①	359,905	353,566	331,815	350,628	418,636
徴収金②	31,642	33,193	31,526	34,516	43,993
国庫負担金	175,617	172,233	160,230	176,592	204,245
県負担金・補助金	77,322	74,845	70,767	70,331	86,732
市負担金	75,322	73,295	69,291	69,189	83,664
参考　市保育料調定	17,533	17,016	12,940	16,848	0

① は、保育単価に入所児童数を乗じて得た金額等の総額

② は、世帯の状況に応じて保護者から徴収すべき額として国が定めた金額の総額

【令和７年度熱海市保育所等利用者負担額】

※令和７年度より０歳から２歳児の保育料無償化を実施

（令和８年４月１日現在）

階層区分			利用者負担額（月額） （単位：円）	
階層	定義		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割課税額 48,600円未満世帯		13,600円 （6,800円）	13,400円 （6,700円）
4	市民税所得割課税額 144,600円未満世帯	うち 57,700円未満	24,000円 （12,000円）	23,500円 （11,700円）
		うち 57,700円以上	24,000円 （12,000円）	23,500円 （11,700円）
5	市民税所得割課税額 227,100円未満世帯		40,000円 （20,000円）	39,300円 （19,600円）
6	市民税所得割課税額 329,800円未満世帯		50,300円 （25,100円）	49,400円 （24,700円）
7	市民税所得割課税額 397,000円未満世帯		52,000円 （26,000円）	51,100円 （25,500円）
8	市民税所得割課税額 397,000円以上世帯		57,200円 （28,600円）	56,200円 （28,100円）

※市民税所得割課税額が57,700円未満（第2・3階層と第4階層の一部（太枠内））の多子世帯は、子どもの年齢制限をなくし、最年長の児童から順に第1子は全額、第2子は半額（（　）内の金額）、第3子以降は無料

※市民税所得割課税額が57,700円以上の多子世帯は、同一世帯から就学前児童が同時に2人以上　保育所等に入所している場合、第2子は半額（（　）内の金額）、第3子以降は無料

【年間市民税額が 77,100 円以下のひとり親世帯等の保育所等利用者負担額】

階層	階層区分		利用者負担額（ 月額 ）	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0 円	0 円
2	市民税非課税世帯		0 円	0 円
3	市民税所得割課税額 48,600 円未満		6,800 円	6,700 円
4	市民税所得割課税額 144,600 円未満世帯	うち 77,100 円以下	9,000 円	9,000 円
		うち 77,101 円以上	24,000 円 （12,000 円）	23,500 円 （11,700 円）

※市民税額 77,100 円以下の世帯（太枠内）は、子どもの年齢制限をなくし、第 2 階層は無料、第 3 階層及び第 4 階層の一部は、第 1 子から半額、第 2 子以降は無料

※（ ）内の金額は第 4 階層のうち市民税額が 77,101 円以上世帯の第 2 子の金額（第 3 子以降は無料）

２．心身障害児への福祉

＜心身障害児施設入所の状況＞　令和８年４月１日現在　（単位：人）

施設の種類	男	女	計
知的障害児施設	1	0	1
肢体不自由施設	0	0	0
重症心身障害児施設	0	0	0
合計	1	0	1

（児童相談所送致件数のみ）

＜在宅障害児の福祉対策＞

（１）相談指導

療育相談については、社会福祉課、健康づくり課、熱海健康福祉センター、児童相談所等が連携をし、専門機関へつなげている。

（２）心身障害児一日保育

熱海児童福祉ボランティアの会委託により、心身に障害を持つ児童の保育や健常児との交流の場を設ける等、障害児家庭の負担軽減を図る。

（３）福祉団体育成

児童福祉関係団体（熱海手をつなぐ育成会）へ補助金を助成することにより、会の運営について円滑化を図る。

（４）その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照

心身障害者扶養共済制度

療育事業・児童発達支援・放課後等デイサービス

補装具費支給事業

日常生活用具給付等事業

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

重症心身障害児童扶養手当支給事業

特別児童扶養手当支給事業

３．児童の相談や養護を必要とする福祉

（１）こども家庭センター

【目　　的】　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、支援を必要とする子どもや妊婦にきめ細やかなサポートプランを作成し、地域資源と連携しながら、子育て世帯を包括的に支援する。令和7年4月より開始。組織体制としては、今まで通り母子保健業務は健康づくり室、児童福祉については子育て支援室で所掌している。

【相談内容分類】

（単位：件）

相談種別		令和７年度
養護相談	児童虐待相談	43
	その他の相談	294
保健相談		20
障がい相談		17
ぐ犯行為等相談		21
育成相談	性格行動相談	33
	不登校相談	57
	適正相談	27
	育児しつけ相談	7
その他の相談		19
合計		538

【合同ケース会議】

妊産婦や子育て家庭に対して母子保健と児童福祉の両面から一体的な支援を行うために開かれる会議。保健師と家庭児童相談員などが連携し、リスクの見逃しを防ぐ役割を持つ。

（単位：回、件）

年度	開催件数	延べケース検討数
令和７度年	11	103

（２）児童養護施設等の措置

【乳 児 院】　乳児院は、遺児、被虐待児、親の死亡や病気・離婚・家出等さまざまな事情で監護を受けることのできない概ね３歳未満の保護を要する乳児を入園させて養育することを目的とする施設である。

【児童養護施設】　児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援するものである。

【入所の状況】　令和８年４月１日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
児童養護施設	ひまわり園	0	0	0
	誠信少年少女の家	0	0	0
	恵明学園（児童部）	1	0	1
	岩倉学園	0	0	0
	川奈臨海学園	0	0	0
	恵明学園（乳児部）	0	0	0
	みどり園	0	0	0
合　　計		1	0	1

【小規模住宅型児童養育事業】

子どもを可能な限り家庭的な環境において、養育者が２４時間３６５日子どもと生活し、安定した人間関係の下で育てることを目的とし家庭的養護が必要な子どもを支援するものである。

【入所の状況】　令和８年４月１日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
小規模住宅型児童養育事業	La　Mer	0	1	1
	おばあちゃんの庭	0	0	0
合　　計		0	1	1

（３）里親制度

【目　　的】　里親は、家庭に恵まれない児童を家庭にあずかって養育する者であって県知事が適当と認めたものをいう。里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

【現　　状】　里親委託の状況

令和８年里親委託児童　３名

（４）情緒障害児

【目　　的】　情緒障害児とは、家庭や学校、その他での人間関係等の歪みによって感情に支障をきたし、社会適応が困難な児童をいう。これらの児童に対する福祉対策は、児童相談所における相談指導のほか児童心理治療施設における治療等を行い、その情緒障害を治すことを目的とする。

【事業概要】　児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことにより社会に適応させる。

【静岡県立吉原林間学園入所状況】　（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男	0	0	0	0	0
女	1	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0

（５）要保護児童

【事業概要】　子供を取り巻く環境の大きな変化（少子化、家庭や地域の子育て機能の低下、問題の多様化、複雑化等）から生じる児童の問題行動及び保護者の諸問題について相談を受けると共に、関係機関と連携図り、子どもの健全な育成、自立に向けて支援を行う。

【要保護児童対策地域協議会】

平成２０年度に児童虐待防止連絡会議から移行し新たに発足した。
地域社会や関係機関との連携により支援体制を整備し、児童虐待の防止及び早期発見と早期対応を図り、要保護児童とその家族を支援することを目的とする。

【児童自立支援施設】（静岡県立「三方原学園」・神奈川県立「おおいそ学園」）

児童自立支援施設は、反社会行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

【入所の状況】　（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男	0	1	1	0	0
女	0	0	0	0	0
計	0	1	1	0	0

【いじめ不登校等対策連絡協議会】

児童の非行問題等について、関係機関による情報交換を行い、今後の対応や各機関の役割分担などを協議する。

（６）親子ふれあい教室

【目　　的】　こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【目　　標】　① 集団遊びを通して幼児の発達を促すことができる。
② 親子で参加することによって、幼児との関わり方を学ぶことができる。
③ 子育て意欲が向上することで、幼児の発達を促す。
④ 経験不足からくる育児不安や、親のストレスを軽減することで、虐待を未然に防ぐ。

【対　　象】　①　発達に問題があると思われる幼児とその親
②　家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
③　親子関係の改善が必要と思われる幼児とその親

【実施施設】　いきいきプラザ２階集検ホール、その他
毎月第３水曜日　午前９時～１２時

【スタッフ】　社会福祉課、健康づくり課、在宅保育士、臨床心理士、
主任児童委員、地域生活支援センター（いぶき）

ふれあい教室参加状況（実人数）　（単位：人）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加児数	14	15	22	13	16

４．児童遊園

【目　　的】　児童厚生施設としての児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

【実施施設】

施設名	所在地	設置年月	設備
ひばりヶ丘児童遊園	熱海 1886	昭和 38 年 4 月	広場、遊具

【根拠法令等】　児童福祉法　昭和２２年法律第１６４号

※令和８年度中に廃止予定

５．放課後児童健全育成事業

【目　　的】　昼間保護者のいない家庭の小学校児童（放課後児童）に対し育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成を図る。

【活動内容】　①　健康管理、安全の確保、情緒の安定。

②　遊びの活動への意欲と態度の形成、自主性・社会性・創造性の向上。

③　児童の遊びの活動状況把握と家庭への連絡。

【実施場所等】　令和８年４月１日現在

放課後児童クラブ名	校区	実施場所	会費(月額)	支援員数	事業開始
エンゼルクラブ	第一小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円～	9 人	H10.4
第二小学校区放課後児童クラブ	第二小学校区	学校敷地内専用施設	4,000 円～	7 人	H10.4
多賀っ子クラブ	多賀小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円～	12 人	H12.4
なぎの木クラブ	伊豆山小学校区	余裕教室以外の学校施設	4,000 円～	7 人	H24.1
泉みつわクラブ	泉小学校区	自治体所有の施設（学校敷地内）	4,000 円～	7 人	H28.4
桃山小学校区放課後児童クラブ	桃山小学校区	余裕教室以外の学校施設	4,000 円～	5 人	R6.4

※日曜日・祝祭日・学校行事日以外に実施、長期休暇（春・夏・冬休み）は一部実施

※支援員数は、補助員も含む

※桃山小学校区放課後児童クラブは保育室整備のため令和６年４月～夏休み終了まで第二小学校区と合同で実施

【対象児童及び状況】　主として小学校１年生～６年生の放課後児童

令和８年４月１日現在（単位：人）

放課後児童クラブ名	１年生	２年生	３年生	４~６年生	計
エンゼルクラブ（第一小）	26	19	16	37	98
第二小学校区放課後児童クラブ（第二小）	10	11	6	16	43
多賀っ子クラブ（多賀小）	22	16	17	13	68
なぎの木クラブ（伊豆山小）	3	4	4	7	18
泉みつわクラブ（泉小）	2	0	2	8	12
桃山小学校区放課後児童クラブ（桃山小）	4	3	4	1	12
計	67	53	49	82	251

【根拠法令等】　児童福祉法　昭和２２年法律第１６４号

６．ひとり親家庭への福祉

（１）母子父子福祉資金の貸付

【目　　的】　配偶者のない女子又は男子で現に児童（２０歳未満）を扶養している者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため。

【実施主体】　県・国　（市は書類の経由機関）

【貸付対象】　①　母子家庭の母又は父子家庭の父

②　父母のない児童又はこれに準ずる児童

③　母子・父子福祉団体

【貸付資金の種類等】　資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】　貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【母子父子福祉資金貸付状況】　（単位：千円）

年度 / 区分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	7	14,808	5	16,200	3	8,808	4	6,097	3	6,408
就学支度資金	7	2,970	5	2,590	5	2,390	4	1,462	1	150
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	17,778	10	18,790	8	11,198	8	7,559	4	6,558

【根拠法令等】　母子及び父子並びに寡婦福祉法　昭和３９年法律第１２９号

（２）寡婦福祉資金の貸付

【目　　的】　寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため。

【実施主体】　県・国　（市は書類の経由機関）

【貸付対象】　①　寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）

②　４０歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外のもの

③　母子福祉団体

【母子福祉資金貸付との関係】

寡婦が母子福祉資金の貸付を受けることができない場合は、寡婦福祉資金

から同一の理由による同種の資金の貸付を受けられない。

【貸付資金の種類等】

資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】

貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【根拠法令等】母子及び父子並びに寡婦福祉法　昭和３９年法律第１２９号

【母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要】

※平成２６年１０月１日から父子家庭も貸付対象となっています。

（令和８年４月１日現在）

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度（施行令）	据置期間	償還期限（据置期間経過後）	利率	違約金
事業開始資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦 ③母子・父子福祉団体	個人　3,720,000 円 団体　5,580,000 円	１年間	据置期間経過後 ７年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年1.0％】	延滞元利金に付き3.0％
事業継続資金	同上	１回につき 1,860,000 円	６ヶ月	据置期間経過後 ７年以内		
修学資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	高校、専修学校（高等課程） 月額 27,000 円～52,500 円 大学、短大、高等専門、専修学校（専門課程） 月額 31,500 円～146,000 円 大学院 月額 132,000 円～183,000 円 専修学校（一般課程） 月額 55,500 円	卒業後 ６ヶ月	据置期間経過後 ２０年以内 専修学校（一般課程）５年以内	無利子	
技能習得資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	月額 68,000 円 特別（自動車運転免許取得）の場合 460,000 円 特別（その他）の場合 816,000 円	習得期間満了後１年	据置期間経過後 ２０年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年1.0％】	
修業資金	扶養している子が事業を開始又は、就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000 円 特別（自動車運転免許取得）の場合 460,000 円	習得期間満了後１年	据置期間経過後 ２０年以内	無利子	
就職支度資金	①母子家庭の母又は、子 ②父子家庭の父又は、子 ③父母のいない子 ④寡婦	１回につき 110,000 円 通勤自動車購入の場合１回につき 340,000 円	貸付の日から １年間	据置期間経過後 ６年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年1.0％】	

【母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要】　（令和８年４月１日現在）

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度（施行令）	据置期間	償還期限	利率	違約金
医療介護資金	①母子家庭の母又は、子 ②父子家庭の父又は、子 ③寡婦	医療の場合 340,000 円 (特別の場合 510,000 円) 介護の場合 500,000 円	医療満了後６ヶ月	据置期間経過後５年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年 1.0％】	延滞元利金に付き 3.0％
生活資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	知識・技能習得期間 月額 141,000 円 医療・介護を受けている期間 失業貸付期間 生活安定貸付期間 月額 118,000 円 養育費取得のための裁判費用一括 一括 1,416,000 円	期間が満了後６ヶ月、裁判費用は貸付後６ヶ月	知識技能習得２０年以内、医療･介護を受ける若しくは失業貸付期間満了後５年以内 生活安定後８年以内		
住宅資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	１回につき 1,500,000 円 （特別 2,000,000 円）	貸付の日から６ヶ月	据置期間経過後６年以内 （特別）７年以内		
転宅資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	１回につき 260,000 円	貸付の日から６ヶ月	据置期間経過後３年以内		
就学支度資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	小学校　91,600 円 中学校　101,000 円 高校以上は、校種別、公私立別、通学条件により異なります。 150,000 円～590,000 円	修学終了後６ヶ月又は修業を終了後６ヶ月	修学 据置期間経過後２０年以内 修業 据置期間経過後５年以内	無利子	
結婚資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②寡婦が扶養している子	340,000 円 (婚姻する子１人につき)	６ヶ月	据置期間経過後５年以内	【連帯保証人有　無利子】 【連帯保証人無　年 1.0％】	

（３）児童扶養手当の支給

【目　　的】　この手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

※児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行により、平成２２年８月１日から父子家庭の父も支給対象と改正。

【実施主体】　国・市（手当の認定等の事務及び、申請等の窓口は市）

【費用負担】　国　１／３・市　２／３

【支給要件】　この手当は、次のいずれかに該当する１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（中度以上の障がいを有する場合は２０歳未満）を扶養している母又は父および養育者に対し支給する。

①　父母が婚姻を解消した児童
②　父又は母が死亡した児童
③　父又は母が政令別表に定める程度の重い障がいの状態にいる児童
④　父又は母の生死が明らかでない児童
⑤　父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童
⑥　父又は母が DV 防止法による保護命令を受けた児童
⑦　父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童
⑧　母が婚姻によらないで懐胎した児童
⑨　父・母ともに不明である児童（孤児など）

【支給制限】　この手当は、次のいずれかに該当する場合は支給されない。

①　児童が次のいずれかに該当するとき
ア　日本国内に住所を有しないとき
イ　父又は母の死亡について労働基準法による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、次に該当する場合で当該給付事由発生の日から６年を経過していないとき
　○ 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の監護を受けている場合
　○ 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の養育を受けている場合
ウ　児童福祉法第２７条第１項第３号に規定する里親に委託されているとき
エ　父又は母と生計を同じくしているとき（ただし、その父又は母が〈支給要件〉の③に揚げる程度の障がいの状態にあるときは､支給される。）
オ　父又は母の配偶者（〈支給要件〉の③に掲げる程度の障がいの状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき
②　受給者（母又は父および養育者）が日本国内に住所を有しないとき
③　母若しくは父および養育者又はその配偶者若しくは扶養義務者（民法第８７７条第１項の者）の前年度の所得が別表（所得限度額表）に示

す額以上であるときは、その年の１１月から翌年１０月まで支給しない。

【令和８年度予算額】　１０６，０６６千円

【手当額】　令和８年４月より

		改正前（～令和８年３月）	改正後（令和８年４月～）
本体額	全部支給	46,690 円	48,050 円
	一部支給	46,680 円～11,010 円	46,040 円～11,340 円
第２子加算額	全部支給	11,030 円	11,350 円
	一部支給	11,020 円～5,520 円	11,340 円～5,680 円

【手当の支給】　手当は奇数月にそれぞれ前月までの分を支払う。

【児童扶養手当受給者の状況】　毎年１２月３１日現在（単位：人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	211	199	166	162	151
全部支給停止	31	32	38	34	26
受給権者数	242	231	204	196	177

【令和７年受給権者事由別分類】　（単位：人）

受給者計	離婚	未婚の母	遺棄	死別	父又は母の障がい	その他
151	136	14	0	0	1	0

【参考：児童扶養手当所得制限限度額表】令和７年度(令和６年分)　所得額（単位：円）

区分／扶養人数	請求者（本人）		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
０人	690,000	2,080,000	2,360,000
１人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
２人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
３人以上	以降１人につき 380,000 円加算	以降１人につき 380,000 円加算	以降１人につき 380,000 円加算

限度額に加算されるもの

①請求者本人・・・老人扶養親族がある場合は１０万円／人、特定扶養親族または控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある場合は１５万円／人

②扶養義務者等・・・老人扶養親族がある場合は６万円／人（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、１人を除く）

※所得とは、給与等の所得のほかに母又は児童が受けとった養育費の８割分も含まれる。

（４）ひとり親家庭等医療費の助成

【目　　的】　ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し福祉の増進を図る。
昭和５５年４月１日から県の補助事業として実施。

【補 助 率】　県　１／２

【助成対象者】　①配偶者のない女子で、２０歳未満の児童を扶養しているもの（母子家庭）
②配偶者のない男子（死亡、離婚等）で、２０歳未満の児童を扶養しているもの（父子家庭）
③父母のない児童で現に扶養されている２０歳未満の児童

【助成の要件】　医療費（保健診療による自己負担額）の助成を受けられる者は、扶養している又は生計を同じくする者の前年の所得に所得税が課せられていないこと。（所得制限）

【令和８年度予算額】　５，７９８千円

【助成の状況】　（単位：人、件、千円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
助成対象者数	311	294	204	220	161
自動償還払 受診者数（延）	1,415	1,459	1,258	1,052	738
受診件数（延）	1,567	1,579	1,351	1,127	844
金額	4,767	4,748	4,569	3,723	2,863

【根拠法令等】　熱海市ひとり親家庭等医療費助成要綱　昭和５５年告示第１５号

（５）母子生活支援施設入所措置

【目　　的】　配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

【入所実績】

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
世帯	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　児童福祉法　昭和２２年法律第１６４号
熱海市児童福祉法施行細則 平成２０年規則第３号

（６）交通遺児見舞金等の支給

【目　　的】　交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残された交通遺児（18歳未満の者）を扶養する保護者に見舞金等を支給することにより、遺児の健全育成と福祉の増進を図る。

【実施主体】　単独事業　　（寄附金収入による）

【開始年度】　昭和５３年１２月より実施

【根拠法令等】　昭和６２年３月支給要綱制定

【支給の種類及び金額等】

区分	支給額	支給月	支給対象者
交通遺児見舞金	年額　30,000 円	１２月	市内在住の１８歳未満の児童の保護者（市内在住者）
入学支度金	年額　30,000 円	３月	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ入学するもの
修学金	月額　　5,000 円	９月及び３月にそれぞれ当月分まで支給	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ在学するもの
就職支度金	年額　50,000 円	中学校卒業年の３月	見舞金の支給を受けている児童で、高等学校へ進学しないもの

【令和８年度予算額】　９２千円

【支給の状況】

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
世帯数（件）	0	0	0	0	0
見舞金（件）	0	0	0	0	0
入学支度金（件）	0	0	0	0	0
修学金（件×月数）	0 件×12 月	0 件×12 月	0 件×12 月	0 件×12 月	0 件×12 月
就職支度金（件）	0	0	0	0	0
合計支給金額（千円）	0	0	0	0	0

【根拠法令等】　熱海市交通遺児見舞金等支給要綱 昭和６２年告示第５号
交通遺児福祉事業基金条例 平成元年条例第４号

（７）母子家庭等自立支援給付金

【目　　的】　母子家庭の母又は父子家庭の父（２０歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準未満の者が対象）が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で６ヶ月以上修業する場合等に、給付金を最大４年支給し、母子家庭の母又は父子家庭父の経済的自立を支援することを目的とする。

【令和８年度予算額】　２，１８２千円

【給付の種類及び金額等】

名称	支給額（円）	支給要件
熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	対象講座の受講料の６０%相当額 (上限２０万円・下限１２千円) 看護師等の専門資格を目指す講座を受講する者については、上限１６０万円（４０万円×修学年数） 一部の対象講座については、終了した翌日から起算して１年以内に対象講座に係る資格を取得し、及び就職等をした場合、対象講座の受講料の８５%相当額 （６０万円×修学年数、上限２４０万円）	経済的自立のため指定の対象講座を受講後に支払った受講料の６０%（条件により８５%）を給付する。
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	平成２５年４月以降入学者　市民税非課税者 月額 100,000 円 （修学期間の最後の１年間は月額 140,000 円） 上記以外の者 月額　７万５００円 （修行期間の最後の１年間は月額 110,500 円） 修了支援給付金 市民税非課税者　５万円 上記以外の者　２万５千円	就職に有利な資格（看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、調理師等）取得を目的に６ヶ月以上養成機関で修業した場合に支給する。

【根拠法令等】熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
平成１７年告示第１０号
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
平成１７年告示第１１号

【給付実績】自立支援教育訓練給付金事業　（単位：件、人、円）

年度	申請件数	支給実人数	支給金額
令和６年度	1	1	200,000
令和７年度	0	0	0

【給付実績】高等職業訓練促進給付金等事業　（単位：件、人、円）

年度	申請件数	支給実人数	支給金額
令和６年度	2	1	330,000
令和７年度	0	0	0

（８）ひとり親家庭等就学支援事業費助成金

【目　　的】　ひとり親家庭等における児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図るため、小学校入学時にランドセル等の購入費用の一部を助成するもの。

【補助率】　県１／２

【根拠法令等】　平成２７年６月支給要綱制定

【給付実績】　（単位：件、円）

年度	件数	金額
令和６年度	7	194,960
令和７年度	7	312,920

（９）放課後児童クラブ利用者負担軽減事業

【目　　的】　ひとり親家庭等に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を、児童一人につき一ヶ月あたり５，０００円を限度として助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図った。

【補助率】　県１／２

【根拠法令等】平成２８年３月支給要綱制定

【給付実績】　（単位：件、円）

年度	件数	金額
令和６年度	32	1,631,500
令和７年度	37	1,793,500

７．子育て家庭への福祉

（１）地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業として実施）

【目　　的】　地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし､育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【事業の概要】　①　相談事業

ア　電話相談　　午前１０時～午後３時

イ　来園相談　　午前１０時～午後３時

ウ　家庭訪問　　必要に応じて実施

②　園庭開放　　（夏期はプールあそびや水あそび実施）

③　サークル支援活動

市内の子育てサークルの相談や行事に協力、交流

④　保育園児といっしょに各テーマによるあそび実施

⑤　その他

ア　保育園の行事に参加（運動会、クリスマス会、ブラッシング教室）

イ　簡単な献立やおやつのレシピ、育児やあそびに関する情報提供

ウ　主任児童委員、各支援センター間の連携

【実施場所等】

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
実施施設	社会福祉法人 栄光会 栄光熱海中央保育園	社会福祉法人 景徳会 多賀こども園
開設年月日	平成２６年４月１日	平成９年４月１日
所在地	熱海市上宿町４－１９	熱海市上多賀９３４－１６
電話番号	０５５７－４８－７３６０	０５５７－６７－３７４１
開所日	月～金曜日	月～土曜日

【実施状況等】　令和７年度

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
開放日数　（日）	242	292
利用延人数　（人）	1,471	610
相談件数　（件）	236	15
サークル支援（回）	0	0

（２）親子ふれあいサロン（重層的支援体制整備事業として実施）

【目　　的】　次世代を担う児童の健全な育成を図り家庭における子育てを支援するため児童及びその保護者同士の交流の場を設け、一時預かり保育や育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等を行うものである。

【事業の概要】　①　ふれあいサロン

親子で一緒に楽しく遊べるスペースを提供（土、日休館）

利用時間　午前９時３０分～午後４時３０分（平日）

午前９時３０分～午後４時００分（祝日）

②　子育て相談

育児や食事のことなどさまざまな相談受付

受付時間　午前９時３０分～午後４時３０分（平日）

午前９時３０分～午後４時００分（祝日）

③　一時預かり保育

買い物・美容院などのリフレッシュや、通院・参観会など保護者の用事の際の一時預かり。

対象児童　生後８カ月から５歳未満児

利用料金　１時間５００円　一日３時間まで利用可、要予約

利用時間　午前９時３０分～午後４時３０分（平日）

午前９時３０分～午後３時３０分（祝日）

④　毎月１回子育て及び子育て支援に関する講習会等を開催

【実施施設等】

名称	熱海市親子ふれあいサロン
開設年月日	平成１６年７月２２日
所　在　地	熱海市中央町１－２６
電話番号	０５５７－８６－６３１１

【実施状況等】

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ふれあいサロン	保護者（人）	643	671	1,327	1,566	1,838
	児　童（人）	826	809	1,413	1,719	1,722
	合　計（人）	1,469	1,480	2,740	3,285	3,560
一時預かり保育　（人）		15	21	82	84	97
電話相談　（件）		2	2	3	5	2
来所相談　（件）		20	28	119	111	109

（３）ファミリーサポートセンター

【目　　的】　仕事と育児に関する援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行う。

【事業の概要】　育児のお手伝いをしたい「まかせて会員」と育児のお手伝いをしてほしい「おねがい会員」が育児の援助活動を行う。

	区分	金額
報酬	平日（昼間）　１時間当たり	６００円
	早朝・夜間　　１時間当たり	７００円
	土・日・祝日　Ｉ時間当たり	７００円

【実施状況等】　令和７年度

内容	件数（件）
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	0
保育施設までの送迎	0
放課後児童クラブ終了後のお迎え	0
保育所・学校等お休み時の援助	0
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	42
買い物等外出の際の子どもの預かり	1
保護者の病気、急用等の場合の送迎及び預かり	0
保護者のリフレッシュの際の預かり	1
その他	5
合　計	49

第　　６　　章

その他の福祉

第６章　その他の福祉

１．災害救助

（１）災害救助法

【目　　的】　災害に見舞われた方の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行う。

【実施主体】　県知事

【災害救助法の適用基準】

災害救助法は、市町の区域を単位とし、同一の災害により、次の各号のいずれかに該当する災害について県知事が当該市町について適用する。

①　１号適用（令第１条第１項第１号）

県内の市町の滅失世帯数が災害救助法施行令第１条第１項第１号適用の基準に達したとき。（熱海市：適用基準世帯数６０）

②　２号適用（令第１条第１項第２号）

被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、当該市町の滅失世帯数が１号適用基準の１/２以上に達したとき。

③　３号適用（令第１条第１項第３号）

ア　被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

「多数」とは、概ね５世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ　災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

「特別の事情」とは次の２つの場合

（１）食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合。

（２）被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

④　４号適用（令第１条第１項第４号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

ア　多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合。

イ　被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

【災害救助法施行令第１条第１項第１号適用基準】

市町人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000～　14,999 人	40 世帯
5,000～　29,999 人	50 世帯
30,000～　49,999 人	60 世帯
50,000～　99,999 人	80 世帯
100,000～ 299,999 人	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

（注）被災世帯（住宅滅失）数には、全壊、全焼、流失の数を計上するほか、半壊、半焼を１/２、床上浸水を１/３に換算した数を加える。

【救助の種類】

① 避難所の設置、応急仮設住宅の供与
② 食品、飲料水の給与、供給
③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
④ 医療、助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 被災した住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索及び処理
⑩ 障害物の除去
⑪ 輸送費及び賃金職員等雇上費
⑫ 実費弁償

【根拠法令等】　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）

（２）災害弔慰金・災害障害見舞金

【目　　的】

①災害弔慰金

政令で定める自然災害により死亡（行方不明）した方の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の弔慰を図る。

②災害障害見舞金

政令で定める自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた方に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障がい者の救済を図る。

【内　　容】

①適用基準（次のいずれかの場合であること。）

・１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

・都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

・県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２つ以上ある場合の災害

②弔慰金等の額

種類	対象者	金額
災害弔慰金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500 万円
	その他の場合	250 万円
災害障害見舞金	障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
	その他の場合	125 万円

【支給される遺族の範囲】

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

【実施主体】　熱海市（国→県→市）

※市町は条例により支給し、国と県が補助をする。

【補 助 率】　国２／４　　県１／４　　市１／４

【根拠法令等】　災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令

静岡県災害弔慰金等補助金交付要綱

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

（３）災害援護資金貸付金

【目　　的】　災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

【内　　容】

①適用基準

県内において災害救助法が適用された市町が１箇所以上あること。

（但し所得制限あり）

②貸付金の償還期間

１０年（据置期間はそのうち３年、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第７条第２項内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合については５年）

③貸付金の利率

・保証人を立てる場合　　無利子

・保証人を立てない場合　据置期間中は無利子、据置期間経過後は 1.5％（延滞の場合を除く）

④貸付金の限度額

(1)療養に要する期間がおおむね１ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円

エ　住居が全壊した場合　350 万円

(2)世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

イ　住居が半壊した場合　170 万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350 万円

（注１）(1)のウ又は(2)のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残在部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

【実施主体】　熱海市

【費用負担】　国：２／３　　県：１／３

【根拠法令等】　災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱
熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

（４）被災者生活再建支援制度

【目　　的】　自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【内　　容】

①対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ １０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ １００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ アⅡはイに規定する災害が発生した都道府県内の他の市町村（人口１０万人未満に限る）において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

オ アからウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ アⅡはイの市町を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口１０万未満に限る）
２世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

②支給対象世帯

・住宅が全壊した世帯
・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）
・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③支給金額　　※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額

区分	基礎支援金 （住宅の被害程度に応じて支給）	加算支援金 （住宅の再建方法に応じて支給）		計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

【実施主体】　被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）

【費用負担】　国：１/２　　支援法人：１/２

【適用実績】　平成１６年台風第２２号災害（全県適用）

令和３年７月伊豆山土石流災害

【根拠法令等】　被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）

被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）

（５）被災者自立生活再建支援事業

【目　　的】　自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、生活の再建を支援する。

【内　　容】

①対象世帯となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）第１条各号に該当しないもの。

②支給対象世帯

・住宅が全壊した世帯

・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）

・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世

帯（大規模半壊世帯）

・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③支給金額　　※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額

区分	基礎支援金 （住宅の被害程度に応じて支給）	加算支援金 （住宅の再建方法に応じて支給）		計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

【実施主体】　県

【負担割合】　県：１０/１０

【根拠法令等】　静岡県補助金等交付規則（昭和３１年静岡県規則第４７号）第２２条
静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱
（平成１１年告示第９１４号）

（６）熱海市災害見舞金の支給

【目　　的】　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、熱海市内において被害を受けた市民の援護を目的とする。

【実施主体】　熱海市（市単独事業）

【見舞金の額】

区分			金額
全壊・全焼　　全滅失・全流失		１世帯	１００，０００円
半壊・半焼　　半部滅失・半部流失		１世帯	６０，０００円
一部破損		１世帯	３０，０００円
床上浸水		１世帯	３０，０００円
消火作業による水損	１/２以上	１世帯	３０，０００円
	１/２未満	１世帯	１５，０００円

負傷者（ただし、１ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	１人	３０，０００円
死亡者	１人	３００，０００円
その他市長が特に必要と認める者	１世帯	１０，０００円

【支給の状況】　（単位：件、千円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	4	0	5	2	4
金額	４００	0	３２０	１６０	２０５

【根拠法令等】　熱海市災害見舞金支給要綱（昭和４９年告示第３１号）

２．令和３年７月伊豆山土石流災害に係る災害救助

（１）災害救助法の適用

【適用日】令和３年７月３日（土）

【適用基準】４号

（２）災害弔慰金・災害見舞金の実績

支給状況　（単位：件、円）

区　分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
災害弔慰金	支給件数	0	0	0	0
	支給金額	0	0	0	0
災害見舞金	支給件数	0	0	0	0
	支給金額	0	0	0	0

（３）災害援護資金貸付金の実績

災害援護資金の貸付状況　（単位：件、円）

区　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸付件数	0	0	0	0
貸付金額	0	0	0	0

（４）被災者生活再建支援制度の実績

①被災者生活再建支援法の適用

【適用日】令和３年７月９日（金）

②被災者生活再建支援金

申請受付件数　（単位：件）

区　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
基礎支援金　受付件数	5	0	0	0
加算支援金　受付件数	7	45	7	3

（５）被災者の生活再建支援に係る補助金の実績

補助の状況　（単位：件、円）

区　分		令和６年度	令和７年度
民間住宅等家賃補助金	件数	18	14
	金額	11,528,653	8,627,096
転居費用補助金 （うち上乗せ支援）	件数	19(4)	7(1)
	金額	8,200,000 (3,250,000)	2,700,000 (750,000)
住宅再建利子補給金	件数	1	2
	金額	1,599,000	1,604,000
被災住宅等解体費用補助金	件数	0	2
	金額	0	2,220,000

３．日本赤十字社（熱海市地区）

（１）日本赤十字社熱海市地区事業

【事業概要】　日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に社員の募集、講習会（救急法、健康生活支援講習、水上安全法、幼児安全法、減災セミナー）の開催、災害救助活動、血液事業等を行うほか赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

①日本赤十字社の会員

日本赤十字社の会員は、人種、国籍、信条、性別等の差別なく、だれでも加入でき、権利や義務もみな平等となっている。

日本赤十字社の財政としては、会費を主たる財源とし、毎年一定の会費を納める会員等の支援者及会員の拡充が赤十字活動の発展につながる為、赤十字熱海市地区は、町内会や赤十字奉仕団の協力により、各家庭や会社等にお願いして会費を納めていただく事業を行っている。

②会費募集の推移　（単位：千円、％）

区　分	会費（社費）＊		合　計
	個人	法人	
令和３年度	2,168	24	2,192
令和４年度	2,352	89	2,441
令和５年度	1,905	85	1,990
令和６年度	1,701	76	1,777
令和７年度	1,517	274	1,791

③日本赤十字社に対してなされる活動資金に適用される税法上の優遇措置

日本赤十字社に寄せられる高額の活動資金として、個人には、所得税、相続税、又は住民税に対する優遇措置が、法人や団体には、法人税に対する優遇措置がそれぞれ認められる。

○個人として寄付を拠出された場合

区分	特定寄付金（所得税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉	指定寄付金（住民税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉 〈地方税法施行令第7条の17〉	相続税の非課税 〈租税特別措置法第70条〉
内容	日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当される。	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で総務大臣の指定を受けた事業に充当される。	相続または遺贈により取得された財産からの日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当される。

○法人として寄付を拠出された場合

区分	指定寄付金(法人税) 〈法人税法第37条第3項第2号〉 〈財務省告示に基づく指定寄付金〉	特定公益増進法人に対する寄付金 〈法人税法第37条第4項〉
内容	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で財務大臣の指定を受けた事業に充当される。	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業全般に充当される。

④ 表彰制度

多額の活動資金を納めた方や、赤十字業務について特別の功労があった方は、日本赤十字社より表彰が受けられる。

（２）講習会の開催

【事業概要】　赤十字社の行う、地域赤十字奉仕団を対象とした研修や、共済団体への各種講習の申込等の手続きを行っている。

①赤十字奉仕団に対しての研修

基礎研修・ボランティア・リーダーシップ研修・炊き出しリーダー養成講習

②講習の種類

救急法・水上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法・避難生活での自助共助

（３）災害救護品の交付

【事業概要】　火災、風水害及び地震等災害により被災した居住者に対して、災害救助品および弔慰金の交付を行う。

①品名

毛布・タオルセット・救急セット・圧縮下着セット・安眠セット・使い捨て下着・プライバシーテント

②弔慰金

（４）義援金・救援金の募集

【事業概要】　被災国赤十字社や国内の被災都市都道府県からの要請により募集・送金を行う。

（５）献血事業

【事業概要】　昭和４１年献血推進協議会が発足して、献血互助会と協力、市内事業所、個人への献血要請、ポスター掲示など事業の推進に努めている。

【献血の状況】

区　分	献血目標（人）	献血実績（人）	達成率（%）	回数（回）	200cc（人）	400cc（人）
令和２年度	２４０	１８２	７５．８	4	3	１７９
令和３年度	２６０	２３９	９１．９	5	5	２３４
令和４年度	２６５	２７９	１０５．３	6	7	２７２
令和５年度	２５５	２７９	１０９．４	6	２２	２５７
令和６年度	２８０	２８３	１０１．０	6	6	２７７
令和７年度	２８０	２６６	９５．０	6	3	２６３

（６）赤十字奉仕団

【事業概要】　赤十字の使命とされる、人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成された、市町村の地域を単位とした組織。

【活動内容】　会員の増強や災害救護、青少年赤十字の普及・育成、施設訪問活動、献血推進といった福祉活動や、地域ニーズに応じた清掃奉仕などを実施し、地域における温かいコミュニティづくりを目指している。

４．戦没者遺族等の援護

【事業概要】　戦没者の遺族、戦傷病者等戦争犠牲者の援護については、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づき進達事務等を実施している。

毎年のように法律の改正があり、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置が取られ、対象給付者の高齢化等に伴い処遇改善の施策は重要な役割をもっている。

【熱海市の戦没者合同追悼式】

戦没者の霊を慰めるため、平成９年より熱海梅園内やすらぎの塔前にて追悼式を行っている。

戦没者数　　１，０２６柱

遺族会員数　　５７名

【法律による援護一覧】

１．戦没者遺族相談員

２．戦傷病者戦没者遺族等の援護

３．戦没者等の妻に対する特別給付金

４．戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

５．戦没者等の父母等に対する特別給付金

６．戦傷病者等の妻に対する特別給付金

７．戦傷病者の援護

８．未帰還者留守家族等の援護

９．未帰還者に関する特別措置

１０．引揚者給付金等

１１．引揚者等に対する特別交付金

１２．軍人恩給

１３．特別給付金国債等の買い上げ

１４．特別給付金国債等の担保貸付

１５．中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者等の援護

５．民生委員児童委員活動

【事業の概要】　民生委員児童委員（主任児童委員）は担当区域において地域住民の生活状態や福祉のニーズを把握し、相談や助言を行うと共に市民と関係機関とのパイプ役としてまた行政のパートナーとしての地域福祉活動の推進につとめることを職務とし、本市福祉行政の推進役としての大きな役割を果たしている。

（委嘱）　厚生労働大臣

（任期）　３年（令和７年１２月１日～令和１０年１１月３０日）

【活動状況】　令和７年度

内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数	
在宅福祉	８６	高齢者に関すること	１，２２８
介護保険	６１	障がい者に関すること	６５
健康・保健医療	６２	子どもに関すること	２２４
子育て・母子保健	４０	その他	２８４
子どもの地域生活	６５		
子どもの教育・学校生活	７８		
生活費	７４		
年金・保険	４		
仕事	２５		
家族関係	４９		
住居	４７		
生活環境	１３２		
日常的な支援	６０４		
その他	４７４		
計	１，８０１	計	１，８０１

その他の活動件数	調査・実態把握	４０５件
	行事・会議等の参加協力	１，４８２件
	地域福祉活動・自主活動	１，９９０件
	民児協運営・研修	２，２１７件

	証　　明　　事　　務	１７５件
	要保護児童の発見の通告・仲介	６件
活　　動　　日　　数		１０，６８９日
訪　　問　　回　　数		５，０７７回

◎　熱海市要保護児童対策地域協議会　年３回（主任児童委員参加）

◎　熱海市不登校児等対策連絡協議会（九者会）　隔月３回（主任児童委員参加）

◎　不登校児ケース研究会・親子ふれあい教室・ぴよぴよ教室（主任児童委員参加）

【熱海市民生委員児童委員協議会】

民生委員児童委員の資質の向上のための研修の開催、情報の交換及び関係機関、地区民児協との連絡調整など組織的な運営を図り、地域社会における福祉の向上をめざして自主的な行動を行っている。

１．役　　員　　会長　１名　　副会長　３名　　理事　９名
　　会計　１名　　監事　　２名

２．会　　議　　理　事　会　毎月１回　　全員協議会　年　４回
　　研　修　会　　年１回　　専 門 部 会　年　２回

３．専門部会　　・高齢者福祉部会　　・障害児者福祉部会　　・地域福祉部会
　　・児童福祉部会

【熱海市法定地区民生委員児童委員協議会】

平成９年４月１日、熱海市内を４地区に分割、自らの活動拠点をおくことにより、自主的、組織的な運営を図り、地域に密着した民生委員児童委員活動を充実させている。

１．役　　員　　会長　１名　　副会長　１名　　専門部長　４名
　　会計　１名　　監事　　２名

２．地区民生委員児童委員数（主任児童委員各地区２名含む）

・第１地区民生委員児童委員協議会　　３１名（男１０名・女２１名）
（泉・伊豆山・初島・市内東部地区）

・第２地区民生委員児童委員協議会　　３２名（男１５名・女１７名）
（市内中央地区）

・第３地区民生委員児童委員協議会　　２８名（男２０名・女　８名）
（市内西部地区）

・第４地区民生委員児童委員協議会　　３４名（男１４名・女２０名）
（多賀・網代地区）

合　計　　１２５名（男５９名・女６６名）

（令和８年４月１日現在）

６．地域福祉基金の整備状況

【目　　的】　熱海市地域福祉基金は、地域における在宅福祉活動を推進するとともに、社会福祉事業の充実を図ることを目的に設置されたものである。

今後、在宅福祉活動の展開をはかるため、さらにこの基金積立の充実が必要となり、市民の健康の保持増進に努めることになる。

○福祉基金の実績　（単位：円、件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
寄付金	0	25,000,000	11,456,688	10,200,000	112,200,000
件　数	0	3	3	2	4
利　子	15,389	6,879	9,439	39,581	345,097
取崩し	0	0	0	5,000,000	0
年度末残　高	29,678,919	54,685,798	66,151,925	71,391,506	183,936,603

７．重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）

【目　　的】　重層的支援体制の整備のために必要な連携体制の構築を図るとともに、支援が必要であるが支援が届いていない人については、支援する側から積極的に働きかけ支援につなげることを目的とする。あわせて、既存の制度では社会参加をすることが難しい人についての参加の場づくりや定着支援を行う。

【開始年度】　令和５年度

（令和３年度、令和４年度については、本事業への移行準備事業として実施。）

【行政実績】　（単位：件、円）

区分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
決算額		10,520,000	10,829,000	11,148,538	12,330,000
相談受付件数	多機関協働事業	9	8	5	7
	アウトリーチ等事業	4	5	3	1
	参加支援事業	0	1	2	0

【実施主体】　熱海市

【業務委託先】　熱海市社会福祉協議会

【費用負担】　多機関協働事業等　　国１／２、県１／４、熱海市１／４
（令和３年度、令和４年度は、国３／４、熱海市１／４）

【根拠法令等】　社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）

８．重層的支援体制整備事業として実施している事業一覧（再掲）

【目　　的】　重層的支援体制整備は、次に掲げる事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備することを目的として実施している。

分野等	事業内容	掲載頁
生活保護	自立相談支援事業	39
生活保護	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	39
障がい福祉	地域活動支援センター等事業（一部）	60
児童福祉	地域子育て支援センター	99
児童福祉	親子ふれあいサロン	100
その他の福祉	重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）	117
介護保険	地域介護予防活動支援事業	123,129
介護保険	高齢者相談センター（地域包括支援センター）	123,129

介護保険	生活支援体制整備事業	123,129
健　康	母子健康包括支援事業	151

第　　7　　章

介護保険

第７章　介護保険

１．介護保険制度

（１）介護保険制度の概要

① 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者等を社会全体の仕組みで支える公的制度である。運営主体（保険者）は市区町村となる。

財源は、65 歳以上の第１号被保険者、及び 40 歳から 64 歳までの第２号被保険者が納める保険料、並びに国、県及び市の負担金等で確保している。

介護サービスの提供については、提供主体として積極的に民間事業者が関っているため、高齢者等のニーズに合わせた幅広いサービス提供を可能としている。

また、現在の介護保険制度は、介護分野のみならず、医療、生活支援及び住まいの支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を柱とする高齢者等の支援体制の中で展開され、高齢者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことを主眼に置き、運営主体（保険者）とその地域を中心に包括的に運営されている。

② 介護サービスの変革

平成 12 年度に創設された介護保険制度は、介護保険法の規定により、現在の状況や将来を見据えた推計をもとに、３年に一度の事業計画の見直しを図っている。

この見直しの中で「地域密着型サービス」や「地域包括支援センター」の創設、自立支援に資する「介護予防給付」や「地域支援事業」の導入等の介護予防重視型システムへの転換に向けた取組、「在宅医療介護連携」や「認知症総合支援施策」、「地域ケア会議」の推進、「地域包括ケアシステム」の構築、「介護予防・日常生活支援総合事業」など、より多様なサービスの提供体制の構築を図っている。

令和３年度から令和５年度までの第８期介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりを推進し、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる「地域共生社会」の実現を社会全体で目指していくため、重層的支援体制整備事業と連携することにより、地域包括ケアシステムの深化を図ってきた。

令和６年度からの第９期介護保険事業計画において、「住み慣れた地域で生きがいを持ち続けながら安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指して第８期介護保険事業計画にて取り組んできた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、近年多発する大雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の流行に対応するため、介護サービス事業所の体制を強化し、介護サービスの提供が途切れることのないように限られた介護サービス資源を有効活用することで、地域共生社会の実現に向けて必要な役割を果たしていく。

（２）要介護認定・サービス利用

① 要介護認定

介護保険によるサービスを利用するには、介護保険のサービスを利用したい被保険者（以下「利用者」という。）が運営主体（保険者）である市に申請し、要介護認定を受ける必要がある。この点は医療保険と制度上異なっている。

この申請は、第１号被保険者が日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合にできる。

また、40 歳以上 64 歳以下の「第２号被保険者」は、病的加齢現象が原因とされる特定疾病（癌、関節リウマチ、初老期の認知症、脳血管疾患等 16 種類の疾病）で介護や支援が必要と認められた場合に申請することができる。

市は、利用者の身体的機能、日常生活の状況、介護の方法、疾病・障害や現象（行動）の有無等を基準に認定調査員による調査を実施するとともに、利用者の主治医に対し「主治医意見書」の提供を求め、状態の把握に努める。これらの結果を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師及び介護福祉事業従事者を委員とした「介護認定審査会」において利用者の要介護認定を行う。

要介護認定は、非該当、要支援１～２、要介護１～５に分けられ、その区分によってサービスを利用できる支給限度額や、受けられるサービスの種類等が決まる。（非該当となった利用者は、（３）の地域支援事業によるサービスを受けることができる。）

② サービス利用の手続き

要介護の認定を受けた利用者は、「居宅介護支援事業所」の介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのようなサービスを利用するかを利用者及び家族等と協議のうえ決定し「居宅サービス計画書（ケアプラン)」を作成する。

また、要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センター（高齢者相談センター）等の職員が「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン)」を作成する。

なお、施設入所する利用者は、その施設の介護支援専門員等に「施設サービス計画書（ケアプラン)」を作成してもらい、そのケアプランに基づき施設におけるサービスを利用する。

③ 利用者の負担額

サービスの利用に対する費用については、利用者は、本人（又は家族等）の所得額に応じ、サービスに要した費用のうち１割から３割を負担する。(介護保険適用外の費用は、実費相当額を支払う。)

（３）地域支援事業

① 概要

地域支援事業は、平成１８年度から介護保険制度に新たに位置付けられ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築及び推進を担うものである。

具体的には、従来の介護予防事業に、予防給付による通所介護と訪問介護を加えた「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営、在宅医療・介護連携推進事業等を加えた「包括的支援事業」及び在宅高齢者等給食サービス事業等の「任意事業」から構成されている。

② 介護予防・日常生活支援総合事業（一部は、重層的支援体制整備事業として実施）

要支援認定者又は基本チェックリストにより日常生活支援総合事業対象者（事業対象者）と判定された者に対して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）のケアマネジメントにより多様なサービスが提供される「生活支援・介護予防サービス事業」と、地域で暮らす高齢者の介護予防を広く推進する「一般介護予防事業」を実施している。

③ 包括的支援事業（一部は、重層的支援体制整備事業として実施）

総合相談支援事業等を地域包括支援センターが実施するほか、市が在宅医療・介護連携推進事業等を実施して、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援している。

④ 任意事業

高齢者の在宅生活を支援するために、介護給付費等費用適正化事業、在宅高齢者等給食サービス事業及びその他の事業(成年後見制度利用支援事業･住宅改修費支援事業･熱海市在宅生活安心システム推進事業･認知症サポーター養成事業等)を行っている。

（４）保険料

① 第１号被保険者の保険料

65 歳以上の人（第１号被保険者）の保険料は、各市区町村で異なり、収入等により保険料の段階が決まる。老齢・退職年金等が年額 18 万円（月額１万５千円）以上の場合は年金から天引きされ（特別徴収)、それ以外の場合は市から送られた納付書又は口座振替により納付する（普通徴収)。

② 第２号被保険者の保険料

40 歳以上 65 歳未満の人（第２号被保険者）の保険料は、加入している医療保険料に上乗せして納付する。

③ 納付できない場合の罰則及び救済について

保険料の滞納があるときには、介護サービスを受ける場合の自己負担分の割合が引き上げられる等、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがある。

なお、低収入（保険料第１段階から第３段階まで）のため支払に困窮している世帯には、徴収猶予や保険料の減免を受けられる制度もある。

④ 第１段階から第３段階までの保険料について

第１段階から第３段階までの低所得者の保険料の基本額については、公費（国、県、市の負担金）を投入することにより、その額を減額している。

（５）サービスの費用割合

① 介護サービスの費用割合

介護サービスの費用負担は、利用者が本人等の所得に応じて介護サービスにかかった費用の１割から３割を負担し、残りの分については、公費 50%保険料 50%で賄うこととなる。

公費の内訳は、居宅給付の場合で、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%となり、保険料の内訳は、第１号被保険者 23%及び第２号被保険者 27%となっている。

② 地域支援事業の費用割合

介護予防・日常生活支援総合事業にかかった費用負担は、公費 50%保険料 50%で賄うことになる。公費の内訳は、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%で、保険料の内訳は、第１号被保険者 23%、第２号被保険者 27%となる。

また、包括的支援事業・任意事業にかかった費用負担については、公費 77%及び第１号被保険者 23%で賄うこととなる。公費の内訳は、国の負担金 38.5%、県の負担金 19.25%及び市の負担金 19.25%となる。

２．介護保険事業の実施状況

（１）被保険者数及び要介護認定者数等

①被保険者数及び要介護認定者数等　　各年度末現在（単位：人）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総　人　口	33,603	33,000	32,614
第１号被保険者　65歳～74歳以下	5,942	5,544	5,352
第１号被保険者　75歳以上	10,271	10,341	10,350
第１号被保険者数　計　(A)	16,213	15,885	15,702
第１号要介護認定者数　(B)	3,038	3,059	3,159
認　定　率　B/A	18.7%	19.3%	20.1%

資料　住民基本台帳、介護保険事業状況報告書（年報）

②要介護度別認定者数（令和８年３月31日）　　（単位：人）

区　分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
65歳～74歳以下	16	30	35	41	31	24	13	190
75歳以上	313	457	640	564	388	410	197	2,969
第１号被保険者数（計）	329	487	675	605	419	434	210	3,159
第２号被保険者数	0	11	3	10	7	8	2	41
総　計	329	498	678	615	426	442	212	3,200
構成比	10.3%	15.6%	21.2%	19.2%	13.3%	13.8%	6.6%	100.0%

資料　介護保険事業状況報告書（年報）

（２）サービス利用状況（介護保険事業状況報告書（年報）等より）

①サービス利用者数　各年度３月分実績（令和８年３月報告書より）　（単位：人）

区分・年度	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	第１号	第２号	第１号	第２号	第１号	第２号
認定者数	3,038	44	3,059	39	3,159	41
居宅（介護予防）サービス利用者	2,012	37	2,055	29	2,128	30
地域密着型（介護予防）サービス利用者	339	4	364	4	356	5
施設サービス利用者	425	3	413	4	405	4
①介護老人福祉施設	257	1	255	2	244	3
②介護老人保健施設	160	2	150	2	153	1
③介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－
④介護医療院	8	0	8	0	8	0

②在宅・施設サービス種類別年間延べ利用件数　（単位：件）

区分･年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1.居宅（介護予防）サービス	74,674	76,893	78,047
①訪問サービス	28,438	29,535	29,727
②通所サービス	7,789	8,258	8,312
③短期入所サービス	1,519	1,479	1,604
④福祉用具・住宅改修	13,985	14,271	14,581
⑤特定施設入居者生活介護	3,994	3,873	3,794
⑥介護予防支援・居宅介護支援	18,949	19,477	20,029
2.地域密着型（介護予防）サービス	4,375	4,699	4,842
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	29	41
②夜間対応型訪問介護	117	129	117
③地域密着型通所介護	2,803	2,848	2,877
④認知症対応型通所介護	0	1	9
⑤小規模多機能型居宅介護	236	218	208
⑥認知症対応型共同生活介護	1,183	1,386	1,472
⑦複合型サービス	12	88	118
3.施設サービス	5,192	5,053	5,048
①介護老人福祉施設	3,015	3,109	3,051
②介護老人保健施設	2,022	1,869	1,911
③介護療養型医療施設	－	－	－
④介護医療院	155	75	86
計	84,241	86,645	87,937

③在宅・施設サービス種類別費用額　（単位：千円）

区分・年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1.居宅（介護予防）サービス	2,823,918	2,851,277	2,902,844
①訪問サービス	837,400	846,928	875,028
②通所サービス	595,068	624,180	633,295
③短期入所サービス	183,584	172,690	196,126
④福祉用具・住宅改修	185,277	191,746	197,565
⑤特定施設入居者生活介護	789,525	777,183	751,749
⑥介護予防支援・居宅介護支援	233,064	238,550	249,081
2.地域密着型（介護予防）サービス	729,612	816,302	843,705
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,135	6,408	6,340
②夜間対応型訪問介護	3,901	4,198	3,752
③地域密着型通所介護	323,414	325,781	312,475
④認知症対応型通所介護	0	52	896
⑤小規模多機能型居宅介護	56,526	54,888	54,654
⑥認知症対応型共同生活介護	337,077	401,057	435,615
⑦複合型サービス	3,559	23,918	29,973
3.施設サービス	1,521,860	1,515,287	1,535,235
①介護老人福祉施設	865,818	928,348	922,830
②介護老人保健施設	602,781	562,746	583,419
③介護療養型医療施設	－	－	－
④介護医療院	53,261	24,193	28,986
計	5,075,390	5,182,866	5,281,784

※　「費用額」とは、介護給付費と利用者負担額（１～３割負担）の合計額。

（３） 介護サービス費の支払状況

① 介護給付費用の状況　（単位：千円）

区分・年度	令和５年度	対前年比	令和６年度	対前年比	令和７年度	対前年比
給付費計	4,544,474	104.47%	4,629,543	101.87%	4,683,418	101.16%
高額介護・医療合算	127,610	106.52%	135,655	106.30%	137,258	101.18%
審査手数料	3,814	104.29%	3,927	102.96%	3,990	101.60%
特定入所者介護	92,566	101.75%	90,272	97.52%	86,656	95.99%
合計	4,768,464	104.47%	4,859,397	101.91%	4,911,322	101.07%
事業計画	5,369,262	103.95%	5,029,675	93.68%	5,072,452	100.85%
対計画比	88.81%	－	96.61%	－	96.82%	－

※ 審査手数料には、共同処理業務委託手数料等を含まない。

※ 特定入所者介護は、限度負担額を超えた居住費(滞在費)及び食費の補足給付。

（４）地域支援事業の実施状況

①地域支援事業費の状況　（単位:千円）

区分・年度	令和５年度	対前年比	令和６年度	対前年比	令和７年度	対前年比
介護予防・日常生活支援総合事業（旧介護予防事業）	147,535 (154,157)	92.64% (96.80%)	140,960 (148,224)	95.54% (96.15%)	135,517 (143,421)	96.14% (96.76%)
包括的支援事業	3,205 (67,158)	4.31% (90.35%)	3,385 (64,847)	105.62% (96.56%)	3,291 (65,712)	97.25% (101.33%)
任意事業	25,202 (32,067)	99.59% (126.71%)	22,074 (29,704)	87.59% (92.63%)	22,437 (30,342)	87.59% (102.15%)
合　　計	175,942 (253,382)	67.96% (97.87%)	166,419 (242,775)	94.59% (95.81%)	161,245 (239,475)	94.59% (98.64%)
事業計画	366,988	100.00%	285,860	77.90%	282,860	98.95%
対計画比	47.94%	－	58.22%	－	57.01%	－

※カッコ内は重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含んだ額

②事業毎の実施状況

ア　介護予防・日常生活支援総合事業

(ア)総合事業訪問介護サービス費　（単位:人）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
訪問型サービス	3,210	2,870	2,651
訪問型サービス B	51	47	45
訪問型サービス D	－	49	95

（イ）総合事業通所介護サービス費　（単位:人）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
通所型サービス	4,081	3,814	3,608
通所型サービスA	152	183	176
通所型サービスB	286	339	303

（ウ）一般介護予防事業の状況

区　　分		開催回数（回）		参加者延人数　（人）	
		令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
普及啓発事業	相談会イベント等	14	14	226	216
	介護予防教室等	24	12	276	133
地域介護予防活動支援事業	サロン支援	3	10	36	101
	地域活動組織の育成及び支援	5	5	64	49

※地域介護予防活動支援事業は、重層的支援体制整備事業として実施

イ　包括的支援事業の状況

（ア）高齢者相談センター（地域包括支援センター）（重層的支援体制整備事業として実施）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために､総合的な相談窓口の開設や､介護、福祉及び医療等の様々なサービスを適切に利用するための支援等、高齢者の生活を包括的に支援する役割を担う。

No.	事　業　所　名
1	熱海高齢者相談センター
2	南熱海高齢者相談センター
3	泉・伊豆山高齢者相談センター

（イ）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築し関係者の連携を推進する。

（ウ）認知症総合支援事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向け「認知症初期集中支援チーム」を配置すると共に、認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し地域づくりの推進をする。

また、支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援するための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を配置し､地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を行う。

（エ）生活支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業として実施）

様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化をすると共に、高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

ウ　任意事業の状況

（ア）介護給付費等費用適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を実施する。

（イ）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う事業を実施する。（第２章参照）

（ウ）認知症サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせる街を目指し、認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症を正しく理解してもらい、できる範囲で手助けできるよう支援していく事業を実施する。

（エ）在宅高齢者等給食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対し配食サービスを手段として活用し、安否確認を行い、自立した生活を継続できるように支援を行う事業を実施する。（第２章参照）

（オ）住宅改修費支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う事業を実施する。

（カ）在宅生活安心システム推進事業

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与することにより、災害・急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行う事業を実施する。（第２章参照）

（５）保健福祉事業の実施状況

（ア）家族介護支援事業（家族介護用品支給事業）

要介護認定が３～５の紙おむつを常時必要とする在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えられる金券を支給して高齢者の在宅支援と介護者の負担の軽減を図っている。（第２章参照）

（６）介護サービス提供事業者の状況（令和８年３月 31 日現在）

①　居宅介護サービス

在宅で生活しながら、利用できる介護サービス。

（ア）訪問介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　考
1	けあビジョンホーム熱海訪問介護	総合事業
2	伊豆おはな	総合事業
3	ヘルパーステーション熱海伊豆海の郷	総合事業
4	訪問介護事業所ひまわり	総合事業
5	ライブリーケア中銀熱海	総合事業
6	ケアサポートだいだい	
7	伊豆ケアサービス	総合事業
8	熱海市社会福祉協議会　指定訪問介護事業所	総合事業
9	ミモザヘルパーステーション熱海	
10	中島介護サービスセンター	総合事業
11	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
12	スルガケアサービス熱海事業所	総合事業
13	訪問介護事業所　海光園	総合事業

（イ）訪問入浴介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊豆	介護予防
2	訪問入浴サービス　ゆらっくす	介護予防

（ウ）訪問看護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	訪問看護ステーション　ゆらっくす	介護予防
2	中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーション　そよかぜ　熱海サテライト	介護予防
3	訪問看護ステーションＡＰＯＬＬＯ（アポロ）サテライト事業所	介護予防
4	訪問看護ステーション・ナースの森　熱海サテライト事業所	介護予防
5	こあ訪問看護ステーション	介護予防

（エ）訪問リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	国際医療福祉大学熱海病院	介護予防
2	熱海所記念病院　訪問リハビリテーション事業所	介護予防
3	さくら醫院　訪問リハビリテーション	介護予防
4	医療法人社団紀真会　服部医院　訪問リハビリテーション	介護予防
5	熱海　海の見える病院	介護予防

（オ）通所介護（備考欄の「地域密着型」は地域密着型通所介護事業所、「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	悠々の庵　泉	地域密着型・総合事業
2	まごころデイサービス　エミディオ	
3	デイサービスセンター　熱海伊豆海の郷	総合事業
4	通所介護事業所ひまわり	
5	中島介護サービスセンター　デイサービス　ほほえみ	地域密着型・総合事業
6	あたみ翔裕館	総合事業
7	ライブリーデイ中銀熱海	総合事業
8	ゴールドケア　デイサービスセンター	地域密着型・総合事業
9	デイサービス　誉	地域密着型・総合事業
10	伊豆介護センター　フルーズ熱海	総合事業
11	姫の沢荘　デイサービスセンター	総合事業
12	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
13	ジャスミン	地域密着型
14	スルガケアサービス　ＡＭＢＩＫあたみ	総合事業
15	通所介護事業所　海光園	総合事業
16	通所介護事業所　なぎ日和	地域密着型
17	通所介護事業所　なぎ日和２号館	地域密着型・総合事業
18	通所介護事業所　こまち	地域密着型・総合事業
19	伊豆介護センター　クラシオンカフェ熱海	地域密着型・総合事業
20	伊豆介護センター　クラシオンデポルテ熱海	総合事業
21	デイサービス　木蓮	地域密着型・総合事業
22	オレンジ・デイ	地域密着型・総合事業
23	まりんデイサービスセンター	総合事業

（カ）通所リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	医療法人社団桜会　介護老人保健施設　葵の園・熱海	介護予防
2	医療法人社団静寿会　介護老人保健施設　菜の花	介護予防
3	医療法人社団紀真会　服部医院　通所リハビリテーション	介護予防

（キ）短期入所生活介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	短期入所生活介護　熱海伊豆海の郷	介護予防
2	中銀ケアホテル	
3	特別養護老人ホーム姫の沢荘	
4	短期入所生活介護事業所　海光園	

（ク）短期入所療養介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	医療法人社団桜会　介護老人保健施設　葵の園・熱海	介護予防
2	静寿会　介護老人保健施設　菜の花	介護予防

（ケ）福祉用具貸与及び販売（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	介護ショップ　ミズタニ	介護予防
2	福祉用具フタバ	介護予防
3	あたみ１ばん	介護予防
4	ライブリーメイト中銀熱海	介護予防
5	福祉用具センター　ナースの森　熱海	介護予防

（コ）特定施設入居者生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	ネオ・サミット湯河原	介護予防
2	ベストライフ熱海	介護予防
3	ケアハウス　熱海伊豆海の郷	介護予防
4	養護老人ホーム　熱海伊豆海の郷	介護予防
5	中銀ケアホテル	介護予防
6	有料老人ホーム　熱海ゆとりあの郷	介護予防
7	ぽっかぽか・熱海館１号館	介護予防
8	有料老人ホーム　フレンズ南熱海	介護予防

（サ）居宅介護支援

No.	事　業　所　名
1	居宅介護支援事業所　熱海・あおいホームケアサービス
2	居宅介護支援事業所　熱海伊豆海の郷
3	居宅介護支援事業所　ゆり
4	ライブリーケア中銀熱海
5	居宅介護支援事業所　みらい
6	熱海市社会福祉協議会　指定居宅介護支援事業所
7	居宅介護支援事業所　つなぐケア
8	悠々の庵　栄
9	中島介護サービスセンター
10	伊豆介護センター熱海
11	姫の沢荘　居宅介護支援事業所
12	ぽっかぽか・ハートケア熱海
13	アイルケア熱海営業所
14	スルガケアサービス熱海事業所
15	あいらいふ　在宅支援センター
16	まりん　居宅介護支援事業所

② 地域密着型サービス

高齢者等が住み慣れた地域で日常生活をおくり続けるために、地域の特性やニーズに合わせた介護サービス。原則として、他の市区町村の住民は受けられない。

（ア）認知症対応型共同生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	グループホームのどかの家　熱海	介護予防
2	けあビジョンホーム熱海	介護予防
3	あたみ翔裕館	介護予防
4	愛の家グループホーム熱海水口	介護予防
5	中島介護サービスセンター　グループホーム　すまいる	介護予防
6	スルガケアサービス　グループホーム　ＡＭＢＩＫ	介護予防
7	伊豆介護センター　クラシオン熱海	介護予防
8	グループホーム　すまいる青葉	介護予防

（イ）地域密着型通所介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	悠々の庵　泉	総合事業
2	中島介護サービスセンター　デイサービス　ほほえみ	総合事業
3	ゴールドケア　デイサービスセンター	総合事業
4	デイサービス　誉	総合事業
5	ジャスミン	
6	通所介護事業所　なぎ日和	総合事業
7	通所介護事業所　なぎ日和２号館	総合事業
8	通所介護事業所　こまち	総合事業
9	伊豆介護センター　クラシオンカフェ熱海	総合事業
10	デイサービス　木蓮	総合事業
11	オレンジ・デイ	総合事業

（ウ）小規模多機能型居宅介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	ミモザ熱海湯庵	介護予防

（エ）看護小規模多機能型居宅介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事　業　所　名	備　　考
1	看護小規模多機能型居宅介護　ナースの森　熱海	介護予防

（オ）夜間対応型訪問介護

No.	事　業　所　名	備　　考
1	伊豆介護センター熱海	介護予防

③　施設介護サービス

施設に入所して利用するサービス。常時介護や療養が必要な人やリハビリテーションが必要な人が、施設入所してサービスを受けるもの。

（ア）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事　業　所　名	床　数
社会福祉法人湖聖会　特別養護老人ホーム　熱海伊豆海の郷	100
社会福祉法人熱海いでゆの園　特別養護老人ホーム姫の沢荘	50
社会福祉法人海光会　特別養護老人ホーム海光園	80

【サービス内容】

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等の提供を受ける。

（イ）介護老人保健施設（老人保健施設）

事　業　所　名	床　数
医療法人社団桜会　介護老人保健施設　葵の園・熱海	100
医療法人社団静寿会　介護老人保健施設　菜の花	82

【サービス内容】

病気やけが等の治療後、機能訓練等を必要とする方が入所し、医学的管理下において介護、看護、リハビリテーション等の提供を受ける。

（ウ）介護療養型医療施設・介護医療院

該当事業所無し。

【サービス内容】

長期の療養に対応した医療、看護及びリハビリテーション等や日常生活上の介護について一体的に提供する。

（７）介護保険料の賦課の状況

①　保険料の算定基準（令和６年度から令和８年度までの間）

所得段階	該当者	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円※以下の人	19,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円※を超え120万円以下の人	32,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階又は第2段階以外の人	46,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で合計所得と課税年金収入額の合計が80万円※以下の人	60,400円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で上記以外の人	67,200円 （基準額）
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	80,600円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	87,300円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	100,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	114,200円
第10段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	127,600円
第11段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	141,100円
第12段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	154,500円
第13段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上の人	161,200円

※令和７年度は80.9万円、令和８年度は82.65万円

② 所得段階別被保険者数

【令和８年３月 31 日現在】

所得段階	年間保険料	被保険者数（人）	各段階の割合（%）
第１段階	19,100 円	2,777	17.7
第２段階	32,500 円	1,560	9.9
第３段階	46,000 円	1,525	9.7
第４段階	60,400 円	1,136	7.2
第５段階	67,200 円	1,427	9.1
第６段階	80,600 円	2,338	14.9
第７段階	87,300 円	2,375	15.1
第８段階	100,800 円	1,223	7.8
第９段階	114,200 円	516	3.3
第１０段階	127,600 円	253	1.6
第１１段階	141,100 円	110	0.7
第１２段階	154,500 円	77	0.5
第１３段階	161,200 円	385	2.5
計		15,702	100.0%

（８）介護保険料の減免について

① 趣旨

低所得等の理由により、保険料を納付することが困難と認めた 65 歳以上の人（第１号被保険者）について、保険料の減額又は保険料の納付の免除（以下「減免」という。）を行う制度。

② 減免対象者

ア　第１号被保険者又はその世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災その他災害により、財産に著しい損害を受けた場合。

イ　第１号被保険者の世帯の生計維持者が、死亡及び心身の重大な障害等により収入が著しく減少した場合。

ウ　第１号被保険者の世帯の生計維持者が、廃業、休業及び失業等により、収入が著しく減少した場合。

エ　保険料の所得段階において、第１段階から第３段階までの保険料を納める第１号被保険者の中で、下記の要件にすべて該当している人。

・世帯全員の市民税が非課税であること。

・市民税課税者に扶養されていないこと。

・市民税課税者と生計を共にしていないこと。

・資産を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。

・介護保険料の滞納がないこと。（分割納付の誓約が履行されていること。）

・年間収入が生活保護基準の 1.2 倍以下であること。

・預貯金等が 100 万円以下であること。

オ　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第１号被保険者（令和２年度分より令和４年度分までの保険料が対象。申請は、令和５年度まで。）

【根拠法令等】

熱海市介護保険条例（平成 12 年熱海市条例第 13 号）

熱海市介護保険事業に関する規則（平成 13 年熱海市規則第 33 号）

③ 減免対象者数　（単位：人、円）

減免理由	令和５年度	令和６年度	令和７年度
災害（火災等）	0	0	2
災害（東日本大震災被災者）	2	1	1
死亡・重大な障害等	0	0	0
廃業・休業・失業等	0	0	0
低所得	1	1	1
新型コロナウイルス感染症	0	0	0
その他	0	0	1
合　計	3	2	5
減免額	38,600	123,700	280,400

（９）介護保険給付費準備基金の状況

① 基金の目的

介護保険事業特別会計では中期にわたる財政収支の均衡を図り、健全な運営を行う必要があるため、決算上、剰余金が生じた場合等には剰余金を積み立て、保険給付費の見込み誤りや保険料収納率の悪化等により保険給付費に不足が生じた場合には、財源不足を補うことを目的として当該基金を設置している。

② 基金の状況　（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
積　立　額	120,386	46,062	4,204
取り崩し額	0	0	1,946
積立額累計	963,460	1,009,522	1,011,781

※各年度末現在の状況。

第　　8　　章

健　　康

第８章　健　　康

１．母子保健事業

（１）妊娠の届出・母子健康手帳の交付

【目　　的】　妊婦を早期に把握し、必要な時期に保健指導や健康診査を行うことにより母子保健についての正しい知識の周知を徹底させる。

妊娠中から分娩・産褥期・乳幼児期の記録を残すことで、一貫した健康管理を行う。

【対 象 者】　妊娠した者及び妊娠の届出をした者

【実施主体】　熱海市

【事業実積】

①　母子健康手帳、妊婦健康診査受診票交付状況

種類	発行部数
母子健康手帳	９１
妊婦健診（初回）	９０
妊婦健診（２回目）	９０
妊婦健診（３回目）	９１
妊婦健診（４回目）	９２
妊婦健診（５回目）	９２
妊婦健診（６回目）	９２
妊婦健診（７回目）	９３
妊婦健診（８回目）	９４
妊婦健診（９回目）	９６
妊婦健診（１０回目）	９６
妊婦健診（１１回目）	９７
妊婦健診（１２回目）	９７

種類	発行部数
妊婦健診（１３回目）	９７
妊婦健診（１４回目）	９７
妊婦健診（１５回目）	９７
妊婦健診（１６回目）	９７
多胎健診（１～５回）	１
超音波検査①	９０
超音波検査②	９２
超音波検査③	９５
超音波検査④	９６
血液検査	９５
血算検査	９７
ＧＢＳ	９７

②　新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付状況

	新生児聴覚 スクリーニング	４か月児健康診査	１０か月児健康診査
交付数	９７	１０３	１０５

＜参考＞　出生数　７４人　（令和７年４月～令和８年３月）

【根拠法令等】　母子保健法　第１５条、第１６条

（２）母子健康診査

①　妊婦健康診査

【目　　的】　妊婦が妊娠中に定期的に健康診査を受診し、急激な母体の変化による異常の早期発見､胎児異常の発見及び異常出産･未熟児発生の予防等のため、適切な保健指導が受けられるよう、健康診査を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図る。また、産後においては産褥期の異常を早期に発見でき、適切な治療などの対応ができる。

【対 象 者】妊婦および産婦

【実施主体】熱海市

【事業実績】

※妊産婦健康診査受診状況　（　）内償還払い受診者再掲

健診の種類	受診券交付者	受診者	受診率(%)
初回	９０	８３（９）	９２．２
２回目	９０	７９（１０）	８７．８
３回目	９１	７２（８）	７９．１
４回目	９２	７２（７）	７８．３
５回目	９２	６２（７）	６７．４
６回目	９２	６６（８）	７１．７
７回目	９３	６４（８）	６８．８
８回目	９４	６３（８）	６７．０
９回目	９６	６０（９）	６２．５
１０回目	９６	６０（１０）	６２．５
１１回目	９７	６４（１０）	６６．０
１２回目	９７	６０（７）	６１．９
１３回目	９７	４８（７）	４９．５
１４回目	９７	３４（５）	３５．１
１５回目	９７	１２（３）	１．０
１６回目	９７	０（０）	０．０
多胎健診 1～５	１	０	０．０
超音波①	９０	７３（９）	８１．１
超音波②	９２	６８（７）	７３．９
超音波③	９５	６７（９）	７０．５
超音波④	９６	６０（９）	６２．５
血液検査等	９５	６２（８）	６５．３
血算検査	９７	４６（１０）	４７．４
GBS	９７	６３（１１）	６４．９
新生児聴覚スクリーニング	９７	７２（１０）	７４．２
産婦健診１回目	９６	４５（９）	４６．９
産婦健診２回目	９６	７１（１３）	７４．０

※ 妊婦健康診査実人員及び延人員

実人員	９１
延人員	８９９

【根拠法令等】　母子保健法　第１３条

② 新生児聴覚スクリーニング検査

【目　　的】　新生児期における聴覚障害の早期発見及び療養の推進を目的とする

【対 象 者】　生後１か月未満の新生児

【実施主体】　熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	出生数７４人の実施状況			助成した人数 （　）内償還払い受診者再掲		
	ＡＡＢＲ	ＯＡＥ	不明	ＡＡＢＲ	ＯＡＥ	不明
パス（Pass)	７０	１	０	６２（９）	１（０）	０（０）
要再検（Refer)	１	０	０	１（１）	０（０）	０（０）
合計	７１	１	０	６３（１０）	１（０）	０（０）

【根拠法令等】　母子保健法　第１３条

※NICU 入室（保険で AABR 実施）の８人は助成人数には含まず

※令和７年度に出生したが年度内に償還払い未申請の３人は上記集計に含まず

※令和７年３月出生令和７年４月に受検の１人も集計に含むため出生数より１人多い

③ 乳児健康診査

【目　　的】　身体発育・発達、精神発達、栄養状態等を総合的に診断し、乳児の健康保持増進を図る。

乳児期の疾病や障害を早期に発見し、確実な治療に結び付ける。

【対 象 者】１か月児・４か月児・１０か月児（1 か月児健康診査は令和７年度より開始）

【実施主体】　熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	対象者数	受診者数	受診率（%）	異常なし	要観察	要精検	要治療
１か月児	７６	７３	９６．１	６６	３	１	２
４か月児	７８	６６	８４．６	５９	５	１	１
１０か月児	７７	６９	８９．６	６６	４	０	０

【根拠法令等】　母子保健法　第１３条

④ 幼児健康診査・歯科健康診査

ア．１歳６か月児健康診査・歯科健康診査

【目　　的】　幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達等の標識が容易に得られる１歳６か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅帯等障害をもった児童を早期に発見し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立・う歯の予防・幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、健康の保持・増進を図る。

【対 象 者】　１歳６か月児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
８１	８０	９８．８	２２	５０	１	７

※　健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
８１	８０	９８．８	７４

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率（%）
８０	７９	１	１．３

【根拠法令等】　母子保健法　第１２条

イ．２歳児歯科健康診査

【目　　的】　う歯予防についての知識の普及（生活指導、食事指導を含む)、及び具体的方法の指導を行うことにより、歯科保健の大切さに気づいてもらう機会とする。１歳６か月児健康診査での経過観察児に対して保健指導等を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに､保育者に対して適切な支援をする。

【対 象 者】　２歳児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
７８	７４	９４．９	７１

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率（%）
７４	７０	４	５．４

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

ウ．３歳児健康診査・歯科健康診査

【目　　的】　身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である３歳児に対して総合的な健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見とともに、保育者への適切な指導及び育児支援を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

【対 象 者】　３歳児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
７３	６６	９０．４	３３	３０	7	2

※　健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率（%）	フッ化物塗布実施者
７３	６６	９０．４	６２

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率（%）
６６	６２	4	６．１

【根拠法令等】　母子保健法　第１２条

（３）母子健康相談

①　７～８か月児相談

【目　　的】　乳児の発育・発達、並びに栄養摂取状況や保育環境について確認し、健康増進と疾病予防に必要な知識を提供する。

保育者の育児不安を解消し、乳児の健全な発育・発達を支援する。

【対 象 者】　７～８か月児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　受診状況

対象者	受診者	受診率（%）
８５	５８	６８．２

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条、第１４条

②　乳幼児相談

【目　　的】　育児、疾病予防、健康増進についての悩みや問題を個別に相談できる機会とし、育児不安を解消させる。保育者が、離乳食から幼児期までの食生活や、生活習慣に関する情報を得て、乳幼児の栄養と発育、疾病予防等に努められるように促す。乳幼児健康診査で発育・発達や養育に関して問題のあった児を継続的に観察し、保育者に適切な支援をする。

【対 象 者】　乳幼児及び保育者

乳幼児健康診査で経過観察が必要な児及び保育者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　月（年）年齢定例乳幼児相談

0～5か月	6～11か月	1～2歳	3歳	4歳以上	総　数	回　数	人／回
31	12	51	5	0	99	24	4．1

【根拠法令等】　母子保健法　第9条、第10条

③　2歳6か月児歯科相談

【目　　的】　う歯予防に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持増進を図る。

【対 象 者】　2歳6か月児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	フッ化物塗布実施者
74	61	82．4	61

【根拠法令等】　母子保健法　第9条、第10条

④　乳幼児健康診査事後相談

【目　　的】　各健康診査において、とくに精神発達に観察が必要な児について、疾病の予防や早期発見をし、家族への適切な助言、育児支援を行う。また、保育者への適切な助言を行うことにより、幼児の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

【対　象　者】　幼児健診において発達に問題があると思われる児とその保護者

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　各園への巡回相談（延）20園、個別相談（心理相談）0名

【根拠法令等】　母子保健法　第9条

⑤　親子のふれあい教室（コアラ会）

【目　　的】　こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【対 象 者】　・発達に問題があると思われる幼児とその親
・家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
・親子関係に改善が必要と思われる幼児とその親

【実施主体】　熱海市　（社会福祉課　子育て支援室）

【事業実績】　実績結果

対象児実人員　22人　　参加児（対象外児も含む）実人員　10人

開催回数　　11回／年　※4月は参加者なしのため開催せず

参加延人員

参加者内訳	対　象　児	対　象　外	合　　計	個別指導（人）
延人員	55	5	60	0

【根拠法令等】　母子保健法　第9条、第10条

（４）母子健康教育

①　両親学級・パパママクラス

【目　　的】　　健康な赤ちゃんを産み育てるために、妊娠中を健康に過ごし、育児について積極的に考える姿勢をつくる。

【対 象 者】　妊婦とその夫、及び家族

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　参加状況

妊　　婦		夫	家族	妊婦参加率
対象者	参加者	参加者	参加者	（%）
初産　４１	３１	２７	１	７５．６
経産　２４	１			４．２

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条、１４条

②　育児学級（通称名：ぴよぴよ教室）

【目　　的】　　育児についての疑問・不安を解消でき、子供の健全な成長発達を促す学習の場とする。

【対 象 者】　生後３～４か月の乳児と家族

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　参加状況

対象者	参加者	参加率（%）
７５	３３	４４．０

【根拠法令等】　母子保健法　第９条　　母子保健指導事業（集団教育）

（５）母子訪問指導

【目　　的】

①　妊婦訪問指導　‥　妊娠に伴う症状や不安を軽減するため、訪問指導を実施する。

②　産婦訪問指導　‥　出産後の母体の回復を促すため、訪問指導を実施する。

③　新生児（乳児）訪問指導　‥発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

④　乳幼児訪問指導‥　発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

【対 象 者】

①　妊婦訪問指導　‥　妊婦健診の結果「貧血」、「体重増加が著明」、「血圧が高い」、「浮腫がある」の症状があるが、安静が必要なため来所できない人。若年（２０歳未満)。母子手帳を発行した時期が妊娠７か月以降の人。

②　産婦訪問指導　‥　熱海市に住民登録のある産婦。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する産婦。

③　新生児（乳児）訪問指導‥　熱海市に住民登録のある児。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する児。

④　乳幼児訪問指導 ‥ 発育・発達の状態について観察を要する児（未熟児も含む）。各種相談・健診が未受診で、来所できない児。家庭環境等確認する必要がある児。親の精神的フォローが必要とされる児。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

※対象者別訪問指導件数（延べ人数）

総訪問人数	妊産婦	乳　児	幼　児	家族計画	その他	訪問世帯数
２５６	９０	９０ （４）	９	０	６７	８０

（　）内は新生児再掲

※乳幼児月齢（年齢）別訪問人数（延べ人数）

月　　齢	訪問人数	月　　齢	訪問人数
１か月児(～30 日) （新生児～28 日）	４ （４）	８か月未満（211 日～240 日）	１
		９か月未満（241 日～270 日）	０
２か月未満（31 日～60 日）	７３	10 か月未満（271 日～300 日）	０
３か月未満（61 日～90 日）	６	11 か月未満（301 日～330 日）	０
４か月未満（91 日～120 日）	４	12 ヶ月未満（331 日～360 日）	０
５か月未満（121 日～150 日）	０	1～2 歳児	７
６か月未満（151 日～180 日）	１	３歳以上	２
７か月未満（181 日～210 日）	１	合計	９９

※未熟児訪問指導　実人数２　延べ人数２人

【根拠法令等】　母子保健法　第１０条、第１１条、第１４条、第１７条

（６）歯科保健推進事業（一部再掲）

①　歯科健康診査・フッ化物塗布事業（乳幼児健診・相談）

【目　　的】　乳幼児健診・相談時に歯科診察を行い口腔内の衛生状態を確認すると共にフッ化物を塗布することにより、乳幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。また、噛み方などの食生活・歯磨きの方法など総合的な歯科保健行動を指導する。

【対 象 者】　１歳６か月児健康診査対象者（フッ化物塗布開始　平成１５年４月）
２歳児歯科健康診査対象者　（フッ化物塗布開始　平成１５年４月）
２歳６か月児歯科相談対象者（フッ化物塗布開始　平成１５年１０月）
３歳児健康診査対象者　　（フッ化物塗布開始　平成１６年４月）

【事業実績】

	対象者	受診者	受診率（%）	フッ化物塗布実施者	塗布率（%）
１歳６か月児健康診査	８１	８０	９８．８	７４	９２．５
２歳児歯科健康診査	７８	７４	９４．９	７１	９５．９
２歳６か月児歯科相談	７４	６１	８２．４	６１	１００．０
３歳児健康診査	７３	６６	９０．４	６２	９３．９

＜参考資料　各歯科健診う歯罹患率＞





【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

②　フッ化物洗口事業

【目　　的】　フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。

【対 象 者】　集団（幼児期対象）：市内保育園・幼稚園に在籍する４、５歳児のうち

保護者が希望する園児

個別（小学１年生～中学３年生）：対象年齢の希望する児童・学生

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

実施回数については、基本的に週５日

対　象	対象者	実施者	実施率（%）
４歳児	７１	６８	９５．８
５歳児	９７	９０	９２．８
合　計	１６８	１５８	９４．０

個別（小学１年生～中学３年生）フッ化物洗口剤を指定歯科医院に求め家庭で実施

対象	対象者	実施者	実施率（%）
小１	８５	4	４．７
小２	１０３	7	６．８
小３	１１７	3	２．６
小４	１１６	3	２．６
小５	１２７	3	２．４
小６	１４０	5	３．６
中１～３	４６１	5	１．１
合計	１１４９	３０	２．６

※対象者は令和７年３月末日人口より抜粋

【根拠法令等】歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

③　妊婦歯科健康診査

【目　　的】　う歯になりやすい妊娠初期に歯科健診を行うことにより、妊婦自身と胎児のう歯の発生を防止する。

【対 象 者】　熱海市に住民登録のある妊婦

【実施主体】　熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】　対象者：９６名　実施者：２２名　受診率：２２．９％

【根拠法令等】母子保健法第９条・第１０条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

④　１歳児歯磨き教室

【目　　的】　乳歯のはえ始めの時期に歯磨きの基本を学び、う歯の発生を予防する。

【対 象 者】　１歳児の保護者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　１２回開催

対象者：７２名　　実施者：４０名　　受診率：５５．６％

【根拠法令等】母子保健法第９条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

（７）母子健康包括支援事業

（重層的支援体制整備事業の利用者支援事業として実施）

①　産後サポート事業（母乳相談事業「おっぱい相談会」）

【目　　的】　乳児の栄養は母乳が基本であるが、授乳についての悩みを抱える産婦も多い。また、母自身の病気や復職などの理由で母乳から人工乳へ切り替えたいという相談も多い。専門職である助産師等に気軽に相談できる場を設け、同じ悩みを持つ仲間と集える場を提供することを目的とする。

【対 象 者】　①母乳育児に対し相談や不安のある産婦とその赤ちゃん
②卒乳に関し相談や不安がある母子

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　年１２回開催　　利用人数：８人（延べ人数）

【根拠法令等】母子保健法　第２２条

②　保養型産後ケア事業（リフレッシュママ）

【目　　的】　出産や育児等による心身の疲れやストレスに対し、ゆがんだ骨盤のセルフケアの方法や、アロマを活用したリラックス方法などを学び、自分の身体と向き合う時間を持ち助産師が母親の相談にのることで不安やストレスの軽減を図る。

【対 象 者】　産後２～１２ヵ月の母親とその子ども

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　年１２回開催　　利用者延べ人数：４７人

【根拠法令等】母子保健法　第１７条の２

③　療養型産後ケア事業

【目　　的】　出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が産科医療機関等でショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）を利用し、出産後の母体の保護と育児能力の向上を目的とする。

【対 象 者】　・４か月未満の乳児とその母親
・育児に不安があるが、家族等の支援が得られない母子
・医療行為が必要ない母子

【実施主体】　熱海市

（実施施設）　・上山レディースクリニック　・小田原マタニティクリニック
・順天堂大学医学部付属静岡病院　・桃太郎助産院
・鈴富助産院　・安達産婦人科クリニック
・伊東市民病院　・その他（償還払い）

【事業実績】

		上山	小田原マタニティ	順天堂	桃太郎	鈴富	安達	伊東市民	償還払い
ショートステイ（宿泊）	実人数（人）	0	2	0	4		1	0	1
	延人数（人）	0	3	0	6		1	0	2
	利用日数	0	１１	0	１３		5	0	6
デイケア（日帰り）	実人数（人）	1	2	0	2		0	0	1
	延人数（人）	1	3	0	2		0	0	1
訪問型	実人数（人）				0	1			0
	延人数（人）				0	2			0

【根拠法令等】母子保健法　第１７条の２

④　妊娠期電話相談

【目　　的】　妊娠中からの不安を軽減し、安心して出産に臨み、赤ちゃんを迎えることができることを目的とする。

【対 象 者】　妊娠後期２２週以降の妊婦

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　実人員４０人

【根拠法令等】母子保健法　第２２条

（８）あたみっ子出産応援金支給事業

【目　　的】　妊娠、出産に係る保護者の経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備するもの

【対 象 者】１）申請時に住民基本台帳に記録があり、出産後も引き続き居住する意思のある妊婦

２）申請時に妊娠２２週以降出産日前日までに申請した妊婦

３）出産予定日において本市に住所を有する見込みのある妊婦

４）生活保護を受けていない方

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　申請者数　６０件　　※本事業は令和２年度より開始

（９）マタニティ・サポート事業

【目　　的】　妊婦が安心して妊娠及び出産ができるよう、出産時の移動に際して救急自動車で産院等までの搬送を行うもの

【対象者】　１）住民基本台帳に記録されている妊婦

２）当市に里帰りし、出産を迎える妊婦で搬送時に当市に居住している妊婦

【実施主体】　熱海市

【事業実績】※本事業は令和２年度から開始

登録ができる対象者数	９１
利用登録者数	５７
利用登録率	６２．６％
利用者数	１２
利用率	２１．１％

（１０）不妊治療費助成事業（令和４年度より開始）

【目　　的】　不妊治療又は不育症治療に要する費用を助成することにより、不妊治等を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

【対 象 者】　夫又は妻が熱海市民であり、不妊治療を行おうとする夫婦また不育治療を受けた夫婦で治療期間の初日の妻の年齢が４３歳未満とする。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

申請者の年齢と人数及び延べ回数

	令和７年度
３０歳以下	2
３１～３５歳	6
３６～４０歳	4
４１～４５歳	1
申請をした人数	１２
申請延べ回数	１３

治療内容の内訳

	令和７年度
薬物療法	3
タイミング療法	6
人工授精	3
体外受精	5
顕微授精	4
不育治療	0
その他	2

※申請者12名のうち母子健康手帳交付者7名。

（１１）未熟児養育医療

【目　　的】　未熟児は、正常な新生児と比べ生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障がいを残すことも多いことから生後速やかに適切な処理を講ずることが必要である。このため、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。

（※平成２５年度より県から市へ権限移譲された事業）

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　（単位：人、件、日）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
給付実人数	３	３	２	１	２
給付延べ件数	５	５	３	２	２
給付延べ日数	７８	７１	１２１	２	５０
加算基準額適用日	０	０	５１	０	０

※ 加算基準額適用　：　同一世帯から２人以上の児童が給付を受ける場合

（１２）妊婦のための支援給付金支給事業（令和７年度より開始）

※旧：出産・子育て応援給付金支給事業（令和４年度から令和６年度まで）

【目　　的】　妊婦・子育て世帯に対し給付金を支給することにより、出産及び子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図り、もって、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備することを目的とする。

【対 象 者】（１）１回目の支給対象者

①市内に住所を有していること

②医療機関において胎児の心拍が確認され妊娠が確定した妊婦であって、市の認定を受けたもの

③他市町村で出産応援ギフトの支給を受けていないこと

（２）２回目の支給対象者

①市内に住所を有していること

②妊婦給付認定を受けた者であって届出をしたもの

③他市町村で子育て応援ギフトの支給を受けていないこと

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

（１）出産・子育て応援給付金給付者

子育て応援給付金　１人　　※令和６年度出産

（２）妊婦のための支援給付金給付者　（　）内：多胎

・１回目給付　９１人

・２回目給付　７８人(1)

２．あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診

（１）あたみ国保特定健診・特定保健指導

【目　　的】　メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むように行動変容を促す。

【対 象 者】　特 定 健 診 ：熱海市国民健康保険に加入する４０歳～７４歳
特定保健指導：特定健診を受診しメタボリックシンドローム及び予備群に該当する者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

	対象者数（人）	実施者数（人）	実施率（%）
特　定　健　診	６，３９４	２，０６９	３２．４
特定保健指導（動機付け支援）	１６１	２６	１６．１
特定保健指導（積極的支援）	４８	７	１４．６

（令和 8 年 3 月 31 日時点）

【根拠法令等】　高齢者の医療の確保に関する法律

（２）フレイル健診

【目　　的】　高齢者のフレイル状態を早期に発見し、受診後は介護状態にならないよう健康診査の結果を生かした保健事業に結び付ける。

【対 象 者】　静岡県後期高齢者医療に加入する７５歳以上の者

【実施主体】　静岡県後期高齢者医療広域連合

【事業実績】

	対象者数(人)	実施者数（人）	実施(%)
健　康　診　査	9,400	2,970	31.6

【根拠法令等】　高齢者の医療の確保に関する法律

（３）保健・医療等の適正な利用促進事業

①通知による勧奨事業

【目　　的】 被保険者が適正な保健・医療にかかるために、定期的な特定健診、疾病予防や生活習慣病の重症化を目的に、適時に対象にあった勧奨内容の通知を送ることで、対象者の行動に変容を起こすことを目的とする。

【対 象 者】　熱海市国民健康保険に加入する 40 歳～74 歳

【実施主体】　熱海市

【内　　容】

	通知内容	実績
ア．特定健診受診勧奨事業（1回目）	〈対 象 者〉特定健診対象者 〈通知時期〉６月６日 〈形　　式〉Ａ４サイズ（圧着） 〈対 象 者〉過去3年間不定期受診・未受診者 〈記載内容〉 対象者の過去3年間の行動分析から5つのセグメントを行い内容を検討	4,908通
イ．特定健診受診勧奨事業（2回目）	〈対 象 者〉ア.の未受診者 〈通知時期〉１月１６日 〈形　　式〉ハガキ（圧着） 〈記載内容〉 追加健診受診券と兼ね受診勧奨	3,754通
ウ．特定保健指導参加勧奨（通知及び電話勧奨）	〈対 象 者〉特定保健指導対象者 〈通知時期〉８月下旬から順次 〈形　　式〉封書の送付 〈電話勧奨〉 封書送付後の電話による受診勧奨	通知発送 209通 電話勧奨 154通
エ．生活習慣病予防受診勧奨 （未受診者対策）	〈対 象 者〉前年度特定健診結果において、適正な医療に繋がっていない方（血圧・血糖値・脂質検査のみ） 〈通知時期〉５月３０日 〈形　　式〉封書（A3サイズ二つ折り） 〈記載内容〉受診を勧める内容	184通
オ．生活習慣病予防受診勧奨 （治療中断者対策）	〈対 象 者〉過去に治療歴・処方歴があるが、直近 12 ヵ月以上、受診が確認できない方（高血圧・糖尿病・脂質異常症のみ） 〈通知時期〉５月３０日 〈形　　式〉封書（A3サイズ二つ折り） 〈記載内容〉受診を勧める内容	50通

【根拠法令等】　熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第2期データヘルス計画）

②受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康GET！GET！大作戦」）

【目　　的】　国の定めた特定健診の目標受診率に達さない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市の特定健康診査の受診資格がある６９歳以下の者

【実施主体】　熱海市

【内　　容】　受診をすると熱海ブランドA-ＰＬＵＳ認定品、または市内運動施設利用券がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

ア．若い年代の受診率向上

４０～４９歳の方は受診の確認ができ次第、引換券を発送

イ．全体（５０～６９歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】

対象者	発行数（人）	引換件数（人）	引換率（%）
ア．４０～４９歳の受診者（全員）	１０３	６２	６０．２
イ．５０～６９歳の受診者（応募した中から抽選）	１９３	１７５	９０．７

【根拠法令等】　熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第３期データヘルス計画）

（４）特定健康診査に代わる健康診査情報提供

【目　　的】人間ドック、職場の健診等を受診している方は、受診しているにも関わらず、本市にはその情報がないために「未受診者」の扱いとなり、不要な受診勧奨を行っている現状がある。特定健診に代わる健康診査の結果を提供していただくことで、特定健康診査を受診したとみなし、あたみ国保特定健診の受診率を上げるとともに健診事後の生活習慣病の早期発見と早期介入のため保健指導に繋げることを目指す。

【対 象 者】　熱海市国民健康保険に加入する 40 歳～74 歳

【実施主体】　熱海市

【内　　容】　①人間ドック費用助成

申込をされた方を対象者に人間ドックを受診後に必要書類をそろえ申請。費用の７割（上限３万円）を助成

②職場の健康診査結果情報提供

・職場で健康診査を行っている事業所に、結果提供の協力を依頼する。

・受診勧奨通知に健康診査結果の情報提供を呼びかける。

【事業実績】　①人間ドック費用助成

申込者（人）	申請者（人）	受診率（%）
１２６	１１４	９０．５

②職場等の健康診査結果情報提供

・ふれあい作業所健康相談による健診結果情報提供　　13 件

・受診勧奨通知に健康診査結果の情報提供を呼びかけ　　2 件

【根拠法令等】熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第 2 期データヘルス計画）

（５）重症化予防事業

①重複・多剤投与者等に対する取組

【目　　的】　本市の「データヘルス計画」では、「システムを活用して診療、薬剤

の処方状況などを把握し、関係機関と連携して重複・多剤投与者について策を講じる」とし、医療費適正化に関する取組を行うとしている。重複・多剤投与者等の減少及び重複・多剤投与等を減らし適正な医療にかかることで、医療費の抑制や対象者の身体・経済的負担を軽減することを目的とする。

【実施主体】　熱海市

【対 象 者】　下記のいずれかに該当する者とする。

ア　重複受診者：同一疾病で、３医療機関以上をそれぞれ５日以上受診している者

イ　頻回受診者：同一疾病で、同一医療機関を１５日以上受診している者

ウ　重複処方者：３医療機関以上から、１剤以上重複して薬剤の処方を受けているまたは、２医療機関以上から、２剤以上重複して薬剤の処方を受けている者

エ　同一月内に、薬剤を１５錠以上処方されている者

【実施方法】

・KDB システムを用いて対象者を抽出。

・対象者それぞれに合わせた通知を作成し郵送。

・通知郵送後、対象者の受診行動がどのように変化したか、KDB システム等を用いて把握。

【事業実績】

	発送数
ア 重複受診者	9
イ 頻回受診者	2
ウ 重複処方者	3
エ 多剤処方者	５８
ア 重複受診者 ＋イ 頻回受診者	1
ウ 重複処方者 ＋エ 多剤処方者	2

②「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」の運用

【目　　的】　糖尿病患者数の増加が課題となるなか、糖尿病の合併症のひとつである糖尿病性腎症における医療費増加に対する対策として、国・県においては「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定している。

本市においても、国、県の方針を受け、本市の特徴を盛り込んだ熱海市版プログラムを策定し､市民の生活習慣病重症化予防を早期介入できる体制づくりを、各関係機関と連携・協働しながら「重症化予防にかかる戦略会議」を開催。

事業の協議・評価を行い、プログラムの効果的な運用を目的とする。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

①プログラムの事業評価「重症化予防にかかる戦略会議」の開催

日時	内容	参加委員数（人）
8月21日（水）	① 令和6年度　保健事業実績報告 ② 令和7年度　主な保健事業及び重症化予防事業について ③ 静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて ④ 「熱海市版慢性腎臓病(糖尿病性腎症)重症化予防プログラム」改定について	5
令和8年3月4日（水）	①令和7年度保健事業実績報告 各種保健事業、糖尿病連携手帳、FBRを活用した保健指導 ②「熱海市版慢性腎臓病(糖尿病性腎症)重症化予防プログラム」改正について	5

②プログラムに沿ったハイリスク者の保健指導

かかりつけ医より「保健指導依頼書」を受け実施した保健指導件数

16件(R8.3.1時点)

③糖尿病連携手帳の配布医療機関　　12医療機関 141冊（R7.10月時点）

【根拠法令等】　「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」

３．健康増進事業

（１）市民健診（がん検診等）

【目　　的】　疾病を早期に発見し、予防活動に努め、心身の健康を保持する。

【対 象 者】　熱海市に住民登録のある者で以下の年齢(年度年齢)に該当する者

①健康診査・・・・・・・４０歳以上の生活保護受給者

②肺がん検診・・・・・・４０歳以上

喀痰検査・・・・・・・５０歳以上

③胃バリウム検診・・・・４０歳以上

④胃カメラ検診・・・・・５０歳以上偶数年齢

⑤大腸がん検診・・・・・４０歳以上

⑥前立腺がん検診・・・・５０歳以上の男性

⑦乳がん検診・・・・・・４０歳以上の女性で前年度未受診者

⑧子宮頸がん検診・・・・２０歳以上の女性で前年度未受診者

⑨骨粗しょう症検診・・・４０歳～７０歳までの５歳刻みの年齢の女性

⑩歯周病検診・・・・・・４０歳～７０歳までの５歳刻みの年齢

⑪肝炎ウイルス検診・・・４０歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことが無い者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

① 市民健診（がん検診等）の受診状況

年　度	令和６年度			令和７年度		
健診内容／人数	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
① 健康診査	—	33	—	—	28	—
眼底検査（再掲）	—	—	—	—	—	—
② 肺がん検診	26,793	5,231	19.5	26,114	5,205	19.9
喀痰検査		71		—	54	—
③ 胃バリウム検診	26,793	385	1.4	26,114	335	1.3
④ 胃カメラ検診	12,113	528	4.4	11,882	529	4.5
⑤ 大腸がん検診	26,793	3,413	12.7	26,114	3,307	12.7
⑥ 前立腺がん検診	10,468	1,553	14.8	10,267	1,535	15.0
⑦ 乳がん検診	14,093	916	6.5	13,663	868	6.4
⑧ 子宮頸がん検診	16,357	779	4.8	16,030	774	4.8
⑨ 骨粗しょう症検診	1,471	92	6.3	1,454	101	6.9
⑩ 歯周病検診	3,344	119	3.6	3,250	104	3.2
⑪ 肝炎ウイルス検診	—	369	—	—	368	—

② 市民健診（がん検診等）令和７年度精密検査結果　　（単位：人）

区　分	受診者	要精密検査者数	精密検査結果	
肺がん検診 （読影）	5,205	30	受診者 異常なし 肺がん 肺がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	26 8 4 4 7 3 1 3
肺がん検診 （喀痰）	54	0	受診者数 異常なし 肺がん 肺がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	0 0 0 0 0 0 0 0
胃バリウム検診	335	16	受診者数 異常なし 胃がん 胃がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握（未返送）	13 2 0 0 11 0 1 2
胃カメラ検診	529	55	受診者数 異常なし 胃がん 胃がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握（未返送）	55 8 3 2 42 0 0 0
大腸がん検診	3,307	262	受診者数 異常なし 大腸がん 大腸がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握（未返送）	209 105 5 7 83 9 36 17
前立腺がん検診	1,535	134	受診者数 異常なし 前立腺がん 前立線がん疑い その他の疾患 未確定 未受診	98 21 5 27 23 22 23

			未把握	13
乳がん検診（クーポン検診含む）	868	62	受診者数 異常なし 乳がん 乳がんの疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	57 37 3 3 13 1 1 4
子宮頸がん検診（クーポン検診・市外償還払い検診含む）	774	9	受診者数 異常なし 子宮頸がん 子宮頸がん疑い その他の疾患 未確定 未受診 未把握	8 3 0 0 4 1 0 1

※精密検査結果は、令和８年６月 18 日時点の値である。

③ 歯周病検診受診者状況

平成２９年度より、対象年齢を１０歳間隔から５歳間隔に変更。

令和６年度より対象者に 20 歳 30 歳が追加。

対象者：２０・３０・４０・４５・５０・５５・６０・６５・７０歳男女

３，２５０人

受診者：１０４人

受診率：３．２％

年　齢	受診者数			結　果　内　訳		
	男性	女性	計	要精密検査	要指導	異常なし
２０歳	0	0	0	0	0	0
３０歳	2	3	5	4	1	0
４０歳	1	2	3	1	2	0
４５歳	3	1	4	1	2	1
５０歳	3	7	10	3	4	3
５５歳	3	5	8	4	4	0
６０歳	3	16	19	7	8	4
６５歳	10	23	33	13	12	8
７０歳	6	16	22	9	6	7
合　計	31	73	104	42	39	23

④ 骨粗しょう症検診受診者状況

対象者　：４０・４５・５０・５５・６０・６５・７０歳女性　１，４５４人

受診者数：１０１人

受診率　：６．９％

実施方法：手骨の骨塩定量におけるＤＸＡ法、またはＣＸＤ法、ＤＩＰ法

年　齢	受診者数	結　果　内　訳		
		要精検者数	要指導	異常なし
４０歳	0	0	0	0
４５歳	6	0	0	6
５０歳	10	0	2	8
５５歳	11	1	0	10
６０歳	20	12	1	7
６５歳	22	12	1	9
７０歳	32	19	1	12
合　計	101	44	5	52

※　判定基準：要精密検査＝ＹＡＭ８０％未満、要指導＝ＹＡＭ８０％以上９０％未満

⑤ 肝炎ウイルス検診受診者状況

受診者内訳：節目年齢　７８人　　／　節目外年齢　２９０人

受診者数	Ｂ　型　の　結　果		Ｃ　型　の　結　果	
	陰　　性	陽　　性	陰　　性	陽　　性
368	368	0	366	2

令和７年度肝炎陽性者フォローアップ事業対象者は２人（申込者１人）

【根拠法令等】　健康増進法　第１９条の２

（２）新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

【目　　的】　市区町村が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

【対 象 者】　下記条件に該当する女性

＜子宮頸がんクーポン検診＞

生年月日：平成１２年４月２日～平成１８年４月１日生まれ（２０～２５歳）の女性

＜乳がんクーポン検診＞

生年月日：昭和５９年４月２日～昭和６０年４月１日生まれ（４１歳）の女性

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　受診状況

子宮頸がんクーポン検診			乳がんクーポン検診		
対象者数	受診者数	受診率（%）	対象者数	受診者数	受診率（%）
796	15	1.9	112	12	10.7

（３）若年がん患者等支援事業

①　妊孕性温存治療支援

【目　　的】　将来子どもを産み育てることを望むがん患者に対し、妊孕性温存治療に

要する費用を助成することにより、若年がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】　子どもを持つことが難しくなる可能性がある治療を行う必要がある４０歳未満の者

【事業実績】　１人

②　医療用補整具購入支援

【目　　的】　がん患者に対し、がん治療による外見変貌を補完する医療用補正具の購入に要する費用を助成することにより、がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする

【対 象 者】　がん治療に伴う脱毛又は乳房を切除したことにより、ウィッグ、乳房補正具が必要となった者

【事業実績】　８人

③　在宅療養生活支援

【目　　的】　小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図り、在宅療養生活の質の向上に寄与することを目的とする。

【対 象 者】　がんの治療を目的とした治療を行わない４０歳未満の者

【事業実績】　０人

（４）受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）

【目　　的】　国の定めたがん検診の目標受診率に達さない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市の市民健診の受診資格がある６９歳以下の者

【実施主体】　熱海市

【内　　容】　受診をすると熱海ブランドA-ＰＬＵＳ認定品、または市内運動施設利用券がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

①若い年代の受診率向上（子宮頸がん検診）

２０～３９歳の方は受診の確認ができたころで引換券を発送

②全体（４０～６９歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】

	発送数（件数） （②は申込数）	引き換え件数	引換率（%）
①２０～３９歳の子宮頸がん検診受診者（全員）	71	33	46.5
②４０～６９歳の市民健診受診者（応募した中から抽選）	160	130	81.3

（５）健康相談

①　総合健康相談

【目　　的】　心身の健康に関する一般的な事項について総合的な指導、助言を行い、自己の健康状態を見つめなおし、生活習慣の改善や、適切な受診ができるような支援をする。

【対 象 者】　市民

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員(人)
総合健康相談 （来所・電話等 随時相談）	２９	２９

【根拠法令等】　健康増進法　第１７条第１項

②　重点健康相談

【目　　的】　生活習慣病の予防、あるいは適切な受診、治療の継続をはかるため、自己の生活習慣を見つめ直し、改善できるよう支援していく。

【対 象 者】　・生活習慣病予防に関する相談を希望する者
・特定健診、各種検診等で所見が見られた者
・骨粗鬆症等の疾病予防の相談を希望する者
・精神疾患者等

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
高血圧	29	29
脂質異常症	29	29
糖尿病	30	30
歯周疾患	0	0
骨粗鬆症	16	209
女性の健康	0	0
病態別	9	9
総合	1	120
精神（思春期相談含む）	1	1
腎機能低下	8	8
合　　計	123	435

相談回数は相談を受けた日を計上している。

【根拠法令等】　健康増進法　第１７条第１項

（６）健康教育

①一般健康教室（出前健康教室）

【目　　的】　地区・団体の要望に応じた健康に関する情報を提供することにより、疾病や正しい生活習慣について学習し、生活習慣の改善に役立てる。

【対 象 者】　町内会及び市民団体等

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　開催回数　１３回　　被指導延人数　４３０人

【根拠法令】　健康増進法　第１７条第１項

②重点健康教室

ア．あなたの検査値が正常へ近づく！健康教室

【目　　的】　本市の死亡率、特に働く世代の死亡率の高さは県下最下位のレベルにある。これを改善するためには、特定健診による循環器疾患の早期発見・適正治療が不可欠である。

特定健診を受診した市民のうち指導を必要とする対象者を早期の段階で保健指導に結びつけることは必須である。特定健診の結果から自身の健康状況を理解し、かつ生活習慣病予防、特に日々の食事や運動への意識の向上に資する教室を開催する。

【対 象 者】特定健診の受診者で以下のいずれかに該当する人

・特定保健指導対象者

・糖尿病予防　HbA1ｃ6.5%以上、空腹時 126mg/dl 以上

・高血圧予防　Ⅰ度高血圧

（収縮期血圧 140mm/Hg 以上または拡張期血圧 90mm/Hg 以上）

・脂質異常症予防　LDL コレステロール　140ｍｇ/dl 以上

中性脂肪　空腹時 150mg/dl、随時 175mg/dl 以上

【内　　容】

１）運動習慣確率コース

	内　　容
1回目	インボディ測定 講話：健診結果からわかること 講話：インボディ測定結果説明 実技：自宅でできる運動
2回目	実技：自宅でできる運動
3回目	実技：自宅でできる運動
4回目	インボディ測定 講話：インボディ測定結果説明 実技：自宅でできる運動

講師：健康運動指導士、保健師、栄養士

２）食習慣コース

	内　　容
１回目	糖尿病予防 講話：病態に関する講話 講話：検査値改善食事のヒント～血圧が心配なあなた～ 試食
２回目	高血圧予防 講話：病態に関する講話 講話：検査値改善食事のヒント～血圧が心配なあなた～ 試食
３回目	脂質異常症予防 講話：病態に関する講話 講話：検査値改善食事のヒント～中性脂肪・コレステロールが心配なあなた～ 試食

講師：保健師、栄養士

【実施主体】熱海市

【事業実績】

１）運動習慣確率コース

開催回数（回）	参加実人数（人）	参加延人数（人）
8	37	103

２）食習慣コース

開催回数（回）	参加人数（人）
3	27

【根拠法令】　健康増進法　第１７条　第１項

イ．慢性腎臓病(ＣＫＤ)予防教室

【目　　的】 生活習慣病予防の中でも増え続ける透析導入患者を少しでも減らす為、慢性腎臓病(ＣＫＤ)およびその予備群を抽出し、早期の段階で慢性腎臓病(ＣＫＤ)の発症ならびに悪化を防ぐ生活習慣の改善ができるよう、広く健康教室(希望者には個別指導)を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むよう促す。

【対 象 者】　令和７年度あたみ国保特定健診受診者の中で、ＣＫＤ重症度分類（ＣＫＤ診療ガイド 2012)「黄」「オレンジ」「赤」の該当者。

＊「黄」: e-GFR が 45～59 で尿蛋白が正常値、または e-GFR 60 以上で尿蛋白が（±)。
＊「オレンジ」: e-GFR が 30～44 で尿蛋白が正常値、または e-GFR が 45～59 で尿蛋白が（±)。
または、e-GFR が 60 以上で尿蛋白が（+）以上。
＊「赤」: e-GFR が 30 未満で尿蛋白が正常値、または e-GFR が 45 未満で尿蛋白が（±)。
または、e-GFR が 60 未満で尿蛋白が（+）以上。

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　基本編：熱海市ホームページにて動画配信。案内通知を送ってから栄養編開催まで視聴し自宅学習

栄養編：教室

教室回数（回）	対象者（人）	参加者数（人）	実施率（%）
4	673	49	7.3

【根拠法令】　健康増進法　第１７条　第１項

ウ.がん予防フェア

【目　　的】　本市の死因別死亡割合をみると、約２５％が悪性新生物によるものであり、がんで命を落とす市民が少なくない。中でも女性のがん死亡のうち、乳がんが理由であった者の割合は、16.5%であり、これは、静岡県の割合の約２倍と高い割合である。特に本市の婦人科検診の受診率は、低迷しており、近隣市町や静岡県と比較して、低い状況にある。

これらのことから女性の健康づくりも踏まえ、がん予防に関する講演会の開催を企画し、市民ががんを予防するための方法としてがんについての情報の取得や早期発見・早期治療のための検診の利用が促されるように普及啓発する。

【対 象 者】　市民

【内　　容】　第１部　がん予防講演会「女性のがんについて　～早期発見・早期治療の必要性～」

講師：聖隷健康診断センター 医学博士　吉田 雅行氏

第２部　各種健康器具測定会

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　参加者数　２４名

【根拠法令】　健康増進法　第１７条　第１項

（７）訪問指導

【目　　的】　日常生活において保健指導が必要な者及びその家族に対し、健康問題を総合的に把握した上での必要な指導を行い、心身機能の低下予防と健康の保持増進を図る。

【対 象 者】　・疾病予防のため、生活・食事面での指導が必要な者

・認知症や閉じこもり等の予防に関する指導が必要な者

・関係機関より訪問依頼があった者

・精神疾患者における保健指導が必要な者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

指導内容	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
要指導者等	1	3
個別健康教育対象者	0	0
閉じこもり予防	0	0
認知症の者	0	0
精神疾患	0	0
その他	0	0
合　　計	1	3

【根拠法令等】健康増進法　第１７条第１項

（８）健康づくり事業

①　熱海市健康づくり総合推進会議（設置規定：平成１８年告示第１００号）

【目　　的】　熱海市における総合的な健康づくりの方策について協議し、住民の健康増進を図る。

【委 員 等】　［委員］１７名　　［定員］２０名以内

【任　　期】　令和７年６月２９日から令和９年６月２８日まで（２か年）

【実　　績】

会　議	開催日	出席者数	内　容
第１回	令和７年７月２日	１２名	1. 令和６年度保健事業報告 2. 令和７年度保健事業計画 3. 新型インフルエンザ行動計画について
第２回	令和８年２月１８日	９名	1. 令和７年度事業報告と課題について 2. 令和８年度保健事業計画（案） 3. 新型インフルエンザ行動計画について

②　熱海市歯科保健推進会議（設置規定：平成２５年告示第６５号）

【目　　的】　熱海市歯科保健計画の円滑な推進について協議し、歯や口の健康づくりを効果的に進める。

【委 員 等】　［委員］１１人　　［定員］１８人

【任　　期】　令和７年７月６日から令和９年７月５日まで

【実　　績】

会　議	開催日	出席者数	内　容
第１回	令和７年７月２８日	９名	令和６年度歯科保健事業実施状況 令和７年度歯科保健事業実施計画（案）
第２回	令和８年２月２５日	９名	令和７年度歯科保健事業実施状況 令和８年度歯科保健事業実施計画（案）

③　健康まつり

【目　　的】　「熱海市健康増進計画」の推進の一環とし、「健康づくりの普及・啓発」を目的に、各関係団体との連携・協働を図り、情報発信の場として開催する。

【対 象 者】　市民

【実施主体】　熱海市健康まつり実行委員会

・熱海市医師会　　・熱海市歯科医師会
・熱海市地区薬剤師会　　・熱海市健康づくり推進委員連絡会
・静岡県結核予防婦人会熱海支部　　・熱海市健康づくり食生活推進協議会
・静岡県看護協会熱海伊東地区支部　　・ＭＯＡ自然農法の会
・熱海･伊東圏域地域リハビリテーション強化推進事業
・明治安田生命　　・熱海健康福祉センター
・熱海市

【開催概要及び内容】

ア　日　　時　　令和 7 年 10 月 26 日（日）　10:00～12:30

２．場　　所　　いきいきプラザ 2 階・3 階・5 階・7 階

ウ　総来場者数　　238 人

エ　内　　容

	団体名	コーナー名	内　容
1	熱海市 医師会	よろず健康相談	健康相談、在宅医療、往診相談、 血圧測定
2	伊東熱海 歯科医師会 熱海支部	歯科検診及び相談、歯ブラシ指導	・歯科医師による歯科検診及び相談 ・歯科衛生士による歯ブラシ指導
3	熱海市地区 薬剤師会	自分の身体を知ってこれからに備えよう！お薬よろず相談・防災対策について	・お薬何でも相談 ・ベジミルや肺チェッカーでの検査体験 ・お菓子釣り体験を通じた身体の筋力体験 ・防災について
4	熱海市健康づくり推進委員連絡会	骨密度測定	骨密度測定
5	熱海市健康づくり食生活推進協議会	はつらつキッチン	・食事チェック（１１品目チェックシート） ・減塩メニュー（試食） ・活動紹介
6	静岡県結核予防婦人会熱海支部	結核予防に関する展示･クイズ、バザー	展示、クイズ、バザー
7	静岡県看護協会 熱海伊東地区支部	触って確認「乳がんのセルフチェック」とむせない食事形態(嚥下しやすい固さを知る)	・乳がんの予防啓発活動 ・むせない食事形態（とろみ剤の利用等） ・生活相談
8	MOA 自然農法の会	自然農法の農産物、原木栽培の椎茸販売	自然農法産野菜の販売
9	熱海健康福祉センター（熱海保健所）	血圧測定キャンペーン「ウデをまくろう！シズオカ」	・血圧測定 ・高血圧に関する認知度調査
10	熱海・伊東圏域地域リハビリテーション強化推進事業	あなたの筋力調べてみませんか	測定 ・嚥下チェック（舌圧測定） ・下肢筋力　　・握力 ・身長、体重（BMI）・In Body など
11	熱海市	高血圧予防	（健康づくり室） ①　展示　②野菜クイズ ③「0 のつく日は家族でご飯」の普及
		血管年齢測定	（健康づくり室） ※明治安田生命に依頼

		脳年齢測定	（健康づくり室） ※明治安田生命に依頼
		マイナ保険証をご利用ください	（保険年金室） マイナ保険証の周知・広報
		e スポーツ、「ボッチャ」体験	（スポーツ推進室） 「太鼓の達人」体験 ニュースポーツ「ボッチャ」体験
		図書館展示コーナー	本の紹介・展示、電子図書利用紹介、図書館利用者カード作成　など
		「みんなのデフリンピック」上映会	（障害福祉室） 「みんなのデフリンピック」の上映、簡単な手話の紹介
		軽食販売	キッチンカー（高野商店）、パン販売（久遠）
		スタンプラリー	（健康づくり室）景品の配布

【根拠法令】　健康増進法　第４条

（９）栄養改善事業

①　胎児期（母性）・乳幼児期における栄養相談・一般栄養指導

【目　　的】

胎児期・・体を取り巻く生活環境は複雑化し、食品の選択や摂取状況も多様化している今日、母子の健康増進の一部として栄養改善を図る必要がある。
母子の栄養改善を図るには､妊婦自身が食生活に関し､知識と理解を持ち、これを日常的に生かし、実践できるよう指導することを目的とする。

乳児期・・生涯を通して発育が最も盛んな時期であるとともに、望ましい食生活の基礎をつくる重要な時期である。食物摂取の出発点であり、将来の食物嗜好形成の基礎でもある離乳食の大切さを啓発することを目的とする。

幼児期・・精神、情緒、及び運動機能が著しく発達してくる時期、食生活の関わり方により「食事に対する態度や知識」は、大きく影響する時期である。基本的な食習慣の確立を「発育・嗜好・しつけ」の３点から考慮し、肥満・虫歯予防等の様々な問題点の改善に努め、食生活の大切さを啓発することを目的とする。

【対 象 者】　熱海市民の妊婦、乳幼児

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　栄養相談・教室（母子保健事業）

事業名	指導者数(人)	指導方法
両親学級	延べ５９ （内、夫２７）	集団
ぴよぴよ教室	３３	集団
乳幼児相談	２０	個別（希望者）
１歳児歯磨き教室	４０	集団
７～８か月児相談	５８	個別
１歳６か月児健康診査	８１	個別
２歳児歯科健診	５２	個別（抽出）
２歳６か月児歯科相談	７４	集団
３歳児健康診査	７３	個別
合　計	４９０	

【根拠法令等】　健康増進法・母子保健法

② 成人期・老人期における栄養相談・一般栄養指導

【目　　的】　健康診査等により自分の健康状態を継続的に把握し、疾病の早期発見に努めるとともに、自分の生活習慣をどのように改善したらよいかという、健康づくりの目安を得て食生活の面から疾病予防の実践に努めることを目的とする。

【対 象 者】　熱海市民

【実施主体】　熱海市

【実施実績】

ア．個別栄養相談（健康増進事業）

病態分類	相談者数（人）
高血圧	１３
脂質異常症	9
糖尿病	5
病態別	0
骨粗しょう症	9
女性の健康	0
病態別	7
総合健康相談	5
合　計	４８

イ．集団栄養教育（健康増進事業）

分類		教室回数（回）	延べ参加者数（人）
一　般		0	0
病態別	減塩	0	0
	CKD 予防	4	４９
	骨粗しょう症予防	1	２４
	生活習慣病予防（健診結果説明会）	１１	１０６
合　計		１６	１７９

ウ．集団栄養教育（介護予防事業）

教室名	教室回数（回）	延べ参加者数（人）
膝痛・腰痛を楽にする教室	2	２６

【根拠法令等】　健康増進法　　介護保険法　高齢者の医療の確保に関する法律

③ 市民の健康づくりの推進　（栄養講座・教室、啓発事業）

【目　　的】　対象者別に問題点を課題化し、正しい食習慣を啓発する。

【事業実績等】

ア．栄養講座・教室

教室・ ｲﾍﾞﾝﾄ等	開催場所	事業内容	開催日	参加者数 （人）	実施主体
熱海 MOA 自然農法の会総会	端雲会館	認知症予防について（講話）、骨密度測定	4 月 17 日	44	熱海 MOA 自然農法の会
出前講座	和田木公民館	認知症予防について（講話）	5 月 26 日	15	和田木いきいきサロン
店頭健康相談 健診受診勧奨キャンペーン	三島信用金庫	健診受診勧奨、ベジチェック	6 月 13 日	47	健康づくり室
シニアカフェ	いきいき プラザ 4 階 調理実習室	夏バテ予防・フレイル予防について（講話）	6 月 13 日	17	熱海市健康づくり食生活推進協議会
シニアの共食の場 支援事業	いきいき プラザ 4 階 調理実習室	フレイル予防について（調理実習）、共食の推進	6 月 16 日	15	老人クラブ連合会
シニアの共食の場 支援事業	いきいき プラザ 4 階 調理実習	カルシウムアップについて（講話）、共食の推進	6 月 17 日	15	第三地区民生委員児童委員
シニアの共食の場 支援事業	いきいき プラザ 4 階 調理実習室	減塩について（調理実習）、共食の推進	6 月 17 日	15	市老連 女性部
食育出前講座	上多賀会館	骨密度測定・カルシウムアップの食事	7 月 11 日	16	上多賀いきいきサロン
あたみっこクッキング教室	第一小学校	おやつのとり方について(講話)	8 月 1 日	56	エンゼルクラブ（第一小学校学童クラブ）
生涯骨太料理教室	いきいきプラザ 4 階調理実習室	カルシウムアップの食事について	8 月 5 日	8	熱海市健康づくり食生活推進協議会
あたみっこクッキング教室	多賀小学校	おやつのとり方について(講話)	8 月 8 日	32	多賀っ子クラブ（多賀小学校学童クラブ）
みんなのおいしい笑顔の会	いきいき プラザ 4 階 調理実習室 ・7 階	おにぎりバイキング、おにぎり体験等	8 月 11 日	164	社会福祉協議会
あたみっこクッキング教室	泉小学校 家庭科室	和食について知ろう！（講話・調理実習）	8 月 18 日	11	みつわクラブ(泉小学校学童クラブ)

あたみっこクッキング教室	伊豆山小学校家庭科室	和食について知ろう！（講話・調理実習）	8月21日	13	なぎの木クラブ（伊豆山小学校学童クラブ）
シニアの共食の場支援事業	和田木公民館	夏野菜を使った食事（講話・共食）	9月8日	11	和田木生き生きサロン
シニアの共食の場支援事業	泉本区会館	フレイル予防のための食事（講話・共食）	9月17日	9	グランベルデ
シニアカフェ	いきいきプラザ4階	秋バテ・フレイル予防について	9月30日	13	熱海市健康づくり食生活推進協議会
泉幼稚園家庭教育学級	泉幼稚園	秋を味わおう（料理体験）	10月23日	20	泉幼稚園家庭教育学級
熱海高校食育出前講座	熱海高校体育館	朝食の大切さについて	10月31日	87	熱海高校
伊豆山小学校家庭教育学級	いきいきプラザ4階	子どもと作る！簡単野菜メニュー	11月9日	19	伊豆山家庭教育学級
熱海伊東圏域自立支援協議会(共有部会)	伊東市健康福祉センター	栄養講話	11月10日	30	熱海伊東圏域自立支援協議会
シニアの共食の場支援事業	伊豆山浜会館	カルシウムアップの食事について（講話・共食）	11月29日	18	伊豆山浜サロン
ファミリーサポート養成講座	熱海市福祉センター	子どもの栄養と食生活	11月29日	7	子育て支援室
シニアカフェ	いきいきプラザ4階	フレイル予防について	11月21日	21	熱海市健康づくり食生活推進協議会
食育出前講座	ライオンズマンション	骨密度測定、筋力アップのための食事（講話）	12月6日	16	ライオンズマンション湯河原万葉公園管理組合
シニアカフェ	いきいきプラザ4階	間食のとり方・フレイル予防について	1月22日	20	熱海市健康づくり食生活推進協議会

シニアの共食の場支援事業	泉公民館	フレイル予防について（講話・共食）	3月11日	19	泉シニアクラブ長和会

イ．栄養改善普及・活動

○市広報誌「広報あたみ」掲載

・広報あたみ６月号特集記事「第４次熱海市食育推進計画完成」

本計画の基本方針と食に関する課題について掲載

・広報あたみ連載「お野菜ましまし　健康レシピ」

生活習慣病を予防するために野菜摂取向上を目的としたレシピを掲載　計１２回

○健康まつりでの啓発活動

「０のつく日はみんなでご飯」周知チラシ配布　計８５枚

④　学んで健康！クッキングセミナー（健康づくり食生活推進員養成講座）

【目　　的】　「健康づくり」をテーマに食生活の面から考え、学ぶための教室を開催し、生活習慣病予防の視点、薄れつつある食文化の伝承、食への感謝の念、食の安全性など、今必要といわれる「食育」についての知識を学び、自身の健康に役立てることを目的とする。また、健康づくり食生活推進員養成のカリキュラムを兼ねていることから、講座修了後には「健康づくり食生活推進員」のボランティア団体への入会を勧め、継続的に食への関心を高め、家族や地域のために活躍できるよう支援することも目的とする。

【対 象 者】　ア　一般市民

イ　食生活を基本とした健康づくりを推進する地域でボランティアに興味がある方

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　栄養を主とする講話、調理実習の講座（全８回）。講座５回以上の出席者を修了者とし、修了証書を交付する。

指導延人数７３人　（指導実人数及び修了者　：９人）

【根拠法令等】健康増進法

⑤　食育推進会議

【目　　的】　食育基本法第１８条第１項の規定に基づく熱海市食育推進計画の素案及び見直し案の作成並びに食育推進計画に定める施策の実現を目的とする。

【委員構成】　推進会議の委員は、２０人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。①学識経験者②栄養・食生活関係団体から推薦を受けた者③教育関係団体から推薦を受けた者④生産者関係団体から推薦を受けた者⑤市職員及び関係行政機関の職員

委員数：１７名

任　期：令和６年８月９日～令和８年８月８日

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

日時	内容	参加委員数（人）
８月２８日（木）	令和７年度第１回熱海市食育推進会議 ・各領域での食育事業の取組について ・熱海市の食育推進の取組について	１４
令和８年 ２月２６日（木）	令和７年度第２回熱海市食育推進会議 ・今年度の熱海市の食育推進の取組について ・第四次熱海市食育推進計画の進捗状況 ・次年度の食育推進に向けた事業計画	１６

【根拠法令等】食育基本法

（１０）健康づくり地区組織活動

①　熱海市健康づくり推進委員連絡会

【目　　的】　保健予防事業の推進、健康づくりの啓発及び普及等の活動を通じ、市民の健康の保持・増進を図る。

【目　　標】　保健予防事業について理解する。

自己の健康状態を確認し、理解を深める。

地域に目を向け、地域全体の健康増進のための活動ができる。

【組　　織】　保健活動推進に熱意があり、各町内会長の推薦を受けて市長が委嘱した者で構成される。

委　員　数：56 名

会　　長：１名（役員会員より選出）

副　会　長：２名（ブロック長を兼務）

ブロック長：８名（内２名副会長）

広 報 委 員：７名

任　　期：令和７年４月１日～令和９年３月 31 日

【事業実績】

ア．会　議　　総　　会　１回　　出席者　37 人

役　員　会　２回　　出席者　　20 人(延人員)

広報委員会　２回　　出席者　　20 人(延人員)

イ．研修会　　全体研修会　２回　　出席者　52 人(延人員)

演題：1 回目『健康づくり推進委員とは～地域から始まる健康づくり～』

2 回目『お薬出前講座』

ウ．地域活動　　健診を受けましょうキャンペーン　参加者　48 人

各町内会における健診の案内ポスターの掲示、回覧 、啓発品の配布

エ．関係機関会議等への参加

会議名	開催数	委任 委員数	備考
健康まつり実行委員会	１回	１名	任期１年間(年度毎)
熱海伊東地域医療協議会	２回	１名	任期２年間 （令和７年４月～令和９年３月まで）
食育推進会議	２回	１名	任期２年間 （令和６年８月～令和８年８月まで）
健康づくり総合推進会議	２回	２名	任期２年間 （令和７年６月～令和９年６月まで）

熱海市歯科保健推進会議	2回	1名	任期2年間 （令和7年7月～令和9年7月まで）

【根拠法令等】健康増進法　第4条

② 熱海市健康づくり食生活推進協議会

【目　　的】 食生活改善のための普及指導及び、自主活動を活発にし、栄養水準の向上と会員相互の研鑽により､市民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

【組　　織】 市で行われている健康づくり食生活推進員養成講座を修了された者で構成する。

会員数　：　30人　　会　長　：　1人
副会長　：　1人
会　計　：　1人
書　記　：　1人
会計監査　：　2人

【活動実績】

ア．会議

会議名	回数・開催日	開催場所	活動人数（人）
熱海市健康づくり食生活推進協議会役員会	全１２回	いきいきプラザ	延べ33
熱海市健康づくり食生活推進協議会総会	4月21日	いきいきプラザ	21 （委任状８）
令和7年度静岡県健康づくり食生活推進協議会総会	5月22日	静岡県産学交流センター（ペガサート）	3
静岡県健康づくり食生活推進協議会 代表者会議	7月31日	静岡県産学交流センター（ペガサート）	1
静岡県健康づくり食生活推進協議会理事会	全4回	静岡県産学交流センター（ペガサート）	延べ2
健康づくり食生活推進員活動連絡会	全2回	熱海健康福祉センター、伊東市役所	延べ2
熱海市歯科保健推進会議	全2回	いきいきプラザ	延べ1
熱海市食育推進会議	全2回	いきいきプラザ	延べ2
熱海市健康づくり総合推進会議	全2回	いきいきプラザ	延べ2
健康まつり実行委員会	６月２３日 ９月１日	いきいきプラザ	延べ2
みんなのおいしい笑顔の会実行委員会	全2回	熱海市福祉センター	延べ3

イ．研修会、講演会

a.自主研修・交流会等

実施事業	開催日	開催場所	活動人数(人)
自主研修会①「会員さん同士の事を知ろう」 昼食調理「レンコンのガレッド」「ベーコンと玉ねぎの トマトスープ」「牛乳で作るいちごババロア」	５月１６日	いきいきプラザ	１３
自主研修会②「視察研修」 神奈川県小田原市方面　鈴廣かまぼこ「ちくわ作り体験」　ほか	５月２８日	―	９
自主研修会③「伝達講習」 食育料理教室の予定メニュー・健康まつり試食メニュー実習「ベーコンと野菜の炊き込みライス」「厚揚げと小松菜のみそマヨ炒め」「マヨつくね」「卵とトマトのスープ」	１０月２４日	いきいきプラザ	１０
自主研修会④「1年間の振り返り」 味噌づくり体験、昼食会　ほか	３月２５日	いきいきプラザ	１０
野菜レシピ検討会	全９回	いきいきプラザ	延べ６９

b．全国、県研修会、熱海連絡会合同研修会等

実施事業	開催日	開催場所	活動 会員数(人)
牛乳・乳製品料理講習会 講師：株式会社明治　食育セミナーインストラクター 講話：「神秘の食品「乳」」　※オンライン 調理実習：ふわふわ鶏団子汁、じゃが芋のミルクきんぴら、春菊とくるみの白和え	７月１８日	いきいきプラザ	１７

ウ．活動

a．料理教室

事業名	開催回数	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
男性料理教室①②	２回	いきいきプラザ	①　３ ②　４	①　１３ ②　　５
おやこの食育教室 「食育料理教室」	１回	いきいきプラザ	7	大人７ 子ども１０
大人向け料理教室 「生涯骨太カルシウムアップ料理教室」	１回	いきいきプラザ	5	8
大人向け料理教室 「おせち作り料理教室」	１回	いきいきプラザ	7	１４

b．地域活動（教室）

１）地域開催の教室等

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数（人）	参加者数（人）
シニアカフェ	６月１３日	いきいきプラザ	６	２０
シニアカフェ	９月３０日	いきいきプラザ	６	１３
シニアカフェ	１１月２１日	いきいきプラザ	５	２１
シニアカフェ	１月２４日	いきいきプラザ	７	２２

２）地域活動（個人）

上記の教室以外にも、各会員によるご近所・親戚・友人・知人等の個人への伝達活動が地域で活発に行われています。

c．食生活改善普及活動

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
熱海市健康まつり 「野菜摂取推進・ベジチェック」	10 月 26 日	いきいきプラザ	12	120
はつらつキッチンレシピ紹介 毎月１９日頃に掲載されるもの	12 回	伊豆毎日新聞	12	―

d．市事業からの委託事業および協力

実施事業	回数	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
学んで健康！クッキングセミナー（熱海市健康づくり食生活推進員養成講座）での調理指導	8 回	いきいきプラザ	延べ 13	延べ 73
あたみっ子クッキング（学童クラブ対象料理教室）での調理指導	2 回	泉・伊豆山学童クラブ	延べ 6	延べ 子：24 支援員：7
シニアの共食の場支援事業	8 回	市内各所地域の活動場所等	延べ 13	延べ 117

e．その他、活動検討会・事業打合せ会等

○事業打ち合わせ・その他　　回　　数：　７回
　　参加人数：　延べ２５

○教室役員試作・打ち合わせ　　回　　数：　７回
　　参加人数：　述べ１９人

○教室担当者打合せ　　回　　数：　４回
　　参加人数：　延べ１６人

４．歯科保健事業

（１）乳幼児期歯科保健事業

①　フッ化物塗布事業（母子保健事業より再掲）

【目　　的】　フッ化物を塗布することでう歯の発生を予防する。

【対 象 者】　１歳６か月児、２歳児、２歳６か月児、３歳児

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　実施回数:健康診査､歯科相談の会場で希望者のみに実施(年間 24 回開催)

事業名	参加者（人）	実施者（人）	塗布率（%）
１歳６か月児健康診査	80	74	92.5
２歳児健康診査	74	71	95.9
２歳６か月児歯科相談	61	61	100.0
３歳児健康診査	66	62	93.9

【根拠法令等】　母子保健法　第９条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

②　フッ化物洗口事業（幼児期）

【目　　的】　フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を予防する。

【対 象 者】　市内幼稚園・保育園に在籍する４歳、５歳児のうち保護者が希望する園児

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　実施回数：週５回

ア．各園実施実績

	対象者（人）	希望者（人）	実施率（%）
４歳児	71	68	95.8
５歳児	97	90	92.8
計	168	158	94.0

イ．家庭でのフッ化物洗口実施実績

	希望者（人）	新規実施者（人）
幼児	3	2

【根拠法令等】母子保健法第９条、第１０条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

（２）学童期・青年期歯科保健事業

①　フッ化物洗口事業（学童期・青年期）

【目　　的】　永久歯が生え揃う小学生・中学生を対象に、フッ化物洗口によるう歯予防を家庭で実施することを促すため、フッ化物洗口薬剤の配布を行いう歯有病者の減少を目指す。

【対 象 者】　中学生までの市民

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　家庭でのう歯予防を促すため、フッ化物洗口剤薬剤を歯科医院で配布

	対象者（人）	実施者（人）	実施率（%）	新規実施者（人）
小１	85	4	4.7	3
小２	103	7	6.8	6
小３	117	3	2.6	1
小４	116	3	2.6	2
小５	127	3	2.4	2
小６	140	5	3.6	1
中１～３	461	5	1.1	3
合計	1,149	30	2.6	18

※対象者は令和７年３月末日人口より抜粋

【根拠法令等】歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第６条

②　出前講座（市内小中学校等への歯科衛生士派遣事業）

【目　　的】　年齢に応じた口腔衛生指導をすることで、口腔衛生に関する関心を持ってもらうとともに適切な対応ができる。

【対 象 者】　希望のある市内小中学校および幼稚園、保育園

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　実施回数：９回

参加者数：１４９名

【根拠法令等】　静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

（３）成人期歯科保健事業

①　歯周病検診

【目　　的】　高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

【対 象 者】　熱海市内に住民登録のある２０歳、３０歳、４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳、６５歳、７０歳の男女。

【実 施 主 体】　熱海市

【事 業 実 績】　実施期間：９月～１２月の４か月

	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
２０歳	195	0	0
３０歳	229	5	2.2
４０歳	188	3	1.6
４５歳	262	4	1.5
５０歳	358	10	2.8
５５歳	482	8	1.7
６０歳	506	19	3.8
６５歳	552	33	6.0
７０歳	478	22	4.6
計	3,250	104	3.2

【根拠法令等】 健康増進法　第１９条の２

② 出前講座（地区・団体等への歯科衛生士派遣）

【目　　的】　地区・団体の要望に応じて口腔や歯科に関する情報を提供し、参加者が学習したことを生活習慣の改善に役立てる。

【対 象 者】 市民

【実 施 主 体】 熱海市

【事 業 実 績】 実施内容：オーラルフレイルの講話、健口体操
実施回数：０回
実施人数：０名

【根拠法令等】静岡県民の歯や口の健康づくり条例　第９条

５．結核予防・予防接種事業

（１）結核健康診断

【目　　的】　結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止する。

【対 象 者】 ４０歳以上の市民
但し、事業者に雇用されている労働者・施設入所者を除く

【実施状況】 ６～８月の３か月間、熱海市医師会に委託して実施。（市内１３医療機関）

受診者	５，２０５名
異常なし	５，０８６名
過労にならぬよう、過ごすこと	９６名
再検査	２２名
（３か月後再検査１９名・６か月後再検査３名）	
要精密検査	１名

【根拠法令等】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（２）静岡県結核予防婦人会熱海支部

【目　　的】　結核は、今なお我が国最大の感染症であるにも関わらず、「結核は過去の病気」とする意識があるため、受診・診断の遅れを招き、集団感染を多発させている。

静岡県結核予防婦人会熱海支部は、結核予防対策の推進力となり、結核の撲滅に協力し、併せて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【組　　織】　結核予防に関心があり、結核予防婦人会の活動の趣旨に賛同する者で構成する。

会員数：２０名
支部長：　１名（理事より選出）
副支部長：　２名（理事より選出）
会　計：　１名（副支部長を兼ねる）
会計監査：　２名（理事を兼ねる）
理　事：２０名（会計監査２名を含む）
顧　問：　１名（理事より選出）

【活動内容・実績】

① 理事会等

区分	令和６年度	令和７年度
理事会	５回	５回
役員会	５回	５回
研修会等	１回	１回

② 複十字シール募金運動

結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくし､健康で明るい社会を作るため、これからの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を造成することを目的に、各町内会の協力を得て実施している。

受付期間　令和７年５月２９日　～　令和７年１０月２６日
募金金額　３８６，３１７円

③ 結核予防街頭キャンペーン

結核予防週間（９月２４日～９月３０日）の活動の一環として街頭ＰＲを行い、結核についての啓蒙・普及に努める。

（３）予防接種法による事業（予防接種）

【目　　的】 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康障害の迅速な救済を図る。

【実施状況】

予防接種名	対象年齢	接種条件・回数	対象者数	実施者数
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	初回3回 (4～8週間隔) 追加1回	五種混合へ移行	1回目　0 2回目　0 3回目　0 追加　1
小児肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	初回3回 (27日以上の間隔) 追加1回	74	1回目　76 2回目　76 3回目　77 追加　64
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回	74	1回目　77 2回目　75 3回目　71
BCG	生後3～1歳未満	1回	74	75
四種混合	生後2～90か月	初回：3回 （3～8週間隔） 追加：1回	五種混合へ移行	1回目　0 2回目　0 3回目　0 追加　6
五種混合	生後2～90か月	初回3～8週間隔で3回 追加：1回	74	1回目　77 2回目　76 3回目　74 追加　72
麻しん及び風しん混合(MR)	1期：生後12～24か月 2期：小学校就学前1年間にある者	1期：1回 2期：1回	75 72	1期　61 2期　96
水痘	生後12～36か月	2回	75	1回目　64 2回目　70
日本脳炎	1期初回・追加 生後6～90か月 2期 9歳及び高校3年生	1期初回：2回（1～4週間隔） 1期追加：初回2回目実施後翌年に1回 2期：1回	74 117	1回目　168 2回目　137 追加　71 2期　98
ジフテリア破傷風2期	小学6年に相当する年齢の児童	3種混合3回以上実施した者が、1回実施	134	95
ロタウイルス				
1価ロタリックス	生後6週～24週まで	2回：27日間隔	74	1回目　72 2回目　69
5価ロタテック	生後6週～32週まで	3回：27日間隔		1回目　3 2回目　3 3回目　6
子宮頸がん	(定期接種) 中学1年～高校1年相当する年齢の女子 (キャッチアップ接種) 平成9年度～平成20年度生まれで3回の接種を完了していない女性	3回実施		【2価4価】 1回目　0 2回目　3 3回目　5 【9価】 1回目　15 2回目　26 3回目　29
インフルエンザ	65歳以上の者	1回実施	15,991	6,384

	60～64歳(※身障1級)		-	6
高齢者肺炎球菌	65歳の者 60～64歳(※身障1級)	1回実施	557 -	132 0
新型コロナウイルスワクチン	65歳以上の者 60～64歳(※身障1級)	1回実施	15,991 -	1,960 5
帯状疱疹	65歳～100歳のうち5歳刻みの年齢にある者、100歳以上の者 60～64歳(※身障1級)	生ワクチン 1回実施	3,354 -	176
		不活化ワクチン 2回実施		1回目 668 2回目 634

※60～64歳までの高齢者肺炎球菌・インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種の対象者である「身障1級」とは、『心臓・腎臓・呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により身障手帳1級を取得している者』である。

※60～64歳までの帯状疱疹予防接種の対象者である「身障1級」とは、『ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により身障手帳1級を取得している者』である。

※子宮頸がんワクチン接種は平成25年6月から令和3年度まで積極的勧奨を見合わせていたが、令和4年度より積極的勧奨を再開。再開に伴い、令和4年度から定期接種の対象となる中学1年に相当する年齢の女子から積極的勧奨の見合わせにより接種機会を逃したとされる平成9年度生まれの女性までを対象者としキャッチアップ接種を実施し、令和7年度で終了となる。(令和7年度は、令和6年度までに1回目、2回目を接種した者だけが対象)

※日本脳炎は、令和7年度からⅠ期対象者を標準的接種期間（36月～90月）から6月～90月に拡大し実施。

※令和6年度まで行っていた日本脳炎予防接種経過措置は令和7年度で終了（高校3年生までの接種年齢拡大）

（4）予防接種法以外による事業（予防接種）

① 成人の風しん・ＭＲ（麻しん・風しん混合）予防接種費用の一部助成事業

【目　　的】　任意で風しん予防接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより風しんの流行拡大による先天性風しん症候群発生を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対 象 者】　次のうち、いずれかに該当する者。

ア　熱海市に住民登録のある、妊娠を予定または希望する２０歳～４９歳までの女性。

イ　熱海市に住民登録のある妊娠している女性の２０歳以上の配偶者及び同居している者。

ウ　熱海市に住民登録のある者で風しん抗体検査の結果、抗体価が、HI法で１６倍以下、またはEIA法で８．０未満、CLEIA法で１４．０未満と

判定された者。

【実施状況】　令和７年度実施　１３　名（MR　１０　名　風しん　３　名）

②帯状疱疹予防接種費用の一部助成事業

【目　　的】　任意で帯状疱疹予防接種を受けた者に対しその費用を助成することにより帯状疱疹の発症予防および重症化予防を図る。

【対 象 者】　予防接種を受ける日に満５０歳以上である者。

【実施状況】　令和７年度実施者数

乾燥弱毒生水痘ワクチン接種者数	５６名
乾燥組み換えワクチン（１回目）接種者数	１５７名
乾燥組み換えワクチン（２回目）接種者数	１５９名

６．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

（１）高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

①健康状態不明者

【目　　的】　７５歳以上の高齢者で昨年度の健康診査未受診かつ医療情報がない者(以下、健康状態不明者という）の健康状態を訪問による対面と質問票の実施により把握し、必要に応じて適切なサービスへつなげる。

【対 象 者】　当該年度７５歳の健康状態不明者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

健康状態不明者総数	４２名
訪問による対面件数	２９件
電話等による情報把握件数	５件
状況不明者（何等かの理由で訪問不可の対象者を含む）	８件

【根拠法令等】　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

②重症化予防（糖尿病性腎症）

【目　　的】　糖尿病の治療が必要な者に対し、受診勧奨、保健指導、栄養指導を行うことで、糖尿病の重症化を防ぐ。

【対 象 者】　令和６年度の健診において、空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 200 mg/dl）以上、または HbA1c6.5%以上が確認されているものの、直近 1 年間にレセプトにおける糖尿病治療歴がない者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】　対象者数　　７３名

相談件数　　９名

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

７．通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

（１）健康教育・健康相談

【目　　的】　対象者が現在の地域での生活を継続できるよう、地域の通いの場へ医療専門職による健康教育を実施する。また、参加者の健康状態をフレイル質問票により把握し、フレイル予防の必要性が高いと判断される対象者に対し、個別的に介入し、健康問題の重症化及びフレイルを早期発見・予防する。

【対 象 者】　熱海市に所在する高齢者サロンへ通うもの

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

実施した通いの場 （実数）	参加者数 （延べ数）	実施回数 （延べ数）
9	200	12

（内訳）高齢者サロンへの健康教育、食育出前講座の実施など

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

（２）フレイル状態の把握（リハビリ貯筋教室）

【目　　的】　フレイル健診受診者のフレイル質問票結果から運動・口腔・栄養のフレイルリスクに該当する対象者へ健康教育の開催通知を送付することで対象者が自身の健康状態を知ることと健康教育に参加し、フレイル予防の早期発見・予防に繋げる。

【対 象 者】　熱海圏域に居住する健診受診者のうち、フレイル質問票の回答で No.4～6、8、13 に該当する者

【実施主体】　熱海市

【事業実績】

リハビリ貯筋教室

１クール２回の運動機能向上にむけた健康教室を２クール実施

対象者：419 名、申込者：37 名（募集定員１クール：20 名）

実施した通いの場（実数）	参加者数（延べ数）	実施回数（延べ数）
1	120	4

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

８．熱海市救急医療事業

（１）熱海市救急医療事業

【目　　的】　市内において発生した交通事故及び急患等に対しての救急医療業務を行う。また、市内医療機関診療時間外に発生した外来診療を要する急病患者及び消防署救急隊又はこれに準ずる方法により搬送された入院治療を要する重症患者に対しての救急医療業務を行う。

【実施医療機関】　医療機関市内２病院による輪番当番制にて実施

（熱海所記念病院・国際医療福祉大学熱海病院）

【診療体制】　午前８時３０分～翌日午前８時３０分（２４時間体制）

令和７年度　市内２病院における救急患者診療報告数　（単位：人）

	患者人数											
	市内住居者			その他			小計			小児	合計	総計
居住及びその他昼夜別	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外	昼間	深夜	時間外			
救急車	1,048	324	711	502	202	415	1,550	526	1,126	70	3,272	6,232
その他	434	191	799	250	161	499	684	352	1,298	626	2,960	

（診療科目別再掲）　（単位：人）

	外来にて帰宅					入院					その他		合計
	内科	小児	外科	その他	計	内科	小児	外科	その他	計	小児	その他	
救急車	1,164	63	336	385	1,948	814	7	204	238	1,263	0	61	3,272
その他	1,142	616	528	511	2,797	98	10	34	21	163	0	0	2,960
計	2,306	679	864	896	4,745	912	17	238	259	1,426	0	61	6,232

（当番日数：３６５日）

※　昼間とは　　８：３０～１７：００
　　深夜とは　　２２：００～　６：００
　　時間外とは　１７：００～２２：００、６：００～８：３０

（２）熱海市歯科救急医療事業

【目　　的】　年末年始（１２月２９日～１月３日）に発生した外来診療を要する歯科急病患者に対して歯科医療業務を行う。

【受託機関】　熱海市歯科医師会

【利用実績】　歯科救急患者診療報告　（単位：人）

区分	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	計
市　内	0	1	5	0	3	4	13
南熱海	0	1	0	0	0	0	1
市　外	0	2	2	1	0	0	5
計	0	4	7	1	3	4	19

（３）初島診療所

【目　　的】　離島における医療の確保を図るため、診療所を設置し、島民の健康保持・増進、また診療所に外来する患者に対して診療業務を行う。

【施設概要】

名　　称　熱海市初島診療所　　所在地：熱海市初島２１７番地３
設 置 者　熱海市長　　管理者：鈴木　卓
診療開始日　昭和３７年４月１日
建物の概要　鉄筋コンクリート造３階建　１階の一部
　　敷地面積９７．５３㎡　　建物面積９７．００㎡
　　診療室・事務室（薬剤室を含む）・待合室・医師看護師宿泊施設
診 療 科 目　内科・小児科・外科
従 事 者　医師１名（医師会派遣医師及びＮＴＴ東日本伊豆病院勤務医）
　　看護師１名（熱海市職員）
診 療 日　火曜日・金曜日　午後　医師による出張診療
休 診 日　木曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

【利用実績】（令和７年度内訳）

診療月	診察日数	受診者数	内訳（住民）	内訳（観光客等）
４月	7	23	22	1
５月	7	15	15	0
６月	8	38	37	1
７月	8	30	29	1

8月	8	20	20	0
9月	8	15	15	0
10月	9	49	48	1
11月	8	41	40	1
12月	8	18	16	2
1月	7	17	16	1
2月	8	24	24	0
3月	7	23	23	0
合計	93	313	305	8
月平均	7.75	26.08	25.42	0.66

【緊急時の対応】

救急患者発生時の搬送については、消防本部が調整を担当している。救急要請が発生した場合、診療所の看護師が身体状況を確認し、消防本部に報告する。消防本部は状況に応じた搬送方法を選択する。船による搬送は、昼間は定期船、夜間は協定書を締結した伊豆小型船安全協会熱海支部に依頼している。また、二次・三次救急への緊急搬送を必要とする患者が発生した場合は東部ドクターヘリでの搬送体制が確立されている。

令和６年度の実績は、緊急搬送は９件、ドクターヘリでの搬送０件。

第　　９　　章

社会福祉法人
熱海市社会福祉協議会

第９章　社会福祉法人　熱海市社会福祉協議会

１．熱海市社会福祉協議会の概要

【根　　拠】　社会福祉法（平成１２年法律第１１１号）
第１０章地域福祉の推進　第２節社会福祉協議会

【目　　的】　熱海市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

設　立　年　月　日　　昭和２６年１０月　１日
法人の認可年月日　　昭和４３年　３月１１日

【財　　源】　各種の福祉活動を進めるための財源は、市民からの社協会費、寄付金、共同募金の配分金、県・市の補助金、介護保険収入等によって賄われる。
市民の方々の社協に対する寄付金については、税法上の優遇措置がある。

年間会費　普通会員　１口　３００円
賛助会員　１口　１，０００円
特別賛助会員　１口　１０，０００円

【会員数及び会費収入の推移】

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
普通会員	5,838 口	6,258 口	5,273 口	4,844 口	4,094 口
	1,751 千円	1,877 千円	1,582 千円	1,453 千円	1,228 千円
賛助会員	275 口	253 口	230 口	259 口	207 口
	275 千円	253 千円	230 千円	259 千円	207 千円
特別賛助会員	161 口	150 口	169 口	153 口	172 口
	1,610 千円	1,500 千円	1,690 千円	1,530 千円	1,720 千円
合　　計	6,274 口	6,661 口	5,672 口	5,256 口	4,473 口
	3,636 千円	3,630 千円	3,502 千円	3,242 千円	3,155 千円

【社会福祉協議会の組織】

所 在 地　　熱海市中央町１番２６号　熱海市総合福祉センター内

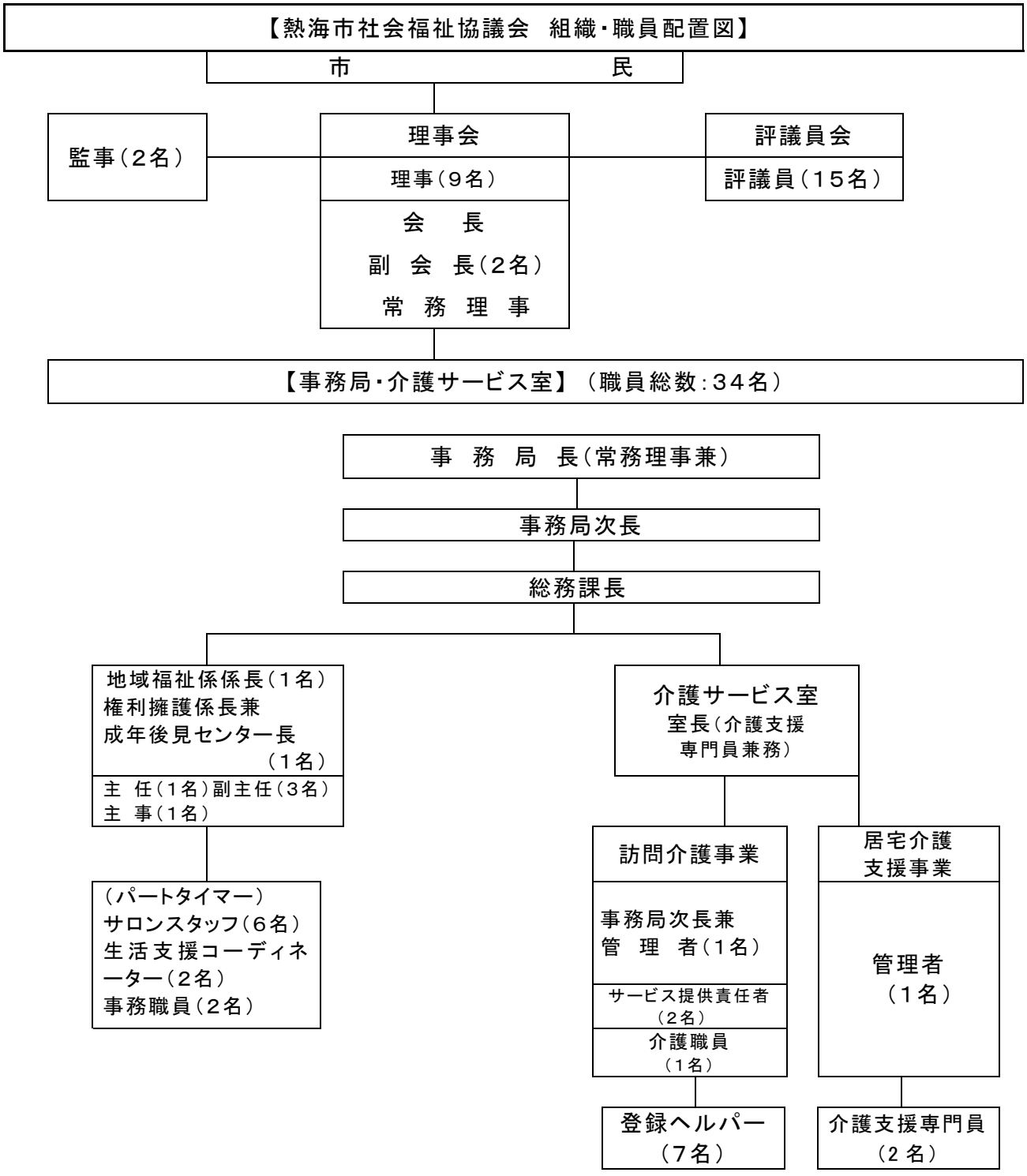
事務局：０５５７－８６－６３３９・６３４０

所 在 地　　熱海市中央町１８番６号（２階）

居宅介護支援事業所：８６－１１１２

訪問介護事業所　　：８６－１１１３

（令和８年４月１日現在）



【理事会・評議員会】　（単位：回）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
理　事　会	3	3	5	4	5
評議員会	2	2	4	4	4
共同募金配分委員会	1	1	1	1	1

【社会福祉協議会予算額及び決算額】

令和７年度決算　（単位：千円）

勘定科目			本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収支	収入	会費収入	3,155		3,155
		寄附金収入	12,668		12,668
		経常経費補助金収入	18,210		18,210
		共同募金配分金収入	1,995		1,995
		受託金収入	61,064		61,064
		貸付事業等収入	113		113
		事業収入	5,331		5,331
		負担金収入			
		介護保険事業収入		56,476	56,476
		障害者福祉サービス等収入		3,665	3,665
		受取利息配当金収入	3,418	511	3,929
		その他の収入	367	63	430
		≪事業活動収入計≫（１）	106,321	60,715	167,036
	支出	人件費支出	75,531	48,890	124,421
		事業費支出	8,366	1,927	10,293
		事務費支出	5,747	3,705	9,452
		貸付事業支出	113		113
		共同募金配分金事業費支出	2,101		2,101
		助成金支出	2,152		2,152
		負担金支出	0		0
		その他の支出	0		0
		≪事業活動支出計≫（２）	94,010	54,522	148,532
	≪経常活動資金収支差額≫(3)＝(1)－(2)		12,311	6,193	18,504
≪施設整備等資金収支差額≫（４）			0	△4,334	△4,334
その他の活動収支差額（５）			△7,114	△4,248	△11,362
当期資金収支差額(6)＝(3)＋(4)＋(5)			5,197	△2,389	2,808
前期末支払資金残高（７）			43,523	46,491	90,014
当期末支払資金残高（８）＝（６）＋（７）			48,720	44,102	92,822

令和８年度予算　　（単位：千円）

勘定科目			本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収支	収入	会費収入	3,100		3,100
		寄附金収入	400		400
		経常経費補助金収入	18,000		18,000
		共同募金配分金	1,970		1,970
		受託金収入	60,587		60,587
		貸付事業等収入	200		200
		事業収入	4,760		4,760
		負担金収入			
		介護保険事業収入		59,409	59,409
		障害者福祉サービス等収入		3,898	3,898
		受取利息配当金収入	3,604	510	4,114
		その他の収入	150	3	153
		≪経常活動収入計≫（１）	92,771	63,820	156,591
	支出	人件費支出	75,955	60,064	136,019
		事業費支出	6,634	2,773	9,407
		事務費支出	5,536	4,508	10,044
		貸付事業支出	200		200
		共同募金配分金事業費	1,970		1,970
		助成金支出	3,667		3,667
		負担金支出			
		その他の支出			
		流動資産評価損による資金減少額			
		≪経常活動支出計≫（２）	93,962	67,345	161,307
	≪経常活動資金収支差額≫(3)＝(1)－(2)		△1,191	△3,525	△4,716
≪施設整備等資金収支差額≫（４）			0	0	0
その他の活動収支差額（５）			△5,000	3,525	△1,475
当期末繰越活動収支差額(6)＝(3)＋(4)＋(5)			△6,191	0	△6,191
前期末支払資金残高（７）			31,187	14,563	45,750
当期末支払資金残高（８）＝（６）＋（７）			24,996	14,563	39,559

（１）広報紙の発行

【目　　的】　市民に社会福祉に対する理解と協力を得るため、社協が中心に実施している、事業の活動状況をお知らせしている。

１　広報紙「社協だより発行」　２０，０００部×２回／年（全世帯配布）

２　ホームページによる情報の提供　　（最新情報の発信）

（２）サマーショートボランティア

【目　　的】　夏休みを利用して市内中学生を対象に福祉の体験活動をすることにより、若年層の福祉力の養成、さらには思いやりの心の育成を図る。

令和２年度～令和４年度は新型コロナウィルス感染症予防の為、開催を見送りました。

【実　　績】　　（単位：人）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加人数	開催中止	開催中止	６７	７８	５５

（３）住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」）

【目　　的】　買い物、調理、清掃等の家事援護など、継続的に実施することが求められる住民同士の助け合い活動を支援する。

令和５年度　依頼者　５７名　　支援者　２３名
　　延活動実績　４００件　　延活動時間　５０７時間
令和６年度　依頼者　７５名　　支援者　３３名
　　延活動実績　７９０件　　延活動時間　１，１４２時間
令和７年度　依頼者　８４名　　支援者　４６名
　　延活動実績　７６１件　　延活動時間　１，１２３時間

令和７年度　こつこつ活動区分　別延べ実施回数

区分	回数	区分	回数
移動支援	７９回	買い物支援・同行	１２８回
室内清掃	２４９回	草刈り・庭掃除	８２回
ゴミ出し	２１６回	傾聴	７回

（４）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業の導入

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

・ 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の中核機関であり、包括的相談支援を担う相談支援機関（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業、子供関係利用者支援事業、生活困窮者自立支援事業など）の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理する役割をもちます。

・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人などに支援を届ける役割をもちます。

・ 参加支援事業

既存制度では対応できない個別性の高いニーズに合わせた多様な社会参加の実現に向けた支援を行う役割をもちます。

市内求人状況と生活困窮者の就労支援について、一般企業等に協力依頼や情報交換を行いました。

また地域サロンや障害グループホームへ事業の説明、周知等を行いました。

・ 各機関との連携強化

熱海市行政、包括的相談支援事業所、就労支援事業所、障がいを含む各福祉事業所、民生委員、一般企業などの各機関と、事業内容に関する意識統一や、連携強化・連携方法などの確認作業を行いました。

【令和７年度実績】

区　　分	多機関協働	ｱｳﾄﾘｰﾁ等	参加支援
相談対応（延べ）	１０４件	８０件	１０４件
相談受付（実人員）	７人	１人	０人
関係機関連絡調整	９１件	１７件	２３件
支援プラン作成	１５件	９件	１２件
支援会議開催	２５回		
その他会議	２０回	１回	１回
進捗管理（７年度末）	１０人	６人	５人

（５）地域福祉活動

①「福祉まつり」の開催

【目　　的】　市民の福祉意識の啓発・向上を図るため、福祉団体、福祉施設等のボランティアの協力を得て、毎回テーマを決め、南熱海マリンホールで開催する。

令和２年度～令和４年度は新型コロナウィルス感染症予防の為、開催を見送りました。

（単位:　団体数）

	令和３年度	令和４年度	平成５年度	令和６年度	令和７年度
実施日	開催中止	開催中止	12 月 16 日	10 月 20 日	10 月 25 日
参加団体数	―	―	２５	２５	２２

②はつらつサロン（市受託事業：生きがい活動支援通所事業）

【目　　的】　閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり・健康増進・仲間づくりの場を提供する。

（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加延べ数	３５６	４４４	３９４	４１５	４２７

③フレッシュサロン事業

【目　　的】　社協事業の理念である「地域での支え合い」の展開を図るため、町内会等の協力を得て、介護予防運動で健康維持等コミュニケーションづくりを進める上での基本事業と位置付け開催している。

【実施状況】　（単位：人）

開催地区 （開催日時）	利　用　者　数　（　延　べ　人　数　）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
網代 （毎週水曜日）	３６１	４７２	４８４	５２８	６２９
南熱海 （毎週木曜日）	４２５	５６５	５５４	５７０	５３９
中野 （毎週木曜日）	２９５	３４８	２６０	３６０	２９４
熱海 （毎週木曜日午前）	１９６	３７４	１３６	４２８	３４８
熱海 （毎週木曜日午後）	２１５	２５５	１１６	４６６	６２８

熱海 （毎週金曜日午前）	２３９	４７０	５８２	２７９	５７９
熱海 （毎週金曜日午後）	０	０	０	０	０
熱海 （毎週水曜日午前）	０	０	０	１３４	２９１
伊豆山 （毎週火曜日）	２４１	３７１	４５１	３９３	４５１
泉 （毎週火曜日）	２４３	４４４	４８５	４００	３６４
合　　計	２，２１５	３，２９９	３，０６８	３，５５８	４，１２３

④地域サロン

【目　　的】　お年寄りの心身の健康維持、生きがいづくり、引きこもりの防止等を目的に、住まいのより近くで気軽に参加できる地域サロンを開催する。

【運　　営】　地域の利用者とボランティア相互の話し合いにより運営する。

【実施状況】　（単位：人）

開催地区 （開催日時）	利　用　者　数　（　延　べ　人　数　）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
上多賀サロン （毎週金曜日）	６５０	６５０	１，０５６	７７９	５５２
和田木サロン （第１・２・３月曜日）	９６０	９３６	７６８	７６０	７２０
下多賀サロン （第２・４木曜日）	１４３	１９２	１９２	２３２	２１２
あおばサロン （第２・４水曜日）	０	２３０	２３０	３１４	４０６
伊豆山浜サロン （第３月曜日）	８３	２４０	１５３	１７０	１９８
熱海中央サロン （第１月曜日）	４５	１５６	終了	終了	終了
桃山台サロン （第３火曜日）	１５	１２	休会	休会	終了
網代ふれあいサロン （第３月曜日）	１４４	１７８	３６５	４７６	４９５
西熱海１０９会 （毎週火曜日）	０	０	４６８	２００	２８１
コミュニティー スペース ひまわり （毎週水曜日）	２３６	３８０	４５６	３４０	６４６
前の沢サロン （第２・４火曜日）	１２６	９０	１１２	１９２	１８３

多賀文庫	０	３，８３９	８，２１３	６，６７３	６，８６６
椿　ふれあいサロン（毎週土曜日）	１００	１５	終了	終了	終了
中野ふれあい いきいきサロン（第２・４月曜日）	５８	７５	７５	９６	９３
ファミリーサロン（第３日曜日）	０	８４０	８４０	終了	終了
泉 多芸クラブ（毎週　土曜日）	３４４	８７４	８７４	６５０	８２３
チャチャほんく（泉）（第４木曜日）	休会	休会	休会	８０	７５
明日のための ワン・ツーサロン	２００	３６４	０	休会	休会
上多賀体操サロン		６５０	６２０	５９１	５５２
桜木町いきいき サロン		３１６	３１７	２９５	２６０
湯楽クラブ			１９５	１３５	７２
熱海メモリーズサロン			２２６	２１０	２３６
ホーミー体操サロン			９６０	８５０	８６４
グランベルテ			３５２	１３６	４５０
四つ葉の会				２４０	２７９
サロンいずさんっち					８５
合　計	３，１０４	１０，０３７	１６，４７２	１３，４１９	１４，３４８

子ども食堂、子育てサロン事業　令和６年度～

実施団体	利　用　者　数　（　延　べ　人　数　）				
	令和６年度	令和７年度			
Smile 熱海子ども食堂	６４６	６６３			
フードリボン子ども食堂「やま」	１７２	３６			
ドルフィンズ	１６７	７３			
にじいろかふぇ	６００	２５０			
南熱海こども食堂		３５０			

熱海伊豆山子ども食堂	２５７	２５７			
熱海ティータイム		５０			
合　計	１，８４２	１，６７９			

（６）生活福祉資金貸付

【目　　的】　低所得者・高齢者・心身障害者等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めることを目的としている。

【貸付額及び条件】　生活福祉資金貸付制度要綱による（平成２年１０月施行）

（単位：千円）

貸付内容	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
緊急小口資金	25件 1,578	17件 1,062	17件 1,049	18件 1,163	5件 414
総合支援資金 生活支援費（新規）					
総合支援資金 生活支援費（更新）					
総合支援資金 一時生活再建費					
総合支援資金 住宅入居費					
教育支援資金 就学支度費					
教育支援資金 教育支援費	1件 860			2件 760	
福祉資金 障害者自動車購入資金		１件 1,641			
福祉資金　療養介護費					
福祉資金　災害援護費					
福祉資金　転宅費				1件 95	
福祉資金　その他	2件 1,410			2件 167	3件 249
臨時特例つなぎ資金					

不動産担保型 福祉資金					
合　　計	28件 3,848	18件 2,703	17件 1,049	23件 2,185	8件 663

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の影響により、収入が減少した方に対する特例の緊急小口資金等の貸付を実施し、貸付件数は以下の通り。

令和２年度（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

・緊急小口資金　　申請　６３４件　　決定数　６１９件

・総合支援資金　　申請　１７４件　　決定数　１４２件

令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

・緊急小口資金　　申請　１８７件　　決定数　１９９件

・総合支援資金　　申請　３１０件　　決定数　３０４件

令和４年度（令和４年４月１日～令和４年９月３０日）

・緊急小口資金　　申請　２３件　　決定数　　１１件

・総合支援資金　　申請　１７件　　決定数　　９件

※令和４年９月３０日まで、特例貸付の実施

（７）日常生活自立支援事業

【目　　的】　判断能力の十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者等の権利を守り自立した生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理、見守り等を行う。

（単位：件）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談件数	３０	３０	２０	１６	１５
利用件数	５０	３８	２９	２４	２１

（主な業務）

支援計画の策定、管理（利用者の希望によりサービスを選択）		
福祉サービスの利用援助	日常的金銭管理サービス	書類等の預りサービス
・福祉サービスに関する情報提供・助言 ・福祉サービスの利用手続き　援助 ・通知書類の確認援助	・年金の受領確認 ・手当ての受領確認 ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し ・医療費の支払い ・公共料金の支払い ・家賃等の支払い ・税金の支払い	・預金通帳（定期預金含む） ・保険証書 ・不動産権利書等 ・実印、印鑑登録カード ・銀行届印

（８）成年後見制度への対応

【目　　的】　成年後見制度の利用者増大に対応する。

・法人として後見人等の受任

平成 27 年 4 月 1 日より対応。令和４年度末までの就任依頼件数 24 件

（内受任承認件数 22 件）

令和７年度末受任件数 11 件　　成年後見事業運営委員会　2 回開催

・市民後見人養成講座の修了者数 45 名（令和７年度までの修了者）

（９）生活困窮者自立相談支援事業

【目　　的】　市から受託され自立相談支援事業を実施。生活困窮者からの相談に対応し、ともに生活の安定を目指す。

・相談件数　120 件（実数）支援調整会議　12 回

（１０）小口資金貸付

【目　　的】　熱海市民で、緊急かつ一時的に生活資金の必要な者に対し、援助指導を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図る。

貸付の対象	貸付限度額	償還期間	備　　考
経済的支援の必要な人が属すると判断された世帯	５０，０００円	６ヵ月以内	会長が特に必要と認めた場合
	３０，０００円		－

【貸付の状況】　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件　　数	１１	4	7	9	9
金　　額	１８６	２６	８２	１２９	１１３

（１１）伊豆山ささえ逢いセンター

令和３年 10 月 4 日に熱海市と共同運営で開設いたしました。主に６名の相談員と熱海市の保健師、県社協アドバイザーとで個別支援にあたっております。

支援対象世帯　127 世帯

相談件数　　延べ 954 件（訪問・電話・手紙・来所・その他）

相談内容　　住宅関係 10 件・介護医療関係 214 件・家族関係 103 件・就労関係 44 件・経済面 10 件・その他 536 件

令和７年度より市役所単独の事業に移りました。

（１２）社会福祉大会

【目　　的】　社会福祉の向上を目指し、多年にわたり福祉事業及び福祉活動の推進に功労のあった人々に感謝を顕わすため毎年開催している。
昭和６２年から熱海市と共催で実施している。

【会　　場】　熱海市役所第１庁舎４階第１・２会議室

【実　　績】　開催日　令和７年１０月２１日

【被表彰者状況】　（単位：人、団体）

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
大会会長表彰状	個人	9	9	5	１７	8
	団体	0	0	0	0	0
大会会長感謝状	個人	9	8	１２	7	7
	団体	0	0	1	0	0
社協会長表彰状	個人	１６	２０	４２	２９	１４
	団体	1	1	1	1	1
社協会長感謝状	個人	0	0	1	1	0
	団体	3	3	2	5	5

（１３）赤い羽根共同募金

【目　　的】　共同募金は、昭和２２年に民間の社会福祉事業の財源を補う必要から国民たすけあいの精神を基として始められました。

赤い羽根の共同募金は、法律に基づき、民間の社会福祉事業に必要な資金を県共同募金会に一元化し、県内の民間福祉施設・福祉団体・社会福祉協議会の福祉活動資金として配分されるものである。

毎年１０月１日から翌３月３１日まで、共同募金運動が全国一斉に実施されます。

【共同募金の実績】　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
町内会	１，３６０	１，３４１	１，３１２	１，４０５	１，１０８
民生委員	２０９	１１０	８９	１０３	１１４
学　　校	８６	８４	１２０	１０８	１２２
街　　頭	6	４６	４４	４７	３５
職　　域	0	0	0	0	0
法人扱い	0	0	１１２	１００	１６２
事務局	４５４	４３０	８３２	２４	３５２
合　　計	２，１１５	２，０１１	２，５０９	1，７８７	１，８９３

【共同募金配分金】※平成２９年度より申請なし　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
福祉施設	―	―	―	―	―
学童保育	―	―	―	―	―
子供遊び場	―	―	―	―	―
在宅援護活動	―	―	―	―	―
自主防災会	―	―	―	―	―
町内会	―	―	―	―	―
合　　計	―	―	―	―	―

（１４）歳末たすけあい募金

【目　　的】　歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、歳末にあたり、低所得者や施設入居者等が明るい正月を迎えられるよう援護活動をするための資金として、１２月１日から１２月３１日までの間、募金活動が行われる。

令和４年度より、集まった募金は、主に新学年に向けた小・中学生を対象に学用品代として、図書カードをお届けします。

【歳末たすけあい募金の実績】　（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
町内会	１，５３０	１，８９７	１，３８３	１，５１７	１，５５３
法人・大口募金	８	９２	８７	９３	４０
合　　計	１，５３８	１，９８９	１，４７０	１，６１０	１，５９３

【歳末たすけあい募金配分実績】

（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
低所得家庭	４１０				
年越資金	３５２				
児童学用品代 入学支度金	５８				
新学年に向けた 学用品代		５９８	４７８	４１２	４４２
地域福祉・ 在宅サービス事業	５６６	７１５	７６４	８１８	８４７
繰越金	５６２	６７６	２２８	３８０	３０４
合　　計	１，５３８	１，９８９	１，４７０	１，６１０	１，５９３

（１５）民生委員・児童委員活動の協力

地域での福祉活動を展開する上で民生委員・児童委員の協力は不可欠である。

地域福祉活動を効果的に行うため、情報の共有化や協力体制を強化していく。

１　共同募金・社協会費への協力

２　資金貸付決定への助言

３　サロン活動への協力

（１６）老人クラブ連合会

【目　　的】　連合会の健全な発展を図るため事務局を設け、運営の育成に努める。

（１７）在宅介護者の会

【目　　的】　在宅で介護されている方や介護経験者が相互の親睦を深めるとともに、関係機関と連携して､介護者家族の健康と福祉の向上を図ることを目的とする。

令和８年３月 31 日をもって閉会となりました。

（１８）居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

利用者やその家族の意向､希望に寄り添いながら適切なケアプラン作成､サービスの情報提供を行います。

・ケアプラン作成人数　２，１９０人　（令和６年度　１，９０２人）

（１９）訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

（ア）ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数　　年間延べ　３，９２２人　（実利用者数　５７７人）

（令和６年度　延べ ３，８１２人（実利用者数４２２人））

（イ）総合事業（地域支援事業）

従来の予防給付が市の核となる地域支援事業に移行しました。ケアプランに基づいた介護サービスの提供を行います。

・利用者人数　　延べ　６４４人　（実利用者数　１７４人）

（令和６年度　延べ　７２１人　（実利用者数　１６４人））

（ウ）障害福祉サービス（障害者自立支援事業）

ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数　　延べ　６９０人　（実利用者数　１１１人）

（内訳　移動支援　１２人・福祉サービス　９９人）

（令和６年度　延べ　７２１人　（実利用者数　１１２人））

（２０）通所介護事業（デイサービス）

※通所介護事業（デイサービス）は、令和３年３月３１日をもって閉鎖しました。

熱 海 市 の 福 祉・健 康

令和８年１０月発行

熱海市福祉事務所
〒413-8550　熱海市中央町１番１号
長寿介護課
長寿総務室　℡　８６－６３２１・６３２２
被災者支援室　℡　８６－６３８０
長寿支援室　℡　８６－６３２５・６３３６
介護保険室　℡　８６－６２８２・６２８５
社会福祉課
子育て支援室　℡　８６－６３５１・６３５２
障がい福祉室　℡　８６－６３３５・６３４７
生活保護室　℡　８６－６３３１・６３３２
健康づくり課
健康づくり室　℡　８６－６２９３・６２９５

熱海市社会福祉協議会
〒413-0015　熱海市中央町１番２６号
℡　８６－６３３９・６３４０